

福崎町 都市計画マスタープラン(案)

令和8年

兵庫県 福崎町

～ 目 次 ～

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって	1
1.都市計画マスタープランの位置づけ	1
2.都市計画マスタープランの構成	2
第1章 福崎町の概況	3
1.福崎町の特徴	3
2.福崎町の現況	10
2-1.人口・世帯数等の推移	10
2-2.人口流動	14
2-3.土地利用の現状	16
2-4.市街化の動向	18
2-5.産業	24
2-6.交通・道路等	33
2-7.公園・緑地	39
2-8.上水道・下水道	41
2-9.その他処理施設	44
2-10.公共施設	45
2-11.文化・観光資源	48
2-12.防災・減災	52
第2章 福崎町の課題	55
第3章 将来の都市像	60
1.近年の都市づくりの動向	60
1-1.コンパクト+ネットワークのまちづくりに向けた国の動向	60
1-2.国土の多様性や個性をいかした都市づくり	61
2.福崎町がめざすべき都市像	61
2-1.都市づくりの理念	61
2-2.将来の都市像	62
第4章 将来の都市構造の考え方	63
1.将来の都市構造の基本的な考え方	63
1-1.既成市街地と新市街地の共栄	63
1-2.まちの拠点づくり及び持続可能な都市構造の形成とネットワーク化	63
1-3.安全・安心なまちづくり	64
2.土地利用誘導の方針	64
2-1.都市計画区域の方針	64
2-2.区域区分の方針	64
2-3.用途地域指定の方針	64
2-4.立地適正化計画の方針	64
3.将来の人口フレーム	65

第5章 都市づくりの方向性と分野別の方針	66
1.都市づくりの視点	66
2.分野別の方針	71
2-1.土地利用	72
2-1-1.土地利用の方針	72
2-1-2.市街地の土地利用方針	73
2-1-3.市街化調整区域の土地利用方針	76
2-2.まちの基盤(利便・快適)	78
2-2-1.公共交通・道路・都市計画道路	78
2-2-2.市街地整備	85
2-2-3.公園・緑地	88
2-2-4.河川・ため池	90
2-2-5.住宅	91
2-2-6.上水道・下水道	93
2-2-7.その他処理施設	96
2-2-8.公共施設等	97
2-3.まちの活力(観光)	98
2-3-1.観光拠点の整備、強化	98
2-3-2.観光ルートの整備	98
2-3-3.まちの魅力発信	99
2-3-4.空き家を利活用したまちづくり事業の検討	99
2-4.まちの安全・安心	101
2-4-1.防災・減災	101
2-4-2.ユニバーサル社会への対応	106
第6章 まちづくりの実現に向けて	107
1.まちづくりにあたっての役割分担	107
2.まちづくりの推進と取組	108
3.都市計画マスタープランの見直し	109

(資料編)

1.上位計画・関連計画等	111
1-1.上位計画	111
1-2.関連計画等	123
2.福崎町の年表(主な出来事)	143
3.用語説明	145
4.都市計画決定状況	155
5.都市計画決定(変更)の経緯(種類別)	158

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

都市計画マスタープランは、市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映して、望ましい都市像を明らかにするとともに、土地利用、道路、公園等の都市施設*の整備などの基本方針を示して、具体的な都市計画*を定める際の総合的な指針となるものです。

本町では都市計画マスタープランを平成12年2月に策定(平成22年2月、平成28年6月に改定)し、これまで、都市計画法に基づく土地利用規制等の見直しや道路、下水道等の都市施設整備に取り組んできました。

しかしながら、その後、人口減少社会や超高齢社会*が進展する中で社会経済情勢は大きく変化しています。また、本町においても、地域主体のまちづくりが求められるなかで「福崎町自治基本条例*」を施行(平成25年7月1日)するとともに、「福崎町立地適正化計画(平成29年3月)」「福崎町第6次総合計画(令和6年3月)」等の上位・関連計画を策定しました。

このような背景のもとで、社会的潮流や本町を取り巻く環境の変化に対応するため、「福崎町都市計画マスタープラン」を改定します。

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として定める法定計画であり、本町の最上位計画である「福崎町第6次総合計画」や県が定める「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」に即して策定します。また、「福崎町地域公共交通計画」などの各分野の個別計画と相互に整合を図りながら定めます。(資料編参照)

都市計画マスタープランの目標年次は、令和8年度を基準年次として、概ね10年後の令和17年度(2035年)とし、都市計画法に基づき本町が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針とするほか、これからのまちづくりを進めるにあたっての指針として定めます。

なお、本計画の対象区域は、都市計画区域以外の田口地区を含む町全域(45.79km²)としています。

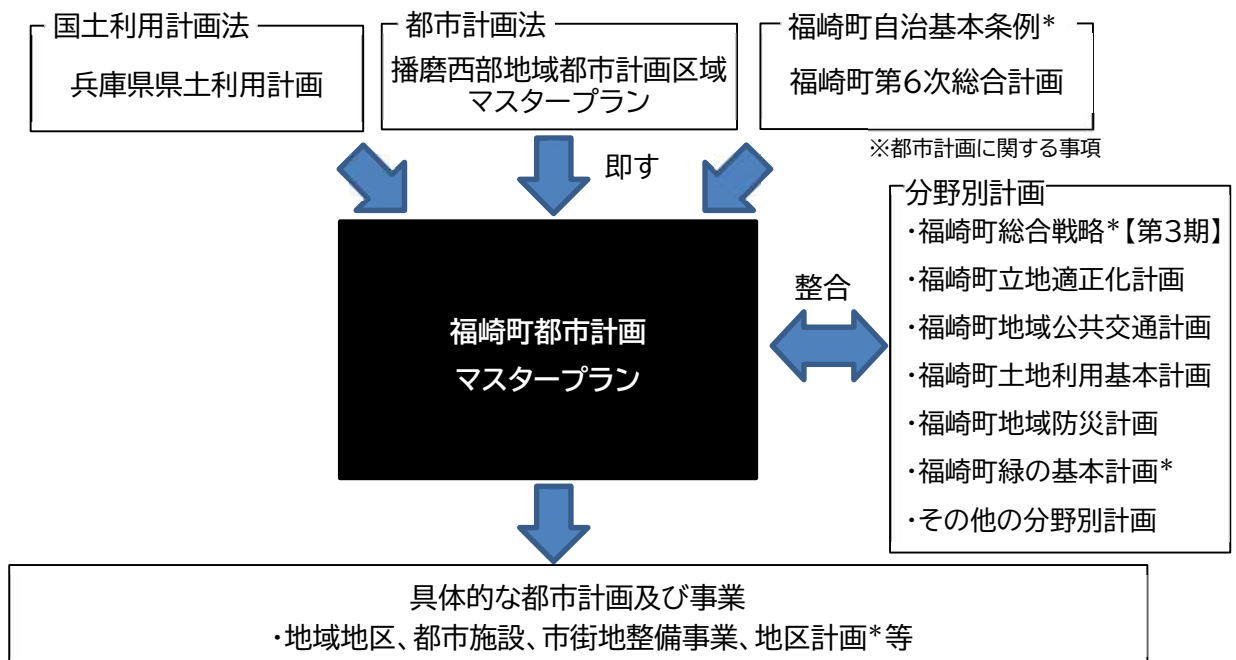


図 序.1 都市計画マスタープランの位置づけ

2. 都市計画マスタープランの構成

本町の現状とまちづくりの課題を整理し、まちの将来ビジョンや土地利用、道路等の都市施設*のあり方を明確にして、都市づくりの目標と分野別の基本方針を定め、それを実現するための推進方針として、今後10年間での取組内容を示しています。

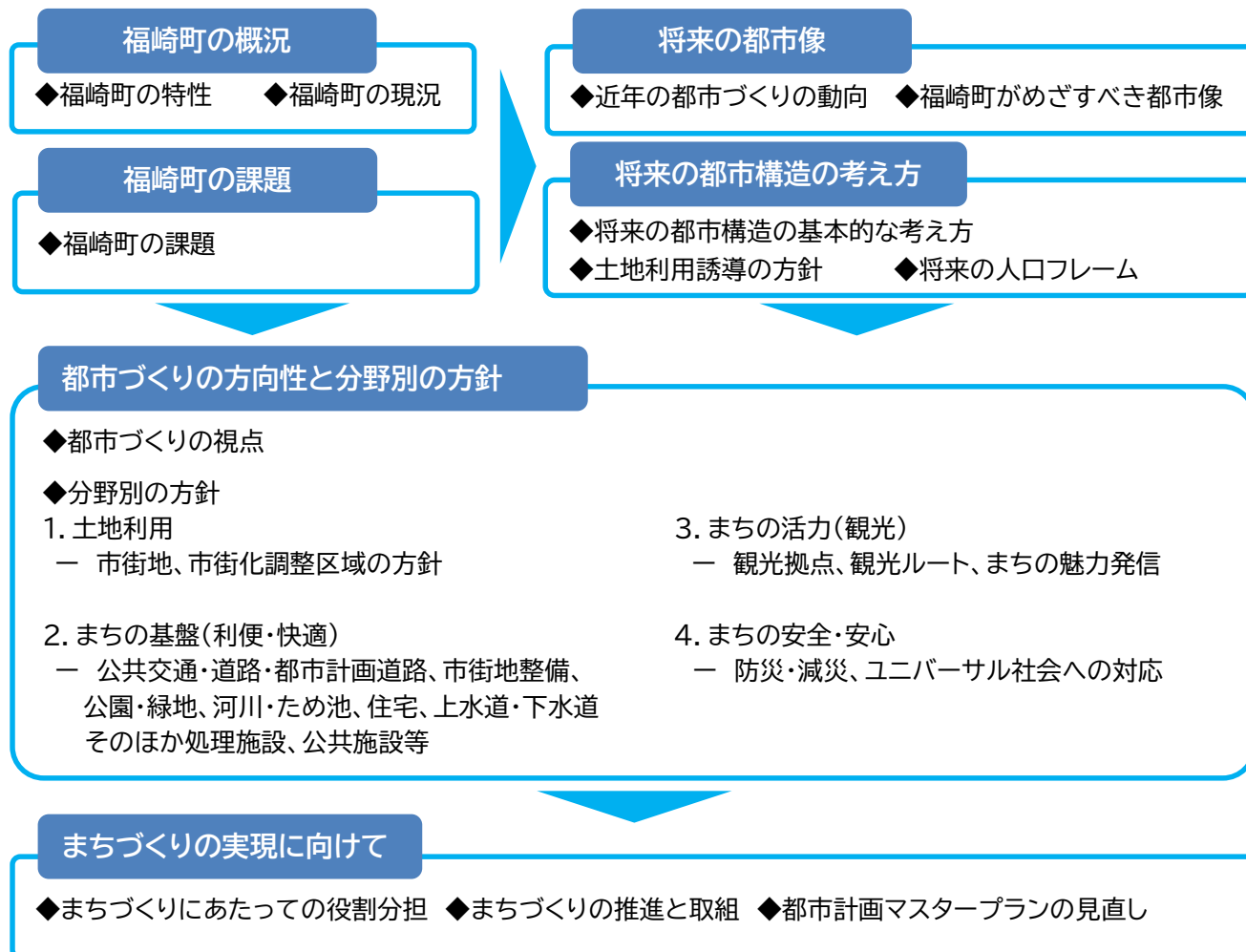


図 序.2 都市計画マスタープランの構成

第1章 福崎町の概況

1. 福崎町の特徴

(1) 位置・地勢

本町は、兵庫県の中央部からやや南寄り(北緯34°57′、東経134°46′)に位置し、周辺を緑の山々で囲まれた盆地形状の町域となっています。町域は、東西10.1km、南北11.5km、総面積45.79km²であり、北は市川町、南と西は姫路市、東は加西市と接しています。

中央部には清流“市川”が流れており、流域に農地と市街地が広がっています。また、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が町の中央部のやや南側で交差する「福崎インターチェンジ」(以降、福崎IC)をもつ広域的な交通の要衝地であり、また播磨地域の中核都市である姫路市の中心部から約17kmの距離にある利便性の高い立地条件を有しています。

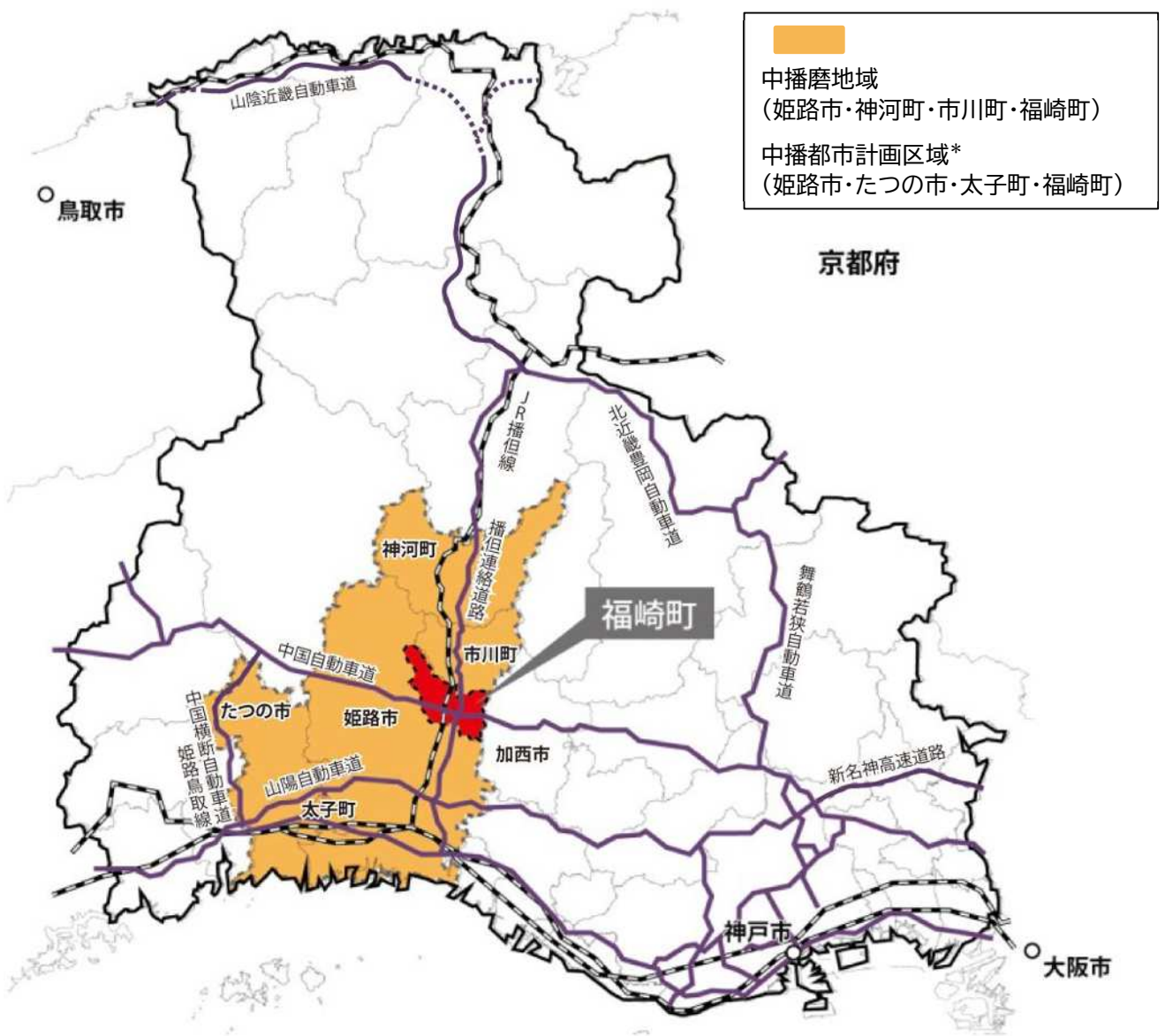


図 1.1 福崎町の位置

(2) 沿革

本町に人が住み始めたのは、今から数万年前の旧石器時代であり、当時の石器が発見されています。縄文時代や弥生時代には町内各地で人々の生活が営まれ、古墳時代後期になると、多くの古墳が段丘上や山すそに築かれました。

奈良時代の本町は播磨国に属し、『播磨国風土記』には、はりまのくに ふうどき 神前(崎)郡かむさきの こほりの里として「高岡里」(旧福崎町)「多駱里」(田原村、八千種村)「川辺里」(田原村の一部)が記載されており、高岡里では奈真佐山たかおかのさと (七種山)や郡名の由来となった神前山かむさきやま、多駱里では八千軍野ただのさと やちくまの (八千種)の記述が見られます。

平安時代末から鎌倉時代は、田原荘たわらのしやう、高岡荘たかおかのしやう、陰山荘かげやまのしやうの3つの荘園が成立しました。江戸時代には、姫路藩領に属していました。さらに、明治22年には町村制の施行で田原村、八千種村、福崎村が発足し、大正14年には、福崎村が神崎郡で初めて町制を施行し、旧福崎町となりました。

このような移り変わりのなか、昭和31年5月3日に、古くから風習、習慣を同じくし、地勢、交通などにおいても密接な関係にあった田原村、八千種村、旧福崎町の1町2村が合併し、現在の福崎町となりました。

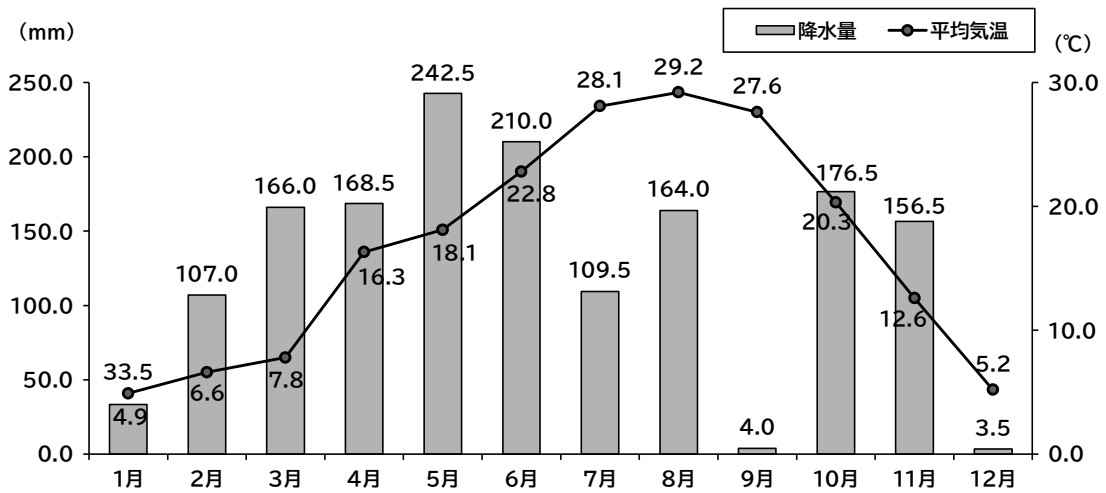
以降、播但連絡道路や中国縦貫自動車道の開通後は、交通の要衝として福崎工業団地などの民間開発が進み、内陸型工業都市としての性格を強めました。その後も、工業団地の拡張等が進み、平成9年には福崎町東部工業団地が完成しました。町内への企業進出が進む中で、福崎ICの交通需要の高まりから、アクセス機能強化のために県道三木穴栗線及び町道中島井ノ口線の整備を進めてきました。また、令和元年に完了した福崎駅周辺整備事業は、本町の交通拠点としての機能を大幅に向上させました。

(4) 気候

概ね瀬戸内海型の穏やかな気候ですが、内陸型気候の影響も若干受けており、寒暖差が比較的大きい気象となっています。

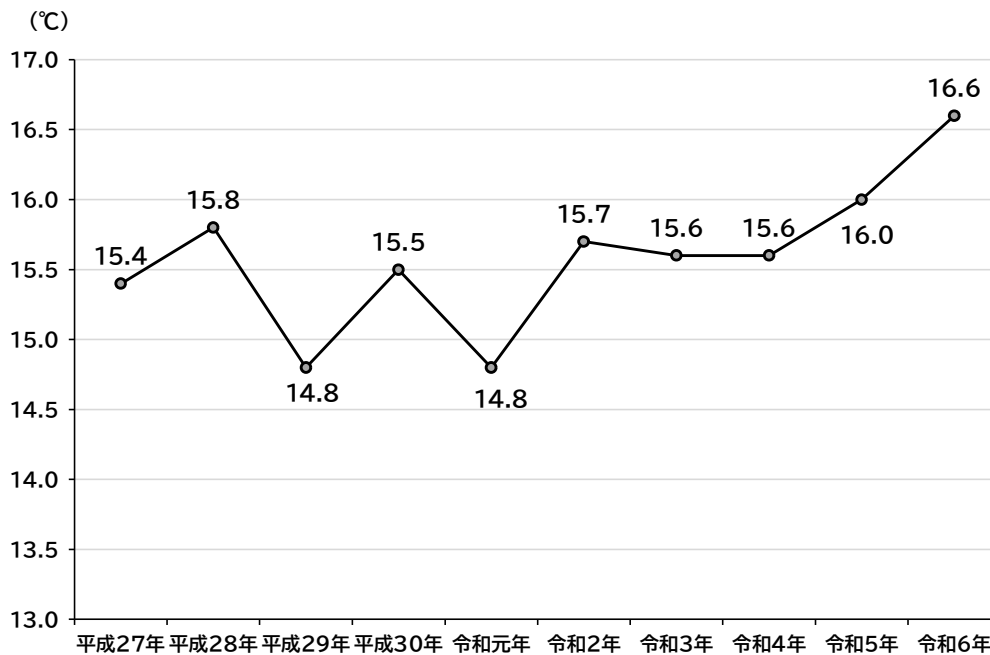
風向・風速については、夏の南西風、冬の北西風という日本の季節風の影響が色濃く見られます。

また近年、地球温暖化の影響で年平均気温の上昇が見られます。局地的なゲリラ豪雨も度々発生し、床下浸水などの被害が発生しています。



資料:気象庁

図 1.3 月別降水量と平均気温(令和6年)



資料:気象庁

図 1.4 年平均気温の推移

(5) 面積

町の面積は、4,579haであり、このうち3,787haが都市計画区域*の指定を受けています。都市計画区域*のうち、430haが市街化区域、3,357haが市街化調整区域*となっています。

表 1.1 区域区分*別の面積

令和7年6月1日現在

区域区分	面積
行政区域	4,579ha (100.0%)
都市計画区域	3,787ha (82.7%)
市街化区域	430ha (9.4%)
市街化調整区域	3,357ha (73.3%)
都市計画区域外	792ha (17.3%)

資料:まちづくり課

(6) 自然環境

① 山林

町面積4,579haのうち、山林面積は約43%にあたる1,961haを占めており、保安林指定区域は、土砂流出防備保安林*、水源かん養保安林など595haとなっています。また、町内の災害危険箇所として土砂災害(特別)警戒区域(土砂流)、土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)、山腹崩壊危険地区*及び崩壊土砂流出危険地区*等が指定されています。(資料/町面積・山林面積:固定資産概要調書)

② 河川

本町の主要河川として町中央部を南北に流れる県管理の二級河川*市川があり、その支川として七種川、平田川、雲津川、西谷川(いずれも二級河川*)及び30本の町が管理する普通河川が流れています。また、町内を流れる中小河川は、灌漑用水を兼用しています。

表 1.2 県管理河川

令和7年6月1日現在 (単位:m)

区分	河川名	延長	改良	暫定改良
二級河川	市川	4,250		
		右 5,000 左 3,500		
	七種川	5,924	1,024	
	平田川	2,800		1,386
	雲津川	3,200	1,110	1,400
西谷川	2,500		2,500	

資料:まちづくり課

表 1.3 町管理河川(普通河川)

令和7年6月1日現在(単位:m)

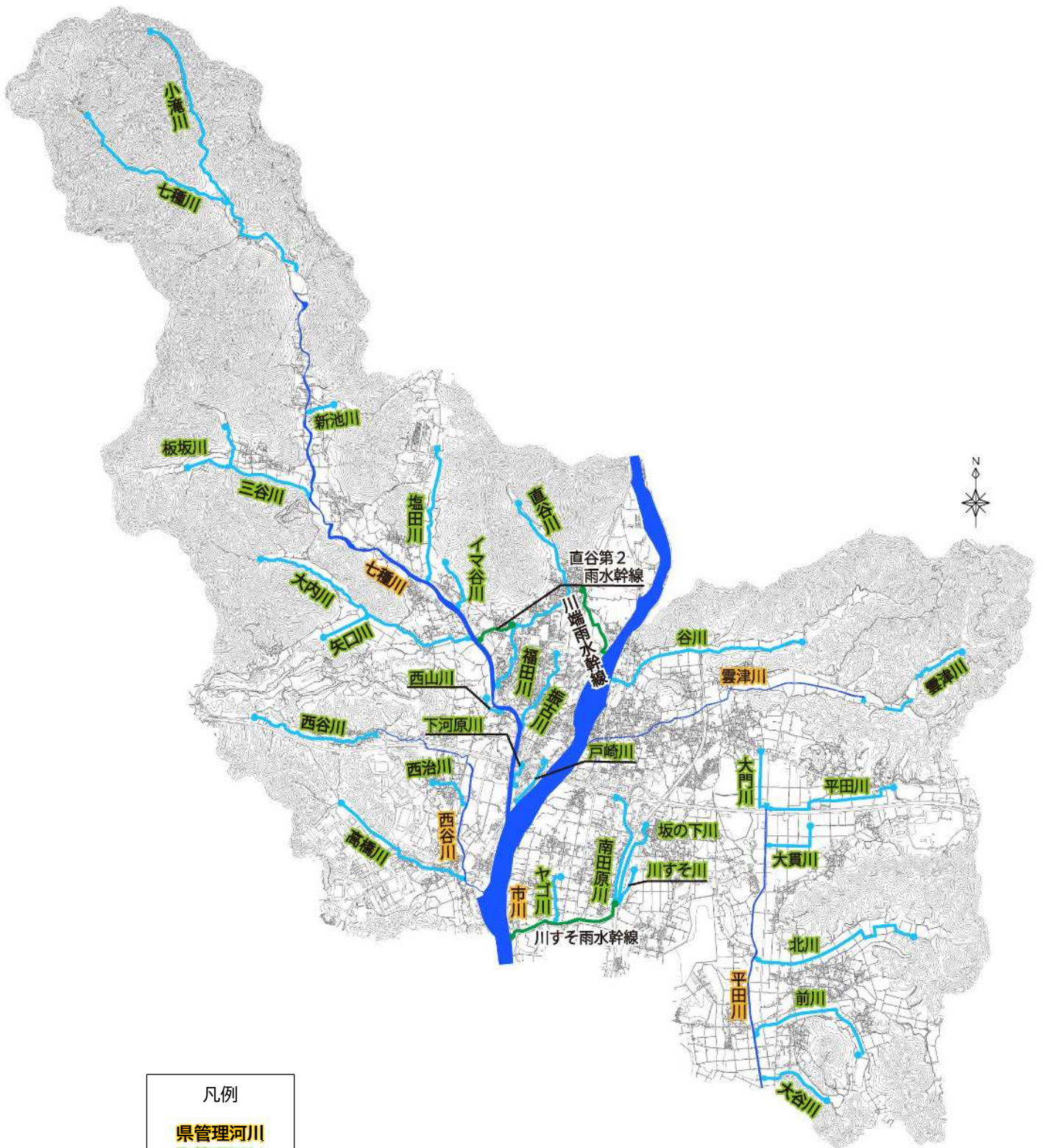
区分	河川名	延長	改良	暫定改良
普通河川	大谷川	850		850
	前川	1,410		1,410
	北川	1,890	74	1,530
	大貫川	630		630
	平田川	1,420	1,420	
	大門川	630		630
	雲津川	940		940
	谷川	2,090		850
	川すそ川	540		
	高橋川	1,540	1,540	
	西谷川	1,170	260	23
	振古川	900	900	
	直谷川	1,754	446	208
	塩田川	1,420	1,370	
	大内川	2,600	880	

区分	河川名	延長	改良	暫定改良
普通河川	矢口川	495		480
	西治川	506	370	136
	ヤゴ川	508	360	
	南田原川	1,100	1,100	
	新池川	270		270
	下河原川	230	230	
	戸崎川	540	540	
	西山川	230	230	
	坂の下川	740	740	
	福田川	700	547	153
	三谷川	1,320	1,121	
	イマ谷川	551	551	
	七種川	3,050	460	
	小滝川	2,120		
	板坂川	465		465

資料:まちづくり課

③ ため池

町内には約200か所のため池があり、そのうち受益面積が0.5ha以上の特定ため池(防災重点農業用ため池)は63か所にのぼります。



凡例
 県管理河川
 町管理河川

図 1.5 町内の主な河川

2. 福崎町の現況

2-1. 人口・世帯数等の推移

(1) 人口・世帯数

本町の総人口は 19,377 人(令和2年国勢調査*)です。平成初頭に1万9千人に達した後、町内にある大学の学生数の増減による影響で若干の変動はあるものの、概ね2万人の人口を維持していました。しかしながら、市街化区域においては人口定着がみられるものの、市街化調整区域*における減少が大きく、人口は平成17年をピークに年々減少しています。

一方、世帯数は昭和55年以降一貫して増加しており、令和2年国勢調査*では、世帯数は7,795世帯となっています。

平成17年以降は、人口が減少し世帯数が増加しているため、世帯あたりの平均人数の低下が続き、核家族化や高齢世帯の増加が進んでいる傾向が見られます。

表 1.4 行政区域人口の推移

(単位:人)

区域	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
行政区域人口	20,669	19,830	19,738	19,377
都市計画区域人口	19,359	19,205	19,106	18,678
市街化区域人口	10,081	10,139	10,393	10,509
市街化調整区域人口	9,278	9,066	8,713	8,169
都市計画区域外人口	1,310	625	632	699

資料:国勢調査

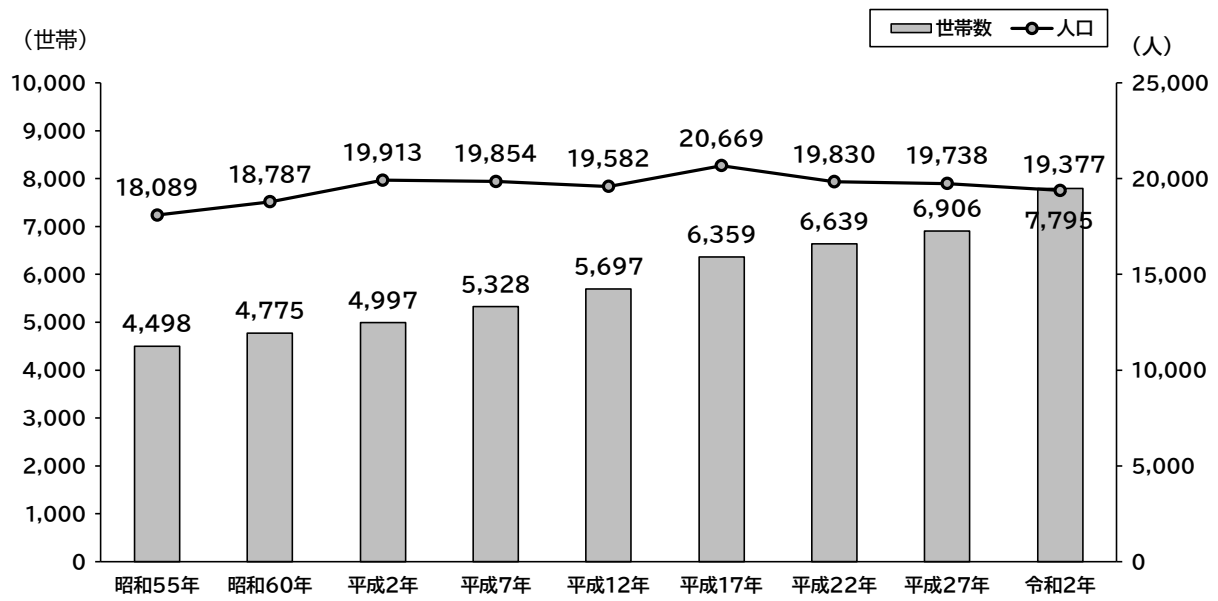
表 1.5 人口・世帯の推移

(単位:人)

区域	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	20,669 (100.0%)	19,830 (100.0%)	19,738 (100.0%)	19,377 (100.0%)
15歳未満	2,865 (13.9%)	2,724 (13.7%)	2,698 (13.7%)	2,442 (12.6%)
15～64歳	13,594 (65.7%)	12,336 (62.5%)	11,603 (59.0%)	10,516 (54.3%)
65歳以上	4,210 (20.4%)	4,689 (23.7%)	5,360 (27.3%)	5,454 (28.1%)
世帯数	6,359	6,639	6,906	7,795
1世帯あたりの人員	3.25	2.99	2.86	2.49

注)総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない

資料:国勢調査



資料：国勢調査

図 1.6 人口及び世帯数の推移

(2) 年齢階層別人口

国勢調査*における年齢階層別人口をみると、令和2年の0～14歳の幼年人口は2,442人(12.6%)、15～64歳の生産年齢人口は10,516人(54.3%)、65歳以上の老年人口は5,454人(28.1%)となっており、少子高齢化が確実に進展しています。

また、平成28年以降の年齢階層別人口の動向を住民基本台帳*の数値でみると、高齢化は更に進んでおり、令和6年の65歳以上の老年人口比率は29.5%に達しています。さらに75歳以上の後期高齢者が16.8%を占めており、老年人口の半数以上が75歳以上となっています。

表 1.6 年齢区分別人口の推移(国勢調査*)

(単位:人)

	0～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上	
					うち、75歳以上
昭和40年	4,257(26.1%)	6,498(39.8%)	4,133(25.3%)	1,434 (8.8%)	515 (3.2%)
昭和45年	3,888(23.4%)	6,535(39.3%)	4,575(27.5%)	1,639 (9.8%)	590 (3.5%)
昭和50年	4,134(23.5%)	6,578(37.4%)	5,022(28.5%)	1,869(10.6%)	669 (3.8%)
昭和55年	4,197(23.2%)	6,409(35.4%)	5,292(29.3%)	2,191(12.1%)	813 (4.5%)
昭和60年	4,241(22.6%)	6,195(33.0%)	5,764(30.7%)	2,587(13.7%)	1,018 (5.4%)
平成2年	3,666(18.4%)	6,771(34.0%)	6,456(32.4%)	3,020(15.2%)	1,341 (6.7%)
平成7年	3,287(16.6%)	6,439(32.4%)	6,651(33.5%)	3,477(17.5%)	1,553 (7.8%)
平成12年	3,041(15.5%)	6,109(31.2%)	6,597(33.7%)	3,835(19.6%)	1,780 (9.1%)
平成17年	2,865(13.9%)	7,017(33.9%)	6,577(31.8%)	4,210(20.4%)	2,174(10.5%)
平成22年	2,724(13.7%)	6,015(30.3%)	6,321(31.9%)	4,689(23.7%)	2,395(12.1%)
平成27年	2,698(13.7%)	5,491(27.9%)	6,112(31.1%)	5,360(27.3%)	2,552(13.0%)
令和2年	2,442(12.6%)	4,632(23.9%)	5,884(30.4%)	5,454(28.1%)	2,747(14.2%)

資料:国勢調査
※年齢不詳者は除く

表 1.7 年齢区分別人口の推移(住民基本台帳*)

各年3月31日現在 (単位:人)

	0～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上	
					うち、75歳以上
平成28年	2,755(14.1%)	5,485(28.0%)	6,040(30.9%)	5,271(27.0%)	2,486(12.7%)
平成29年	2,709(13.9%)	5,485(28.1%)	6,004(30.7%)	5,346(27.3%)	2,569(13.1%)
平成30年	2,681(13.9%)	5,305(27.4%)	5,979(30.9%)	5,367(27.8%)	2,620(13.6%)
平成31年	2,632(13.7%)	5,257(27.3%)	5,946(30.9%)	5,426(28.1%)	2,683(13.9%)
令和2年	2,565(13.4%)	5,136(26.9%)	5,964(31.2%)	5,436(28.5%)	2,729(14.3%)
令和3年	2,538(13.4%)	4,959(26.2%)	5,979(31.6%)	5,469(28.9%)	2,755(14.5%)
令和4年	2,495(13.3%)	4,781(25.5%)	5,992(31.9%)	5,494(29.3%)	2,858(15.2%)
令和5年	2,417(12.9%)	4,847(25.9%)	5,996(32.0%)	5,472(29.2%)	2,982(15.9%)
令和6年	2,367(12.7%)	4,823(25.8%)	5,985(32.0%)	5,513(29.5%)	3,135(16.8%)

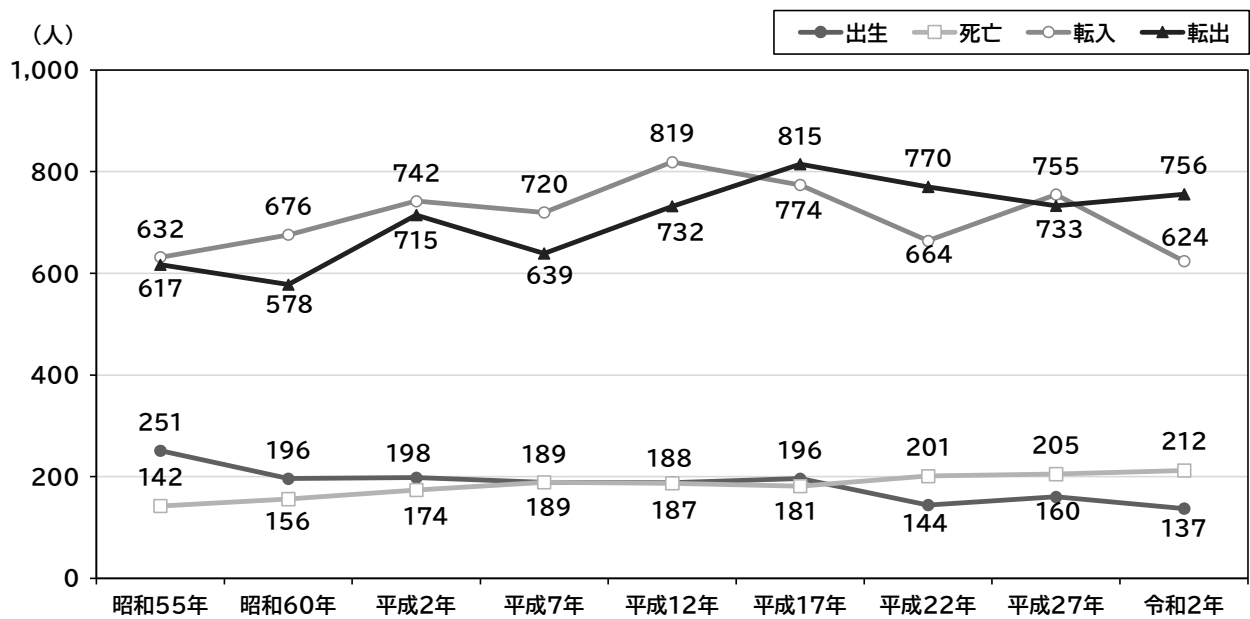
資料:住民基本台帳

(3) 人口動態

本町の人口動態を転入・転出の動きからみると、平成12年頃までは転入者数が転出者数を上回り、町として一定の社会増が続いていました。しかし、その後は状況が変化し、転出が転入を上回る年が多くなっています。これは、進学や就職に伴う若年層の町外流出が影響していると考えられます。

また、自然動態である出生数と死亡数の推移をみると、平成2年頃までは出生数が死亡数を上回り、自然増の状態にありました。しかし、その後は出生数の減少と高齢化の進行により、両者はほぼ同程度となり、平成22年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状況へと転じています。

以上のことから、本町の人口は社会動態・自然動態の両面から減少傾向が強まっていることがうかがえます。



資料：住民生活課・市町別主要統計指標

図 1.7 人口動態の推移

2-2. 人口流動

通勤者については、流入が昭和60年以降一貫して増加傾向にあるのに対し、流出は平成22年をピークに若干減少傾向にあります。通学者については、流出が概ね横ばいであるのに対し、流入は平成2年をピークに減少傾向にあります。

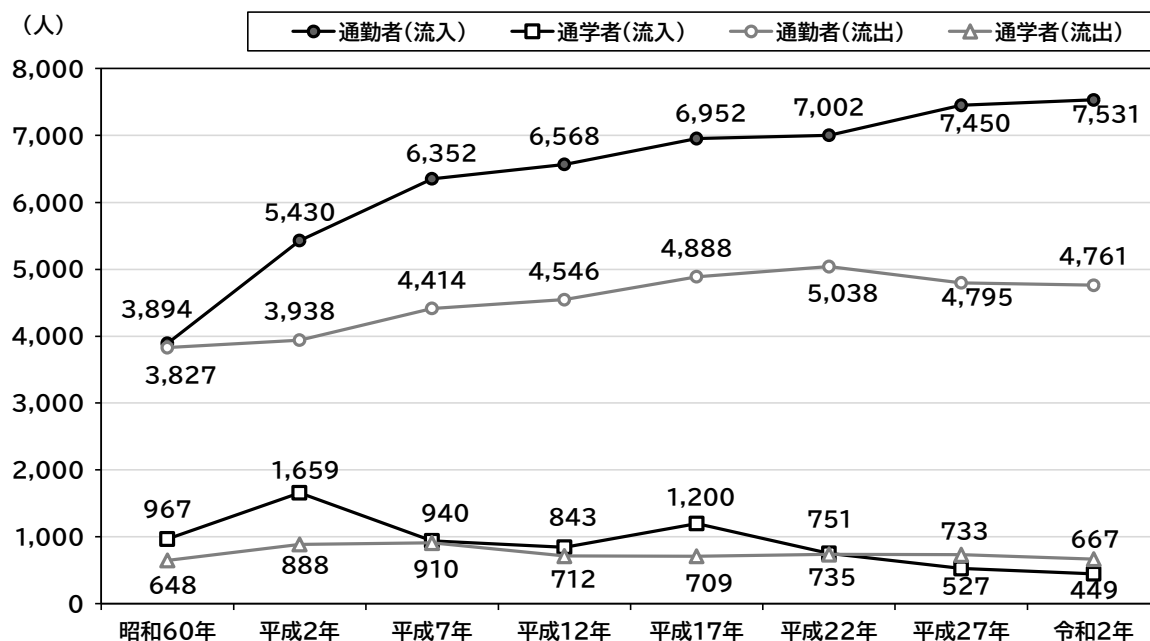
令和2年国勢調査*による本町の昼間人口は21,929人で、夜間人口19,377人と比べた昼夜間人口率は113.2%と県内トップとなっています。

表 1.8 人口流動の推移

(単位:人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
夜間人口	18,787	19,913	19,854	19,582	20,669	19,830	19,738	19,377	
流入	通勤者	3,894	5,430	6,352	6,568	6,952	7,002	7,450	7,531
	通学者	967	1,659	940	843	1,200	751	527	449
	計	4,861	7,089	7,292	7,411	8,152	7,753	7,977	7,980
流出	通勤者	3,827	3,938	4,414	4,546	4,888	5,038	4,795	4,761
	通学者	648	888	910	712	709	735	733	667
	計	4,475	4,826	5,324	5,258	5,597	5,773	5,528	5,428
流入－流出	386	2,263	1,968	2,153	2,555	1,980	2,449	2,552	
昼間人口	19,173	22,176	21,822	21,741	23,224	22,069	22,187	21,929	
昼夜間人口率(%)	102.1	111.4	109.9	111.0	112.4	111.3	112.4	113.2	

資料:国勢調査

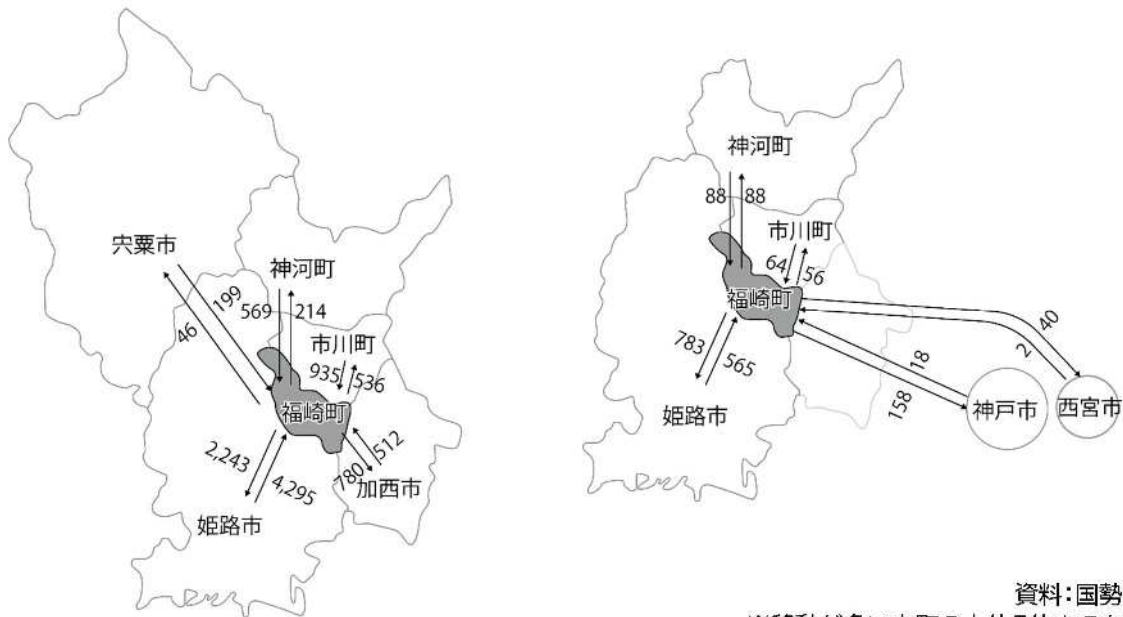


資料:国勢調査

図 1.8 人口流動の推移

通勤流動

通学流動



資料：国勢調査
※移動が多い市町の上位5位までを表記

図 1.9 通勤・通学流動(令和2年国勢調査)

表 1.9 兵庫県内市町別昼夜間人口比率のランキング(令和2年国勢調査*)

順位	市区町村名	昼間人口率	夜間人口	昼間人口	順位	市区町村名	昼間人口率	夜間人口	昼間人口
1	福崎町	113.2%	19,377	21,929	22	尼崎市	96.6%	459,593	443,929
2	加東市	108.6%	40,645	44,147	23	西脇市	96.6%	38,673	37,350
3	加西市	107.5%	42,700	45,882	24	三田市	95.8%	109,238	104,676
4	洲本市	103.1%	41,236	42,506	25	新温泉町	95.7%	13,318	12,746
5	神戸市	102.3%	1,525,152	1,560,753	26	丹波篠山市	95.4%	39,611	37,781
6	小野市	101.6%	47,562	48,324	27	香美町	95.0%	16,064	15,261
7	豊岡市	101.3%	77,489	78,477	28	穴粟市	93.9%	34,819	32,688
8	養父市	101.2%	22,129	22,403	29	伊丹市	93.2%	198,138	184,573
9	佐用町	101.0%	15,863	16,019	30	明石市	90.5%	303,601	274,720
10	三木市	100.9%	75,294	75,974	31	加古川市	90.1%	260,878	234,987
11	姫路市	100.2%	530,495	531,747	32	多可町	89.4%	19,261	17,211
12	高砂市	100.1%	87,722	87,810	33	西宮市	88.6%	485,587	430,122
13	相生市	98.9%	28,355	28,055	34	市川町	88.0%	11,231	9,882
14	淡路市	98.7%	41,967	41,427	35	播磨町	87.0%	33,604	29,234
15	稲美町	98.6%	30,268	29,858	36	神河町	86.8%	10,616	9,217
16	朝来市	98.5%	28,989	28,547	37	芦屋市	85.8%	93,922	80,555
17	上郡町	97.5%	13,879	13,528	38	太子町	81.7%	33,477	27,349
18	たつの市	97.4%	74,316	72,387	39	川西市	81.1%	152,321	123,592
19	丹波市	97.4%	61,471	59,866	40	宝塚市	81.0%	226,432	183,303
20	赤穂市	97.2%	45,892	44,586	41	猪名川町	78.8%	29,680	23,398
21	南あわじ市	97.1%	44,137	42,837		兵庫県	96.1%	5,465,002	5,249,636

資料：国勢調査

2-3. 土地利用の現状

本町は、中播磨地域の内陸部にあり、山に囲まれた町の中央部の低地を市川が流れるなど、豊かな自然を有しています。本町の面積は4,579haあり、町域の約83%が都市計画区域*に指定されています。

市街化区域は、市川右岸の福崎駅周辺から市川左岸の福崎IC周辺に広がっています。駅を中心として発展してきた福崎駅周辺は、古くから土地利用が進んだために、住工混在地が広く分布しています。市川左岸は、農地などの低未利用地*が多く残っていましたが、新しく整備された道路沿線では商業地などの土地利用が顕著になっています。

また、工業地は福崎工業団地・福崎企業団地が整備された南西部、福崎町東部工業団地が整備された東部に形成されています。

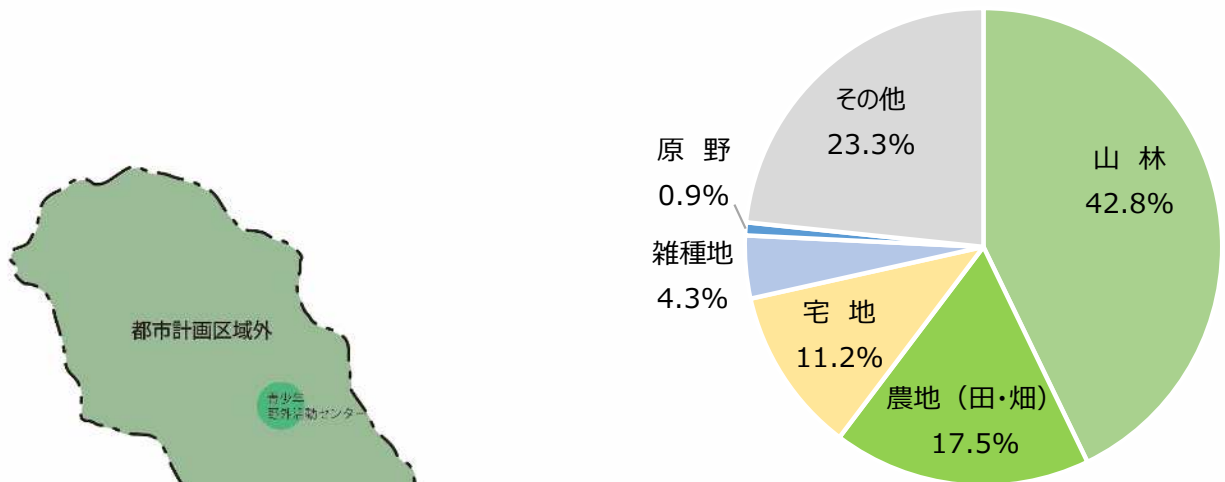
市街化調整区域*を含めた本町の土地利用状況は、宅地が約11%で、田や畑、山林などの自然的土地利用は約60%となっています。

表 1.10 用途地域*の指定状況

令和7年6月1日現在

区分	面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域	3,787	82.7%
市街化区域	430	9.4%
第1種低層住居専用地域	13	0.3%
第2種中高層住居専用地域	95	2.1%
第1種住居地域	58	1.3%
第2種住居地域	33	0.7%
近隣商業地域	10	0.2%
準工業地域	68	1.5%
工業専用地域	153	3.3%
市街化調整区域	3,357	73.3%
都市計画区域外	792	17.3%
総面積	4,579	100.0%

資料:まちづくり課



令和7年1月1日現在
資料:固定資産税概要調書

図 1.10 土地利用状況

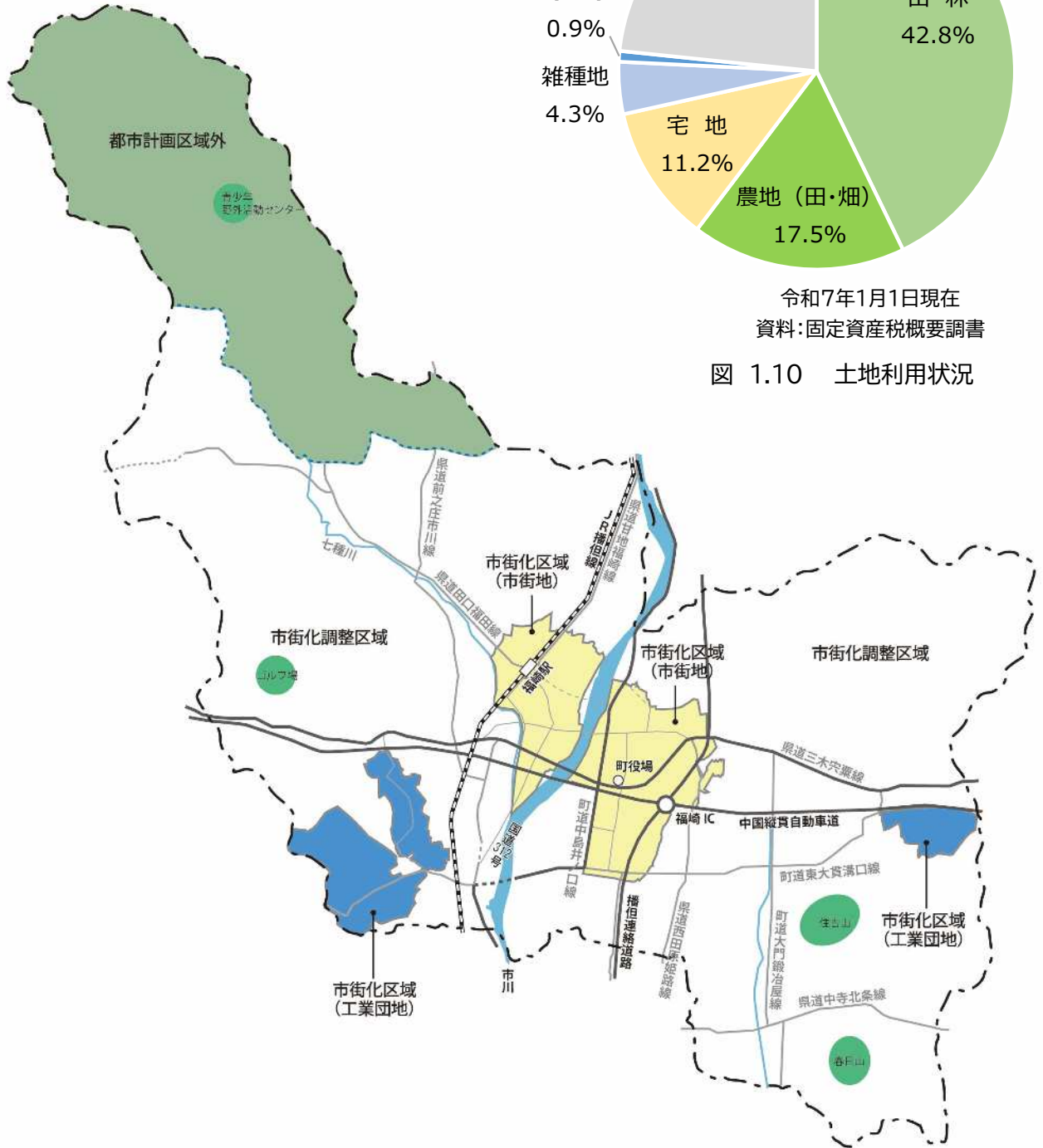


図 1.11 土地利用の現況

2-4. 市街化の動向

本町には人口集中地区(DID)はありませんが、人口密度は駅前地区で高く防災性の向上に努める必要性があることから、約12.5haが課題地域*に指定されています。

宅地面積は、昭和50年の231haから、令和6年はその2倍以上となる約513haとなり、全面積4,579haの11.2%となっています。

昭和40年の町中心部建築物分布図と令和2年の町中心部航空写真を比較すると、田原地区では中国縦貫自動車道及び播但連絡道路の開通に加え、県道三木穴栗線や町道中島井ノ口線沿線に役場庁舎や金融機関、物品販売店舗などの進出が進んだことや、住宅地開発に伴う専用住宅の増加が確認できます。福崎駅前地区や新町地区は、昭和40年当時から建物の集積が確認できます。その後、土地区画整理*などは実施されなかったため、現在でも大きな変化はなく、老朽木造建物が密集している状態です。

また、全国的に少子・高齢化の進展に伴って空き家が増加するなか、本町内の空き家は、平成27年は317戸、令和6年は380戸(空家率約4.3%)となっています。(資料/空き家等実態調査結果)

区域区分*毎の空き家の内訳は、市街化区域が131戸、市街化調整区域*が242戸、都市計画区域*外が7戸となっており、特定の区域に集中しているのではなく、町内全域に空き家が点在している状況にあります。

なお、市街化調整区域*では、厳しい建築制限の下で農家住宅等以外の開発行為は原則禁止されてきましたが、平成14年に兵庫県が特別指定区域制度*を導入し、一定の緩和が図られました。本町では、西大貫地区が平成16年6月に初めて指定されたことを皮切りに、平成19年1月には町内全域で指定されました。

特別指定区域制度*による建築実績(新築)は、令和6年で8件(平成24年から令和6年の平均約13件/年)となっており、市街化調整区域*における集落の活力維持に一定の効果を発揮しています。

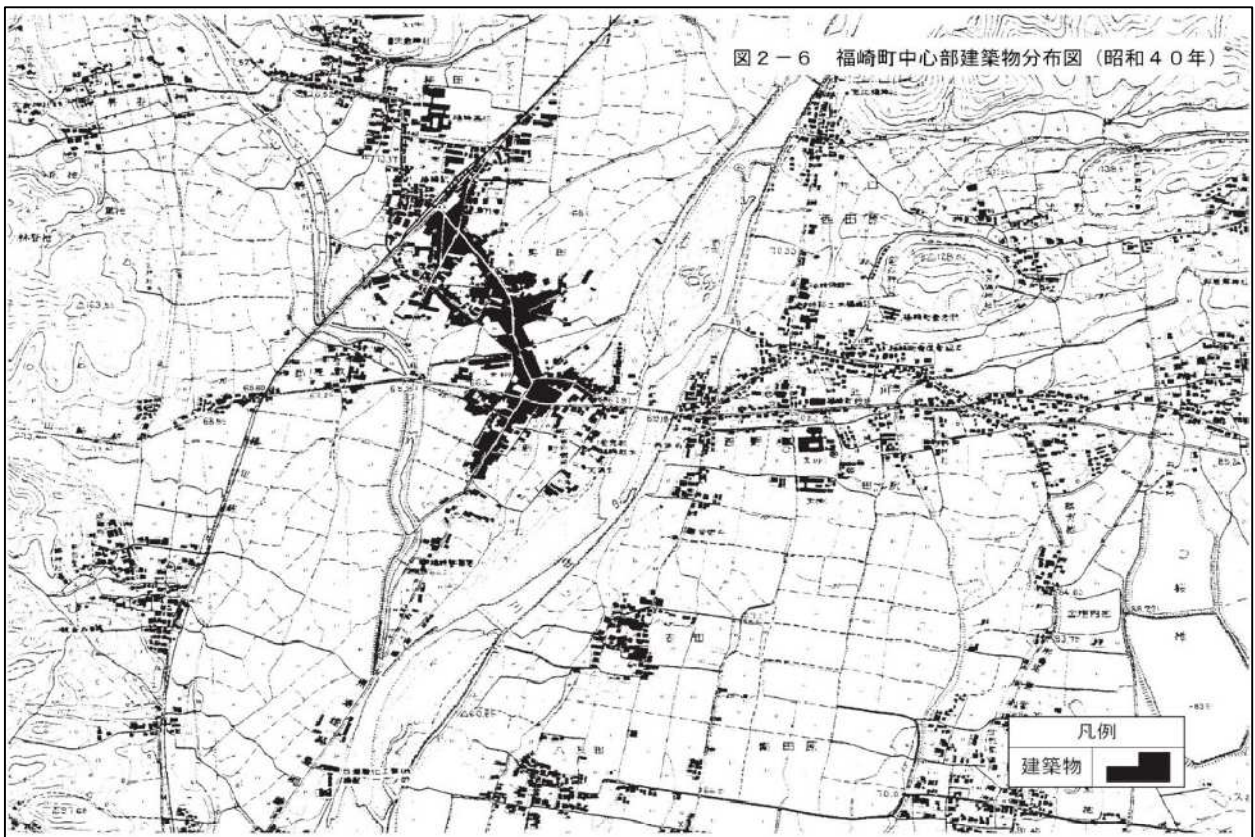
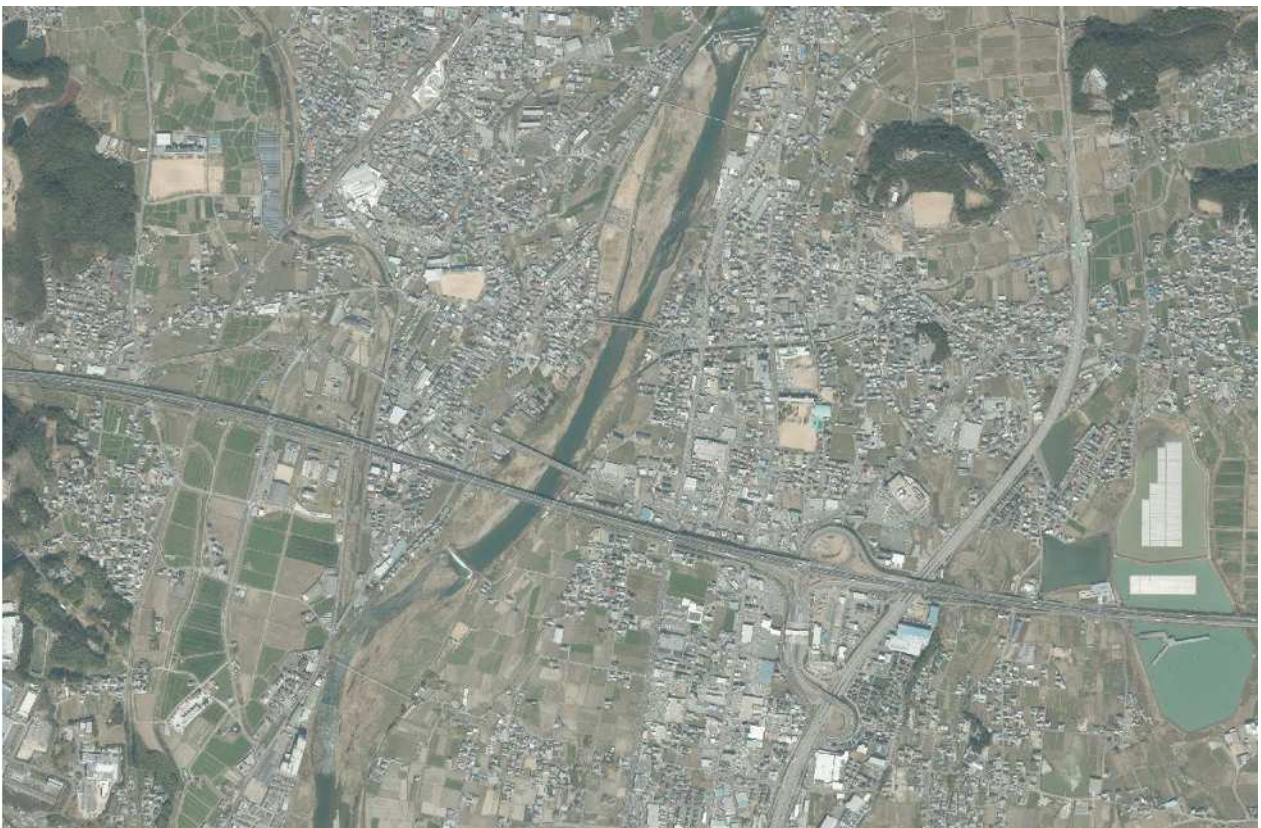


図 1.12 福崎町中心部建築物分布図(昭和40年)



資料:兵庫県デジタル空中写真(播磨地域)

図 1.13 福崎町中心部航空写真(令和2年)

●特別指定区域制度*による建築実績(新築)

◎町土地利用基本計画*(平成19年1月9日指定)

※西大貫地区は地区土地利用計画(平成16年6月11日指定)

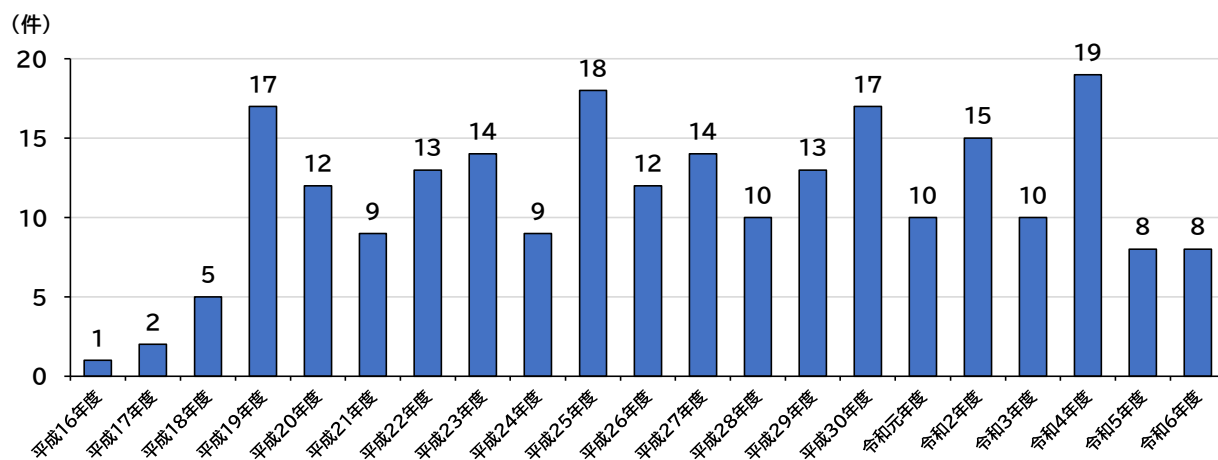


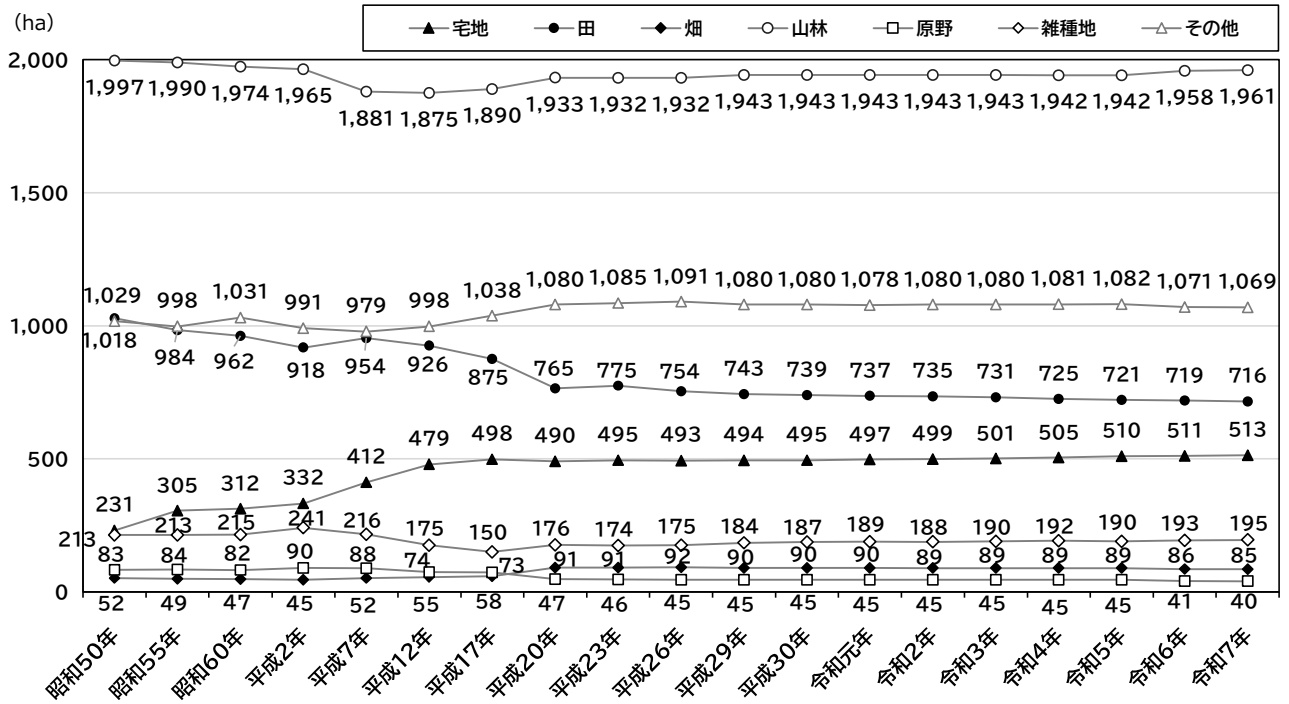
図 1.14 特別指定区域制度*による建築実績(新築)

表 1.11 地区別・集落別の特別指定区域制度*による建築実績(新築)

令和7年3月31日現在

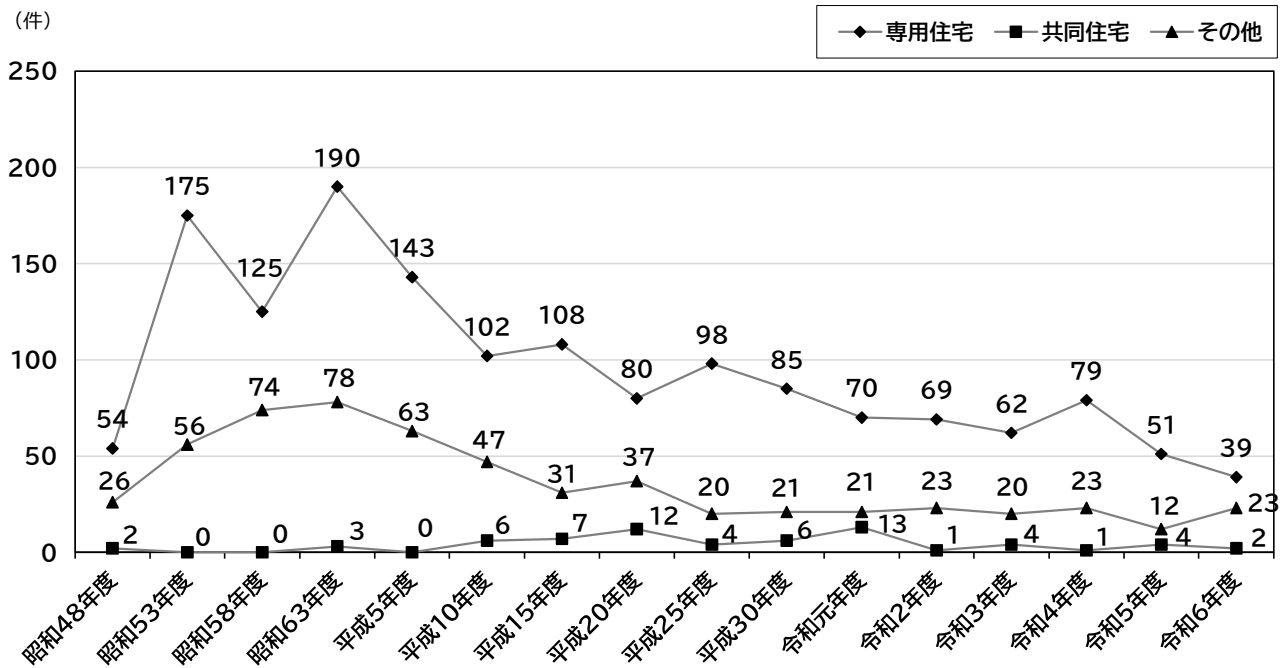
地区名	集落名	集落計(件)
田原地区 13集落	長目	7
	中島	14
	西光寺	15
	八反田	1
	吉田	4
	西野(野)	0
	井ノ口	5
	北野	3
	辻川	0
	田尻	0
	大門	11
	加治谷	6
	亀坪	0
小計		66
八千種地区 7集落	南大貫	8
	東大貫	5
	西大貫	26
	余田	17
	小倉	2
	庄	10
	鍛冶屋	6
小計		74
福崎地区 13集落	新町	0
	馬田(出屋敷)	0
	山崎	29
	駅前	0
	福田	17
	田口	0
	板坂	2
	桜	7
	長野	4
	神谷	7
	西谷	7
	西治	17
高橋	6	
小計		96
合計		236

○市街化の動向関係



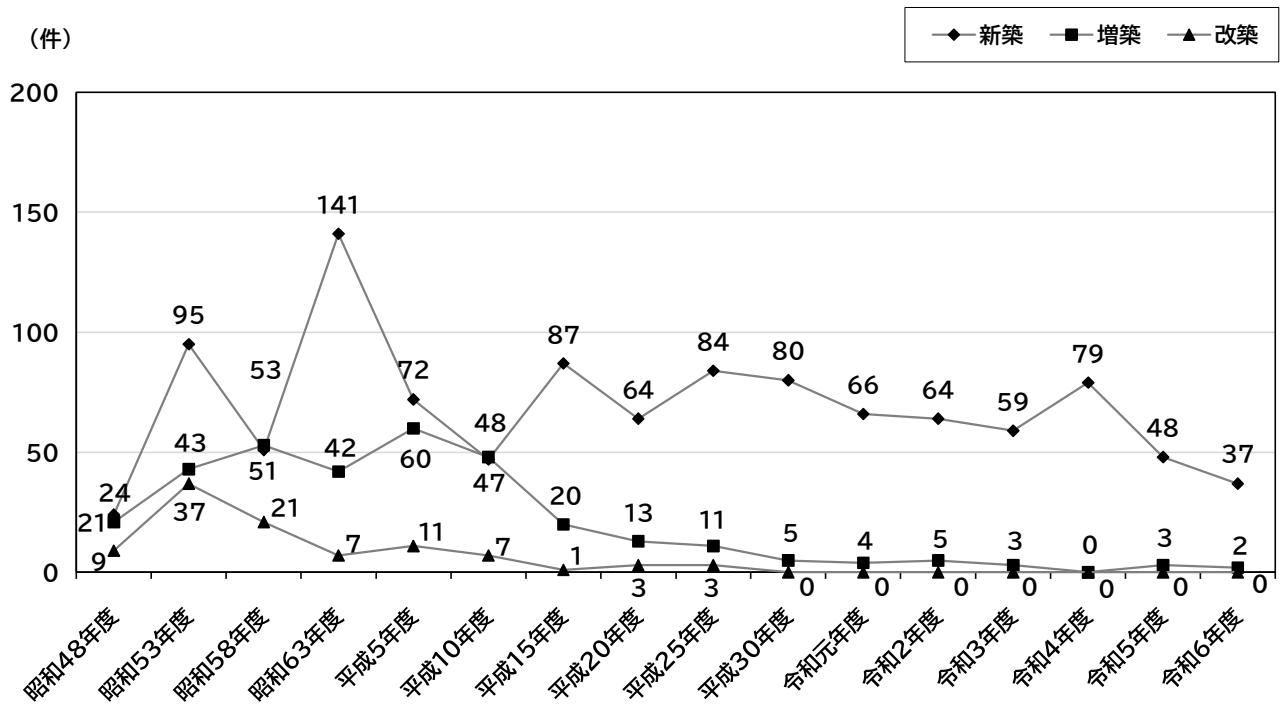
資料:まちづくり課

図 1.15 地目別面積の動向



資料:まちづくり課

図 1.16 住宅種類別年度別新築動向(建築確認申請受理件数の推移)



資料:まちづくり課

図 1.17 専用住宅の年度別申請状況(建築確認申請受理件数の推移)

○空き家関係

表 1.12 集落別空き家の状況(平成27年と令和6年の比較)

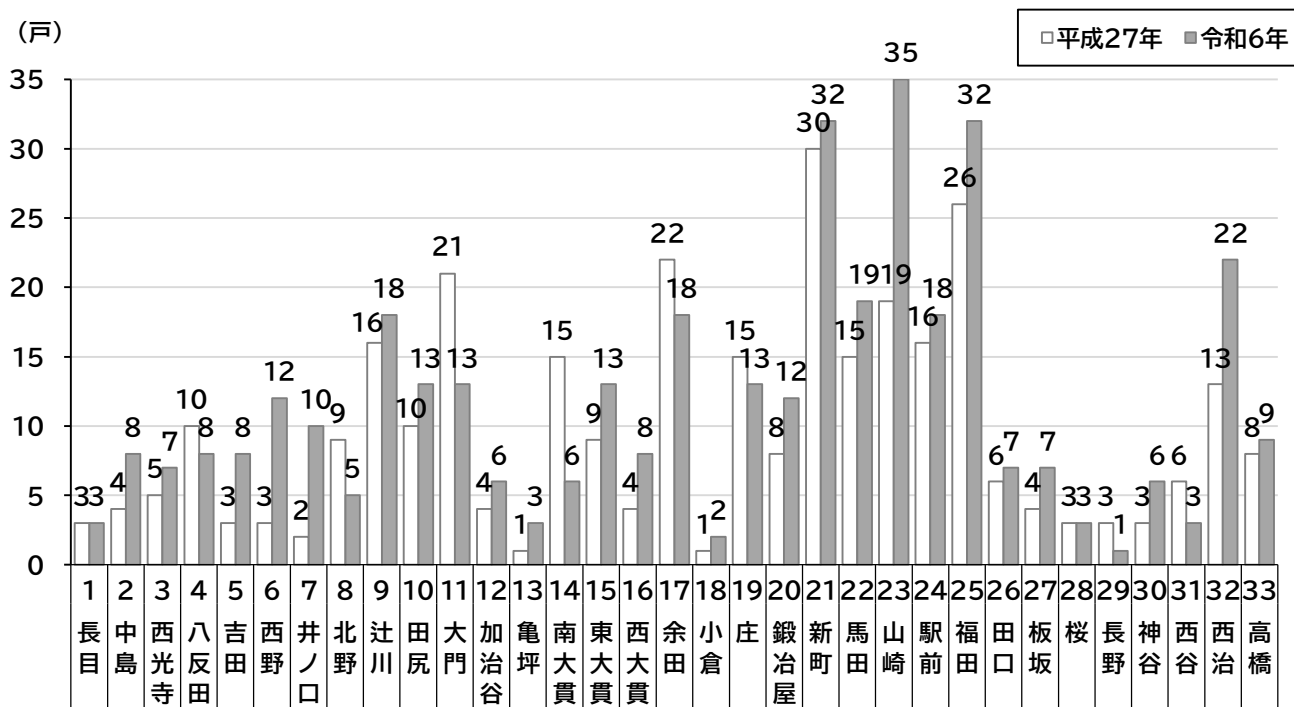
(戸)

番号	地区名	平成27年 空き家	令和6年 空き家	増減
1	長目	3	3	0
2	中島	4	8	4
3	西光寺	5	7	2
4	八反田	10	8	-2
5	吉田	3	8	5
6	西野	3	12	9
7	井ノ口	2	10	8
8	北野	9	5	-4
9	辻川	16	18	2
10	田尻	10	13	3
11	大門	21	13	-8
12	加治谷	4	6	2
13	亀坪	1	3	2
14	南大貫	15	6	-9
15	東大貫	9	13	4
16	西大貫	4	8	4
17	余田	22	18	-4

番号	地区名	平成27年 空き家	令和6年 空き家	増減
18	小倉	1	2	1
19	庄	15	13	-2
20	鍛冶屋	8	12	4
21	新町	30	32	2
22	馬田	15	19	4
23	山崎	19	35	16
24	駅前	16	18	2
25	福田	26	32	6
26	田口	6	7	1
27	板坂	4	7	3
28	桜	3	3	0
29	長野	3	1	-2
30	神谷	3	6	3
31	西谷	6	3	-3
32	西治	13	22	9
33	高橋	8	9	1
総数		317	380	63

資料:平成27年は福崎町空家等対策計画(令和6年3月)
令和6年は令和6年空き家調査集計表(令和6年9月)

(戸)



資料:平成27年は福崎町空家等対策計画(令和6年3月)
令和6年は令和6年空き家調査集計表(令和6年9月)

図 1.18 集落別空き家の状況(平成27年と令和6年の比較)

2-5. 産業

(1) 就業者数

令和2年国勢調査*による総就業者数は9,278人で、総人口(夜間人口)に対する就業率は47.9%となっています。また、総就業者数は、平成17年をピークに減少しています。しかしながら、令和2年国勢調査*による本町の昼間人口は21,929人で、夜間人口19,377人を超過しています。昭和60年以降、通勤者の流入人口は一貫して増加しており(P14参照)、これは工業団地等への企業立地が進んだことで、町内に就業の場が多くあるためと考えられます。また、昼間人口比率については、113.2%と県内で最も高い数値となっています(P15参照)。

令和2年の産業別就業者数をみると、第1次産業は202人(2.2%)で平成17年の452人(4.6%)をピークに減少傾向にあります。第2次産業は3,355人(36.2%)で平成12年より減少していますが、平成22年以降から横ばい傾向にあります。第3次産業は5,478人(59.0%)と平成12年からゆるやかな増加傾向にあります。

表 1.13 産業別就業者数の推移

(単位:人、()内%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総就業者数	9,214	9,763	9,346	9,434	9,278
第1次産業	331 (3.6)	452 (4.6)	277 (3.0)	241 (2.6)	202 (2.2)
第2次産業	3,619 (39.3)	3,590 (36.8)	3,320 (35.5)	3,315 (35.1)	3,355 (36.2)
第3次産業	5,224 (56.7)	5,655 (57.9)	5,312 (56.8)	5,493 (58.2)	5,478 (59.0)
総人口(夜間人口) (就業率)	19,582 (47.1)	20,669 (47.2)	19,830 (47.1)	19,738 (47.8)	19,377 (47.9)
総人口(昼間人口) (昼間人口比率)	21,741 (111.0)	23,224 (112.4)	22,069 (111.3)	22,187 (112.4)	21,929 (113.2)

資料:国勢調査

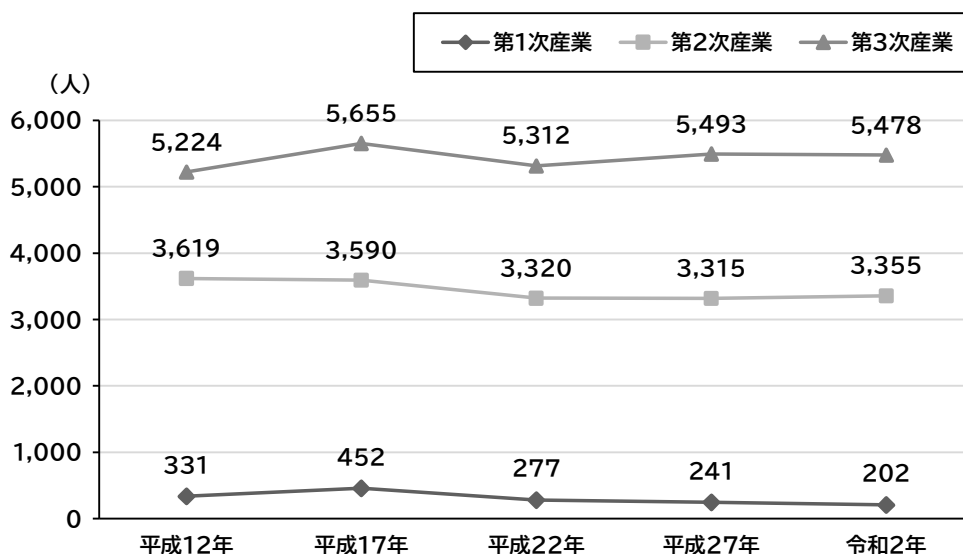


図 1.19 産業別就業者数の推移

(2) 工業

福崎工業団地が稼働した昭和45年以降、多くの優良企業が進出しています。平成20年以降、事業所数は平成29年までは減少傾向でしたが、以降は横ばいとなっています。

従業者数は社会情勢による工業団地への企業の進出、撤退の影響を受けながら、平成23年の4,800人から平成24年には一旦3,434人へと大幅に減少しました。その後は景気の好転から増加に転じ、令和5年の従業者数は4,906人となっています。事業所数が減少・横ばいであるのに対し、従業者数は変動があるものの徐々に増加していることから、1事業所当たりの従業者規模が大きくなっていると考えられます。

製造品出荷額等については、平成20年に約2,088億円と2,000億円を超えた後、平成24年には約1,626億円まで落ち込みました。その後、徐々に回復し、近年は概ね2,000億円を超えています。

表 1.14 製造品出荷額等、事業所数、従業者数

	製造品出荷額等 (万円)	事業所数	内従業者		従業者数※ (人)	従業者数上位4業種
			30-299人	300人以上		※日本標準産業分類に基づく分類 (平成26年より第13回改定施行)
平成20年	20,877,417	81	23	2	4,211	電気機械、化学、パルプ・紙、一般機械
平成21年	16,897,645	71	22	1	3,692	電気機械、化学、一般機械、パルプ・紙
平成22年	19,649,680	70	24	2	4,229	電気機械、化学、一般機械、パルプ・紙
平成23年	18,809,364	74	25	3	4,800	電気機械、一般機械、化学、パルプ・紙
平成24年	16,257,499	64	19	2	3,434	化学、パルプ・紙、電気機械、一般機械
平成25年	18,424,563	70	24	2	4,416	電気機械、一般機械、化学、パルプ・紙
平成26年	19,485,801	68	22	3	4,600	電気機械、金属製品、化学、一般機械
平成29年	21,838,913	64	24	3	4,555	金属製品、電気機械、化学、一般機械
平成30年	22,380,954	65	25	3	4,695	金属製品、電気機械、化学、一般機械
令和元年	23,237,444	64	25	4	4,942	金属製品、電気機械、化学、一般機械
令和2年	23,518,481	63	28	3	4,419	電気機械、金属製品、化学、一般機械
令和3年	19,994,461	64	28	2	4,901	金属製品、電気機械、化学、業務用機械
令和4年	22,380,954	65	25	3	4,670	—
令和5年	20,977,033	63	28	3	4,906	—

資料：工業統計、経済サンセス、経済構造実態調査

※従業者数：当該事業所で働いている人をいう。したがって、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、有期雇用者(1か月未満、日々雇用)は含めない。

表 1.15 工業団地開発の歴史(資料編参照)

年	月	内容
昭和43年	4月	福崎工業団地第1次造成工事着手
昭和44年	4月	福崎工業団地分譲開始
昭和45年	9月	立地企業操業開始
昭和56年	3月	福崎工業団地第4次造成工事完了 (1~4次開発面積83ha)
平成2年	3月	福崎工業団地第5次造成工事着手
平成2年	9月	福崎工業団地第5次造成工事完了 (開発面積1.5ha)
平成5年	6月	福崎企業団地造成工事着手
平成5年	9月	福崎工業団地第6次造成工事着手
平成6年	12月	福崎工業団地第6次造成工事完了 (開発面積17.5ha)
平成7年	11月	福崎企業団地造成工事完了 (開発面積34.4ha)
平成7年	12月	福崎町東部工業団地造成工事着手
平成9年	11月	福崎町東部工業団地造成工事完了 (開発面積34.5ha)
平成26年	8月	福崎町工業団地分譲完了
令和2年	7月	福崎町東部工業団地拡張造成工事着手
令和3年	9月	福崎町東部工業団地拡張造成工事完了 (開発面積約4.5ha)
令和4年	2月	福崎町東部工業団地 (拡張部分) 分譲完了

資料:地域振興課

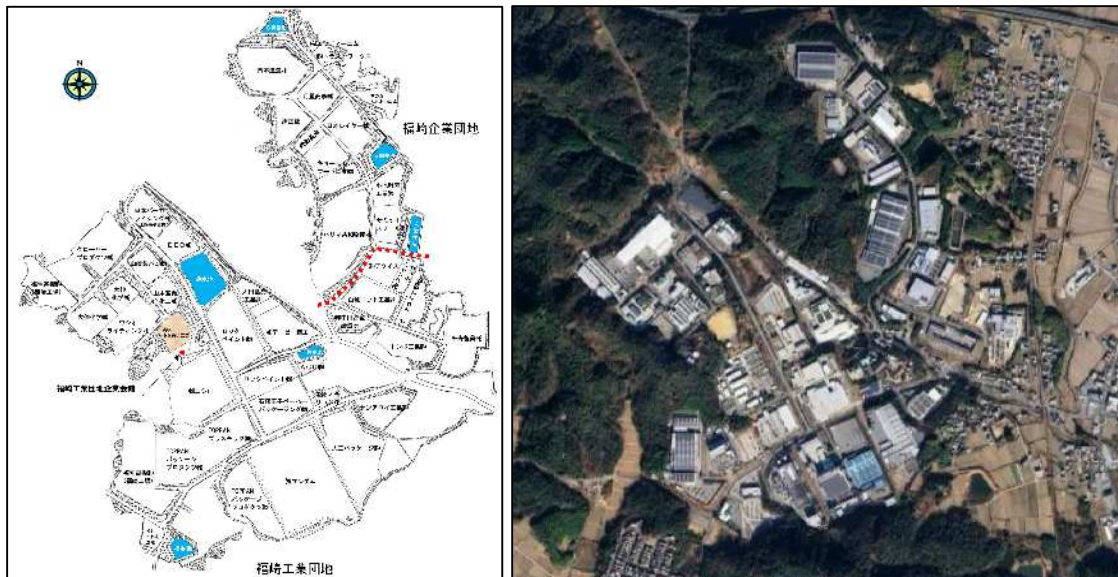


図 1.20 福崎工業団地・福崎企業団地



図 1.21 福崎町東部工業団地

表 1.16 企業の現況①(福崎工業団地)

令和7年4月1日現在

番号	企業名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	主要製品名・業種	操業開始年月	従業員数(人)		
						男	女	計
1	千寿製菓(株)	36,914	15,109	医薬品製造業(目薬)	昭和49年6月	101	79	180
2	(株)中山合金鋳造所	9,526	1,907	各種非鉄合金鋳造	平成20年10月	37	9	46
3	(株)アタイス	10,519	4,385	金型製造	昭和61年11月	67	3	70
4	白鷺ニット工業(株)	18,254	13,541	インナーウェア	平成12年5月	10	40	50
5	大王パッケージ(株)	41,452	14,740	紙加工品製造業 (段ボールシート・ケース)	平成4年4月	68	16	84
6	(株)マンダム	74,977	62,180	化粧品・香水・ 医薬部外品製造販売	昭和51年3月	149	167	316
7	(株)TOPPANパッケージプロダクツ	101,141	45,730	総合印刷業	昭和49年5月	434	82	516
8	TOPPANプラスチック(株)	26,637	9,064	プラスチック製品	昭和51年8月	106	59	165
9	(株)エーシーシー	3,631	2,070	自動車部品製造	平成9年	3	0	3
10	石塚王子ペーパーパッケージング(株)	23,381	11,605	液体用紙容器製造	昭和52年2月	151	21	172
11	ロックペイント(株)	44,233	10,362	塗料製造業	昭和55年4月	40	13	53
12	(株)ユシロ	44,828	5,994	油脂加工業・金属加工油 剤・ビルメンテナンス用製品	昭和55年6月	39	6	45
13	大円食品工業(株)	5,028	2,568	製造業(清涼飲料水)	昭和52年8月	24	5	29
14	(株)デービー精工	19,400	14,597	自動車用電装部品製造	昭和56年7月	129	55	184
15	I D E C(株)	16,668	9,467	電気機械器具製造業	昭和59年6月	56	67	123
16	日本パーカライズング(株)	14,840	0	太陽光発電	平成25年9月	-	-	-
17	グローリープロダクツ(株)	49,072	23,673	通貨処理機、情報処理機等 の製造	平成2年5月	299	216	515
18	山崎製パン(株)	10,336	2,075	製パン業	昭和57年4月	109	19	128
19	山本窯業化工(株)	11,391	6,095	建築仕上塗材	昭和58年2月	16	3	19
20	ウシオライティング(株)	23,174	12,282	電気機械器具製造業	昭和58年6月	70	87	157
21	大伸化学(株)	30,466	6,399	塗料製造業 (溶剤、各種シンナー)	昭和60年5月	43	17	60
22	福伸電機(株)【福崎工場】	83,065	34,024	自動車用部品、航空機部 品、医療器、電動カート他	平成7年11月	221	81	302
23	福伸電機(株)【西治工場】	19,560	9,802	自動車用部品	平成18年5月	73	20	93
24	サンアロイ工業(株)	14,336	6,595	超硬質合金製造販売	平成13年1月	125	29	154
25	トンボ工業(株)	22,682	5,093	ショベル・スコップ・ガーデニング 用品の製造販売	平成28年11月	7	2	9
26	姫路メタルコン(株)	3,911	2,319	金属加工 (ガスタービン燃焼器部品)	令和2年7月	29	4	33
27	(株)ファインテック	6,661	1,910	産業用刃物メーカー	令和5年7月	3	7	10
計		766,086	333,585			2,409	1,107	3,516

資料:地域振興課

表 1.17 企業の現況②(福崎企業団地)

令和7年4月1日現在

番号	企業名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	主要製品名・業種	操業開始年月	従業員数(人)		
						男	女	計
1	ハリマ共和物産(株)	52,831	26,527	倉庫業	平成18年6月	78	192	270
2	キョーリンフード工業(株)	24,809	8,000	飼料製造業 (観賞魚飼料)	平成19年11月	36	35	71
3	(株)西兵庫	5,465	2,293	昆布卸売業、加工業	平成11年9月	15	22	37
4	(株)正徳	14,643	5,034	食品製造業(油揚げ類)	平成25年12月	43	34	77
5	日本通運(株)	40,467	26,447	運輸・倉庫業	平成16年9月	37	16	53
6	サミットスチール(株)	13,323	5,436	鉄鋼業	平成8年11月	30	5	35
7	小池酸素工業(株)	13,089	927	無機化学製造業	平成10年10月	3	1	4
8	日本レイヤー(株)	19,859	4,673	孵化業(初生ひな)	平成15年6月	18	21	39
9	月星商事(株)	13,444	8,243	表面処理鋼板等卸売業	平成9年4月	11	7	18
10	(株)トラストワークスジャパン	3,585	1,016	産業機械、専用機、合理化 設備製造	平成19年9月	13	2	15
11	(有)エフディーエム	5,406	720	プレス金型製作・ 精密機械加工	平成14年3月	11	2	13
計		206,921	89,316			295	337	632

資料:地域振興課

表 1.18 企業の現況③(福崎町東部工業団地)

令和7年4月1日現在

番号	企業名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	主要製品名・業種	操業開始年月	従業員数(人)		
						男	女	計
1	渋谷工業(株)	18,105	6,481	錠前	平成13年11月	23	72	95
2	(株)中塚製作所	11,940	5,039	金属加工業	平成20年5月	15	5	20
3	兵庫紙倉庫(株)	26,550	14,209	倉庫業	平成14年12月	0	2	2
4	大地化成(株)	52,368	13,695	製造業、医薬品原薬	平成27年3月	42	40	82
5	(株)阪神住建	46,501	-	太陽光発電事業	平成26年3月	-	-	-
6	(株)安田運輸	14,519	10,726	一般貨物自動車運送業、倉 庫業	平成19年11月	27	4	31
7	サント工業(株)	1,611	468	各種コンベア・運搬車設計製 作・各種製作	平成16年5月	3	1	4
8	(株)まほろば製作所	3,332	1,037	特殊ガラス加工	平成19年8月	4	18	22
9	(株)ツボサカ精工	16,429	4,102	金属加工業・油圧機器部品	令和4年2月	76	26	102
計		191,354	55,756			190	168	358

資料:地域振興課

(3) 商業

本町では福崎IC周辺をはじめ幹線道路沿道に大型小売店舗や沿道サービス施設が集積しています。

令和3年経済センサス調査による卸売業、小売業の動向をみると平成6年から令和3年までの27年間で約160店の商店が減少しています。年間販売額は、平成14年以降減少傾向にあります。これは、幹線道路沿道への大型小売店舗の出店やインターネットショッピングの普及など商業形態の急激な変化によって、小規模小売店舗の廃業が相次いだことや人々の生活様式が変化したこと等の要因が考えられます。

表 1.19 卸売業・小売業年間販売額、商店数、従業者数

	卸売業			小売業								計		
	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額			商店数 (店)	従業者数 (人)	売場面積 (㎡)	1店当り 売場面積 (㎡)	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	
				(百万円)	大型店	他小売店								
平成6年	21,737	45	446	29,631	6,699	22,932	316	1,631	43,928	139	51,368	361	2,077	
平成9年	28,983	52	554	36,928	11,937	24,991	309	1,573	46,876	152	65,911	361	2,127	
平成11年	26,863	61	559	36,240	10,666	25,574	302	1,745	48,796	162	63,103	363	2,304	
平成14年	31,961	49	600	31,971	10,165	21,806	301	1,711	46,026	153	63,932	350	2,311	
平成16年	26,570	37	415	33,732	-	-	287	1,727	45,959	160	60,302	324	2,142	
平成19年	29,567	42	345	33,333	-	-	266	1,767	47,791	180	62,900	308	2,112	
平成24年	22,965	33	327	23,094	-	-	156	1,223	33,945	218	46,059	189	1,550	
平成26年	18,786	34	362	27,162	-	-	173	1,204	32,877	190	45,948	207	1,566	
平成28年	27,511	41	402	28,950	-	-	170	1,396	39,598	233	56,461	211	1,798	
令和3年	24,659	38	485	28,969	-	-	166	1,452	39,113	236	53,628	204	1,937	

資料：商業統計（飲食店データを含まない）、令和3年経済センサス活動調査
 ※平成12年より前の大型店とは、「大店法」による500㎡以上の店舗であり、平成12年以降は、「大店立地法」による1,000㎡以上の店舗である

(4) 農業

本町の農地は、水田の割合が高く、米作を中心とした第2種兼業農家が大半を占めています。市街化調整区域*の農業振興区域内では、これまでに19集落でほ場整備*を実施しており、令和7年3月31日時点で農振農用地面積の約580haの内、約69%にあたる401.7haが完了しています。

特産のもち麦の作付面積は、もちむぎ商品の需要拡大などにより拡大傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

また、経営耕地面積は、平成2年から減少の傾向にあり、平成2年から令和2年の31年間で、約5割に減少し、面積合計では816haから433haになっています。

表 1.20 年度別もち麦の作付面積

年度産	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
作付面積 (ha)	40.2	48.4	46.1	28.7	29.0	19.7

資料：農林振興課

表 1.21 経営耕地面積の推移

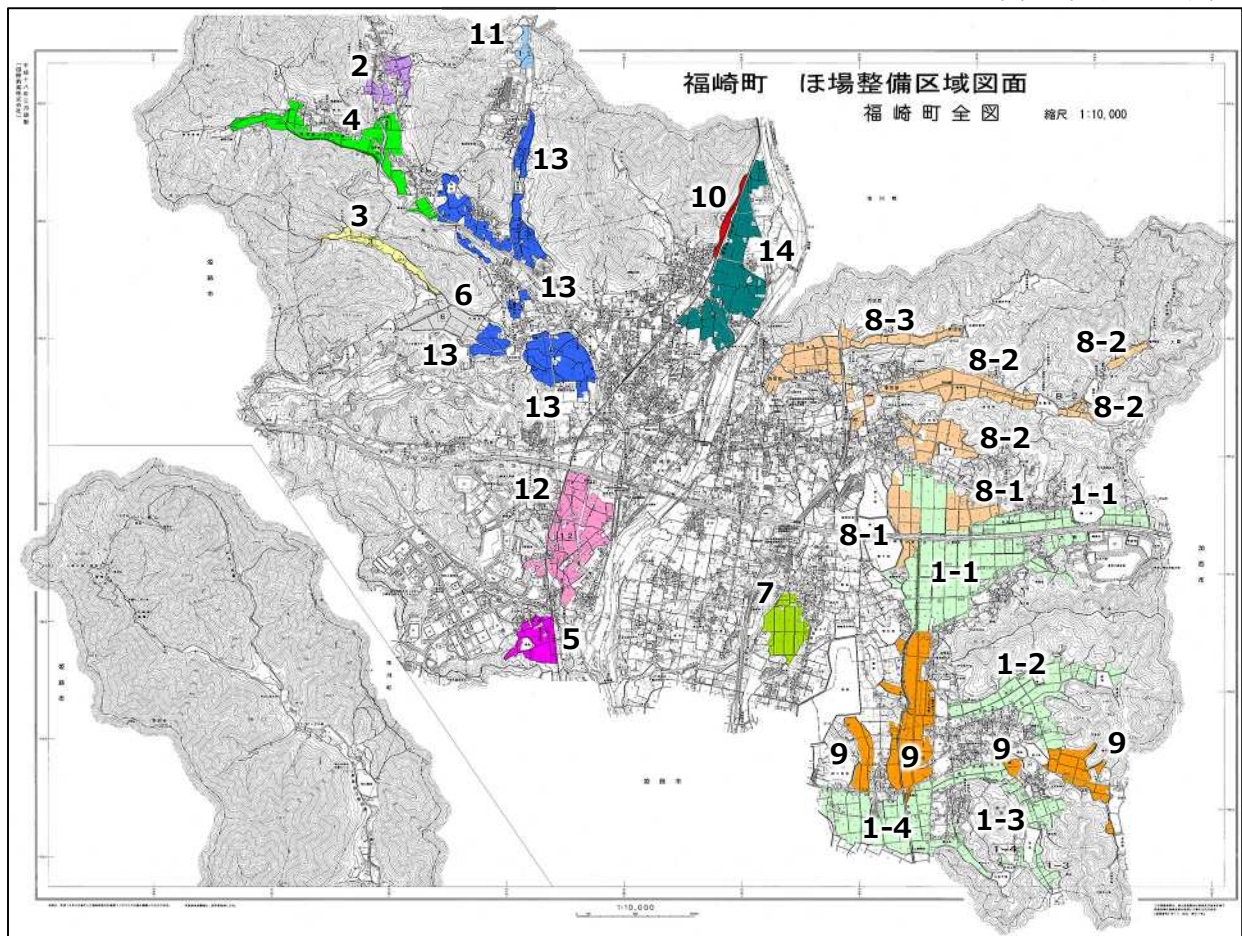
区分	経営耕地(ha)			
	田	畑	樹園地	計
平成2年	797	15	4	816
平成7年	703	20	6	729
平成12年	677	22	3	702
平成17年	469	15	1	485
平成22年	512	11	1	524
平成27年	478	14	1	493
令和2年	419	12	2	433

資料：農林業センサス

表 1.22 ほ場整備*実施状況の推移

番号	工事着手 (年度)	事業 主体	工事完了 公告日 (年.月.日)	換地処分 公告日 (年.月.日)	全体 地区面積 (ha)	整地面積 (ha)	整備場所
1-1	昭和45年	県	昭和55年12月16日	昭和57年3月16日	102.1	85.7	福崎東部地区1工区(大貫、大門、西光寺)
1-2	昭和49年	県	昭和54年9月11日	昭和57年3月19日	35.5	29.6	福崎東部地区7工区(余田)
1-3	昭和50年	県	昭和54年9月11日	昭和56年3月27日	13.4	10.2	福崎東部地区9工区(小倉)
1-4	昭和51年	県	昭和54年9月11日	昭和57年3月23日	47.9	42.8	福崎東部地区10工区(鍛冶屋、庄)
2	昭和56年	町	—	昭和59年3月30日	9.8	8.0	田口地区
3	昭和58年	町	昭和61年4月8日	昭和60年3月29日	6.1	5.9	高岡(大内)地区
4	昭和59年	町	平成2年3月31日	平成2年3月30日	27.2	21.5	高岡(板坂)地区
5	昭和62年	町	—	平成元年3月28日	9.8	8.0	高橋地区
6	平成元年	町	平成3年3月25日	平成3年3月29日	15.5	12.7	高岡 矢口(長野、神谷)地区
7	平成4年	町	平成6年3月31日	平成6年3月18日	14.9	11.9	西光寺地区
8-1	平成2年	県	平成6年3月10日	平成14年12月6日	36.9	(28.5) 22.5	田原東部地区1工区(大門、西大貫) うち6haは再整備
8-2	平成7年	県	平成10年3月20日	平成12年3月28日	28.4	22.2	田原東部地区2工区(加治谷、亀坪)
8-3	平成5年	県	平成7年3月30日	平成9年12月16日	27.8	20.5	田原東部地区3工区(井ノ口、北野、加治谷)
9	平成8年	県	平成16年3月31日	平成16年9月7日	56.4	42.3	八千種地区(庄、余田、小倉)
10	平成17年	組合	—	平成20年3月18日	2.3	1.6	山崎千束地区
11	平成20年	組合	平成24年11月9日	平成25年2月26日	3.0	2.3	田口塩田地区
12	平成21年	県	—	平成28年3月4日	32.7	24.2	西治地区
13	平成29年	県	—	—	52.1	29.8	高岡福田地区
14	—	県	—	—	37.8	0	山崎地区
合計					559.6	401.7	

令和7年3月31日現在



資料:農林振興課

図 1.22 ほ場整備*区域

表 1.23 地区集落別 農振地域、農用地、ほ場整備*の状況

令和7年3月31日現在

地区名	集落名	農振地域	農用地	ほ場整備	ほ場整備実施地区名(換地処分年)
田原 (13集落)	長目	○	○		
	中島	○	○		
	西光寺	○	○	○	福崎東部1工区(昭和57年)、西光寺(平成6年)
	八反田	○	○		
	吉田	○	○		
	西野				
	井ノ口	○	○	○	田原東部3工区(平成9年)
	北野	○	○	○	田原東部3工区(平成9年)
	辻川				
	田尻				
	大門	○	○	○	田原東部1工区(平成14年)
	加治谷	○	○	○	田原東部2工区(平成12年)、田原東部3工区(平成9年)
	亀坪	○	○	○	田原東部2工区(平成12年)
八千種 (7集落)	南大貫	○	○	○	福崎東部1工区(昭和57年)
	東大貫	○	○	○	福崎東部1工区(昭和57年)
	西大貫	○	○	○	福崎東部1工区(昭和57年)、田原東部1工区(平成14年)
	余田	○	○	○	福崎東部7工区(昭和57年)、八千種(平成16年)
	小倉	○	○	○	福崎東部7工区(昭和56年)、八千種(平成16年)
	庄	○	○	○	福崎東部10工区(昭和57年)、八千種(平成16年)
	鍛冶屋	○	○	○	福崎東部10工区(昭和57年)
福崎 (13集落)	新町	○			
	馬田	○			
	山崎	○	○	○	山崎千束(平成20年)、山崎(予定)
	駅前				
	福田	○	○	※	高岡福田7工区(実施中)
	田口	○	○	○	田口(昭和59年)、田口塩田(平成25年)
	板坂	○	○	○	大内(昭和60年)、板坂(平成2年)、高岡福田1工区(実施中)
	桜	○	○	※	高岡福田2,3,4工区(実施中)
	長野	○	○	○	高岡矢口(平成3年)、高岡福田3,5,8工区(実施中)
	神谷	○	○	※	高岡福田5,6,7工区(実施中)
	西谷	○			
	西治	○	○	○	西治(平成28年)
高橋	○	○	○	高橋(平成元年)	
計33集落		29集落	26集落	19集落	

資料:農林振興課



ほ場整備*区域(高岡福田)

2-6. 交通・道路等

(1) 交通

本町の公共交通機関は、鉄道と路線バス及びコミュニティバス*があります。

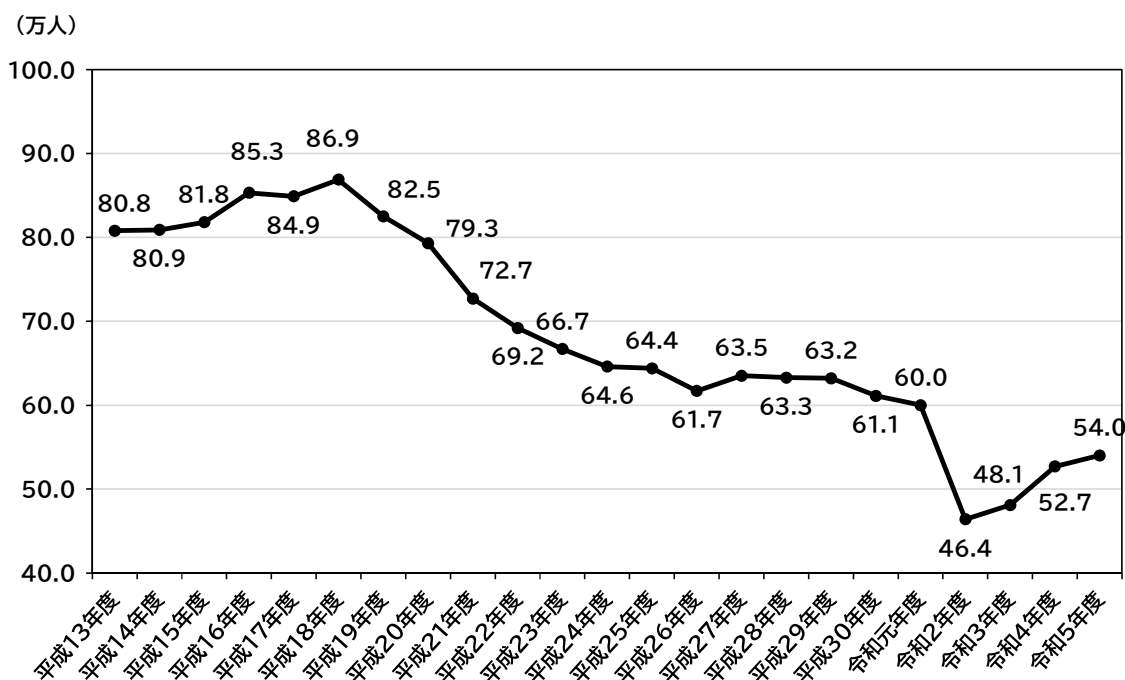
鉄道については、姫路市と朝来市和田山町を結ぶJR播但線が市川の西側を南北に走っており、町内には福崎駅があります。平成7～9年度の3カ年で姫路～寺前間 29.6kmの電化工事が進められ、平成10年3月14日に電化・高速化されました。電化前後を比較すると福崎～姫路間の本数は6本/日増、平均所要時間は約5分短縮(いずれも上り)されましたが、年間乗車人員は平成18年をピーク(86.9万人)に減少傾向にあり、令和5年には54.0万人となっています。一方で、福崎駅におけるICOCAカードの利用の開始や、バリアフリー*ルートの整備を目的としたエレベーターの設置などの利便性の向上が図られています。

路線バスについては、神姫バスが姫路駅及び加西市北条方面へ運行しています。高速バスは神姫バスとJRバスが中国自動車道の福崎ICを經由し、大阪及び岡山県津山方面へ運行しています。

なお、神姫バスの瀬加～福崎線、粟賀～福崎線、及び全但バスの阪急三宮～城崎温泉線の福崎停留所の取扱いは、平成20年以降順次廃止となっています。路線バスの運行を継続することは非常に重要であるため、国庫補助事業等を活用し、バス運行事業者と協力しながらバス路線の維持確保を図っています。

コミュニティバス*である町内巡回バス「サルビア号」は、平成30年10月に大規模な運行再編を行い、買い物困難地域を対象とした買い物便や、地域間連携のための市川町連携デマンド*タクシーを新規運行しました。また、令和3年4月より、本町と姫路市間を運行する福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」が本格運行を開始し、町内外の通勤利用をはじめとしたさまざまな場面で重要な移動手段となっています。

安心して暮らせるまちづくりのため、今後も利便性の向上や利用促進を行い、地域公共交通の活性化をめざします。



資料:西日本旅客鉄道株式会社福知山支社

図 1.23 福崎駅乗車人員の推移

表 1.24 JR播但線電化前後運行比較

区分	電化前 (~平成10年 3月13日)	電化後			平成10年の電化 前後の所要時間比較	令和7年と 平成10年(電化前)の 所要時間比較
		(平成10年 3月14日~)	(平成28年 3月26日~)	(令和7年 3月15日~)		
上り本数 (カッコ内:分)	37(28)	43(23)	44(26)	43(27)	6(Δ5)	6(Δ1)
普通	34(29)	40(24)	41(27)	40(27)	6(Δ5)	6(Δ2)
特急	3(17)	3(17)	3(17)	3(16)	0(0)	0(Δ1)
快速	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
下り本数 (カッコ内:分)	36(30)	43(24)	46(26)	44(26)	7(Δ6)	8(Δ4)
普通	33(32)	37(25)	43(28)	41(27)	4(Δ7)	7(Δ5)
特急	3(20)	3(18)	3(17)	3(17)	0(Δ2)	0(Δ3)
快速	0(0)	3(18)	—(—)	—(—)	3(—)	—(—)

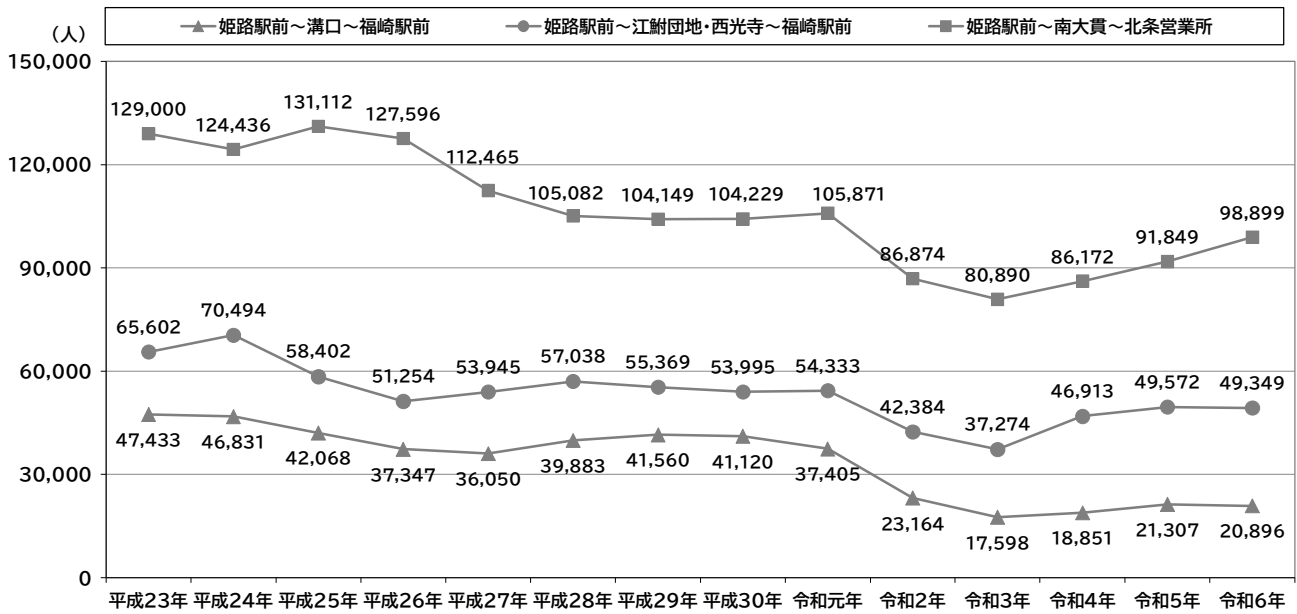
資料:西日本旅客鉄道株式会社福知山支社
※()は福崎~姫路間の平均所要時間

表 1.25 路線バス運行状況

令和7年6月1日現在

発	経由	行	本数						備考
			上り			下り			
			平日	土	日・祝	平日	土	日・祝	
福崎	国道312号	姫路	2	1	1	1	2	2	神姫バス
福崎	西光寺	姫路	3	3	3	5	1	1	
北条	大貫	姫路	7	5	5	6	6	4	
津山	中国道 (福崎IC)	大阪	14	13	13	10	—	—	JRバス・神姫バス ※高速バス

資料:神姫バス株式会社



資料: 令和4年以前は福崎町地域公共交通計画(令和6年3月)
令和5・6年は神姫バス株式会社

図 1.24 路線バス乗車人員の推移(福崎町外含む路線全体)

表 1.26 福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の利用者の推移

各年度3月31日現在

年度	利用者合計 (人)	対前年比 (%)	日平均 (人)	運行日数 (日)	備考
令和3年	14,590	-	49.5	295	
令和4年	21,073	144.4	86.0	245	4/1再編、土曜日運行の廃止、運行本数の増便他
令和5年	20,373	96.7	83.2	245	
令和6年	22,844	112.1	92.1	248	

資料: まちづくり課



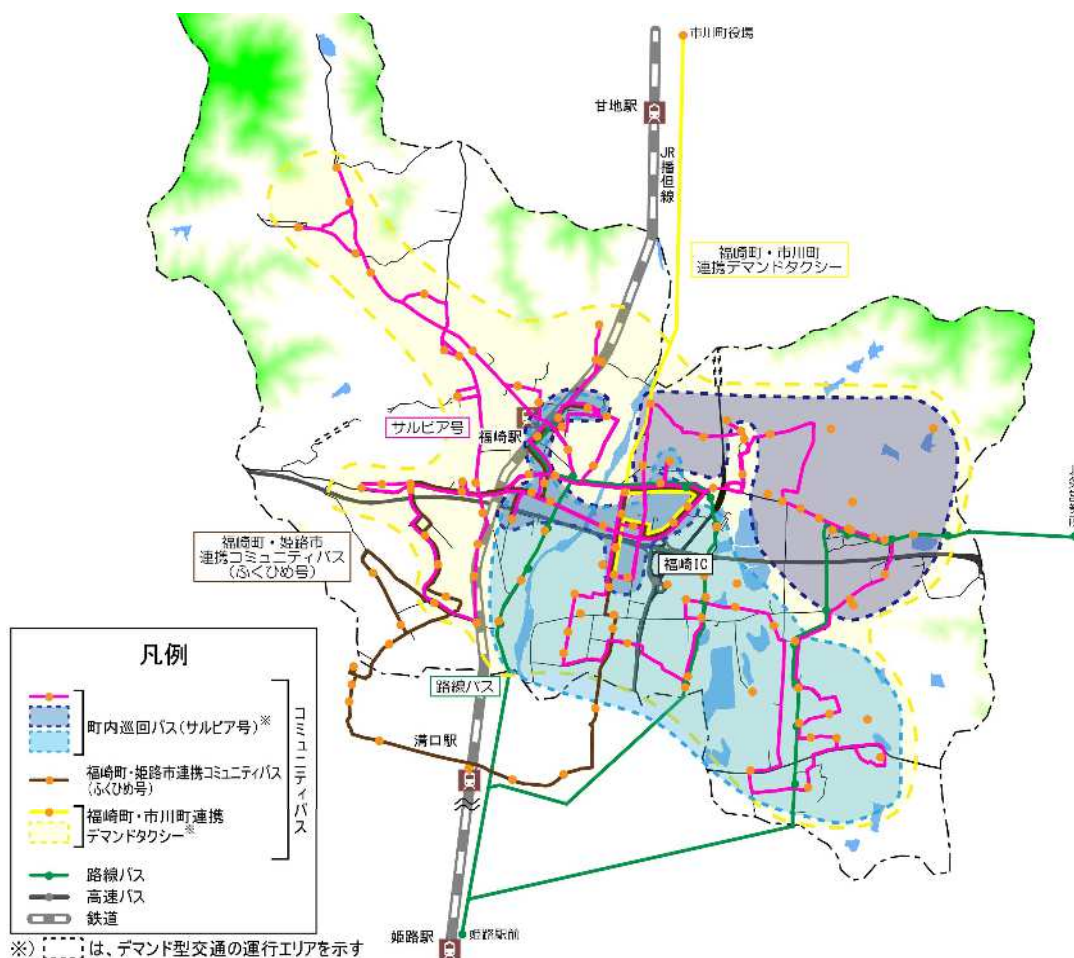
福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」

表 1.27 町内巡回バス「サルビア号」等の利用者の推移

各年度3月31日現在

年度	利用者合計 (人)	対前年比 (%)	日平均 (人)	運行日 数(日)	備考
平成23年	12,283	96.1	34	359	
平成24年	11,397	92.8	34	338	12/3再編(コミバスへ)まちなか便・郊外便
平成25年	13,009	114.1	44	294	
平成26年	14,573	112.0	49	296	4/1川西郊外便を提示定路線へ変更
平成27年	16,619	114.0	56	295	4/1北ノ岡バス停移動
平成28年	17,874	107.5	60	295	
平成29年	19,379	102.5	65	294	4/1神谷バス停移動・10/1吉田西バス停新設
平成30年	18,607	96.0	64	293	10/1再編、市川町連携、買い物バス運行開始
令和元年	19,860	106.7	69	290	10/1再編 川西便路線延長他
令和2年	15,658	78.8	53	294	
令和3年	16,660	106.4	56	295	
令和4年	19,714	118.3	67	294	
令和5年	20,884	105.9	69	300	
令和6年	20,665	99.0	163.5	293	

資料:福祉課



令和7年7月現在

図 1.25 バス路線現況

(2) 道路(国道・県道・町道)

本町には、広域的な人の移動や物流を支える道路ネットワークとして、東西方向には中国縦貫自動車道、南北方向には播但連絡道路があります。また、都市間を結ぶ主要な幹線道路として国道312号や県道三木穴栗線があるほか、5路線の県道があります(県道西田原姫路線、県道甘地福崎線、県道田口福田線、県道前之庄市川線、県道中寺北条線)。

町道の改良率は、重要な路線である1級町道は全て改良済となっているものの、2級町道は 69.2%、その他町道は 28.3%と改良が必要な路線が多く残っており、合計で 52.9%となっています。

表 1.28 町道の現況及び改良率

令和7年6月1日現在

区分	1級	2級	その他	計
路線数(本)	15	255	505	775
実延長:A(km)	24.6	108.4	119.2	252.2
改良済延長:B(km)	24.6	75.0	33.7	133.3
改良率:B/A(%)	100.0	69.2	28.3	52.9

資料:まちづくり課



福崎 IC 周辺(平成 27 年)

(3) 都市計画道路*

都市計画道路*は、昭和51年と56年に7路線、計画総延長 15,690mを都市計画決定*しましたが、「都市計画道路網見直しガイドライン(兵庫県平成23年3月策定)」に基づき、都市計画決定*存続の必要性を検証した結果、平成27年3月に旧高橋山崎線の全線、及び辻川田尻線、大門福田線の一部を廃止*しました。これにより計画決定した都市計画道路*は6路線、計画総延長 11,210mとなりました。概成含む整備済延長は 9,230m(整備率 82.3%)となっています。

※ただし、旧高橋山崎線の一部は高橋西治線として再決定しています。

表 1.29 都市計画道路*の現況

令和6年3月31日現在

名称		幅員 (m)	延長 (m)	整備済延長 (概成含む) (m)	整備整備率 (概成含む) (%)
番号	路線名				
3.4.25	高橋西治線	16	1,830	1,330	72.7
3.4.250	大門西治線	18	3,340	3,340	100.0
3.4.651	西光寺高橋線	16	2,630	2,220	84.4
3.4.654	辻川北野線	16	560	250	44.6
3.4.653	中島井ノ口線	16	1,980	1,980	100.0
3.4.655	福崎駅田原線	14	870	110	12.6
計		—	11,210	9,230	82.3

資料:まちづくり課

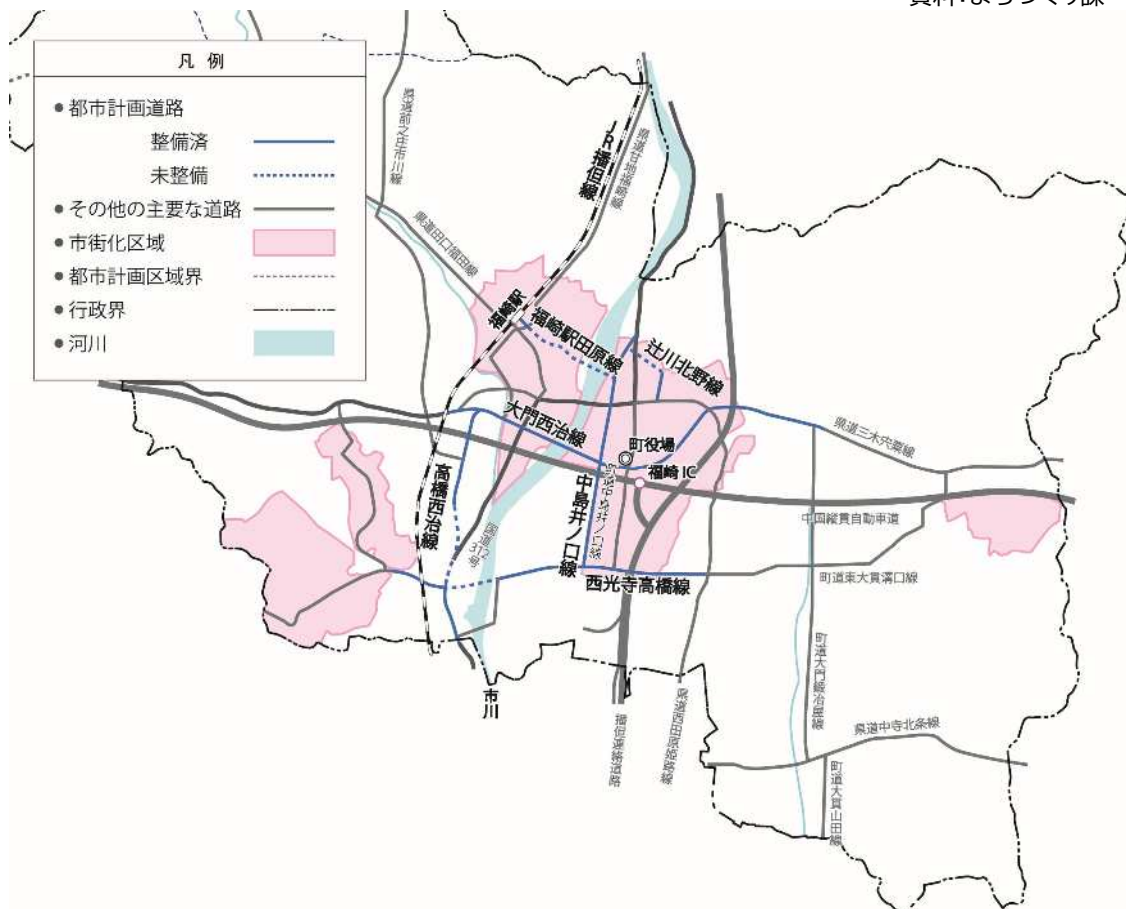


図 1.26 都市計画道路*網

2-7. 公園・緑地*

(1) 都市計画公園

本町は、1公園、面積 2.52haを平成9年1月に都市計画決定*しています。

近隣公園	市川河川公園	2.52ha
------	--------	--------

資料:まちづくり課

(2) 都市公園*等

本町の都市公園*等は下記のとおりです。

表 1.30 都市公園*等一覧

分類	番号	施設名	所在地区	面積(ha)
都市公園	A	市川河川公園	福崎新	2.52
	B	イーストパーク	大貫	1.06
	C	辻川山公園	西田原	0.47
	D	駅前児童公園	福田	0.14
	E	宮の丘公園	西治	1.16
	F	第2イーストパーク	大貫	0.18
ふれあい 広場	1	谷田ふれあい広場	西田原	0.03
	2	桜児童ふれあい広場	福田	0.13
	3	野添ふれあい広場	福田	0.02
	4	竹ノ元ふれあい広場	馬田	0.02
	5	角田ふれあい広場	福崎新	0.02
	6	北ノ岡第一ふれあい広場	西治	0.11
	7	北ノ岡第二ふれあい広場	西治	0.04
	8	鐘イバふれあい広場	東田原	0.06
	9	東田黒ふれあい広場	福田	0.01
	10	駅前ふれあい広場	福田	0.04
	11	牛房谷ふれあい広場	八千種	0.01
	12	東水田ふれあい広場	西田原	0.01
	13	辻ノ前第一ふれあい広場	西田原	0.01
	14	玉屋ふれあい広場	八千種	0.02
	15	県民ふれあい広場	西治	1.18
	16	桧谷ふれあい広場	高橋	0.62
	17	高野ふれあい広場	南田原	0.04
	18	仁王下ふれあい広場	南田原	0.02
	19	高橋ふれあい広場	高橋	0.79
	20	サクラ池ニュービレッジふれあい広場	東田原	0.03
	21	ディアタウン南田原ふれあい広場	南田原	0.02
	22	サルビアサンワタウンふれあい広場	西治	0.02
	23	ブライツヒルズ福崎駅前ふれあい広場	福田	0.02
	24	辻ノ前第二ふれあい広場	西田原	0.02
	25	辻川サルビアふれあい広場	西田原	0.02
	26	辻川みつばちふれあい広場	西田原	0.02
	27	野田ふれあい広場	西田原	0.02
	28	新町ふれあい広場	福崎新	0.02
	29	にしのふれあい広場	南田原	0.02
	30	北野ふれあい広場	西田原	0.02
	31	かみのだふれあい広場	西田原	0.02

資料:まちづくり課



市川河川公園



イーストパーク



辻川山公園

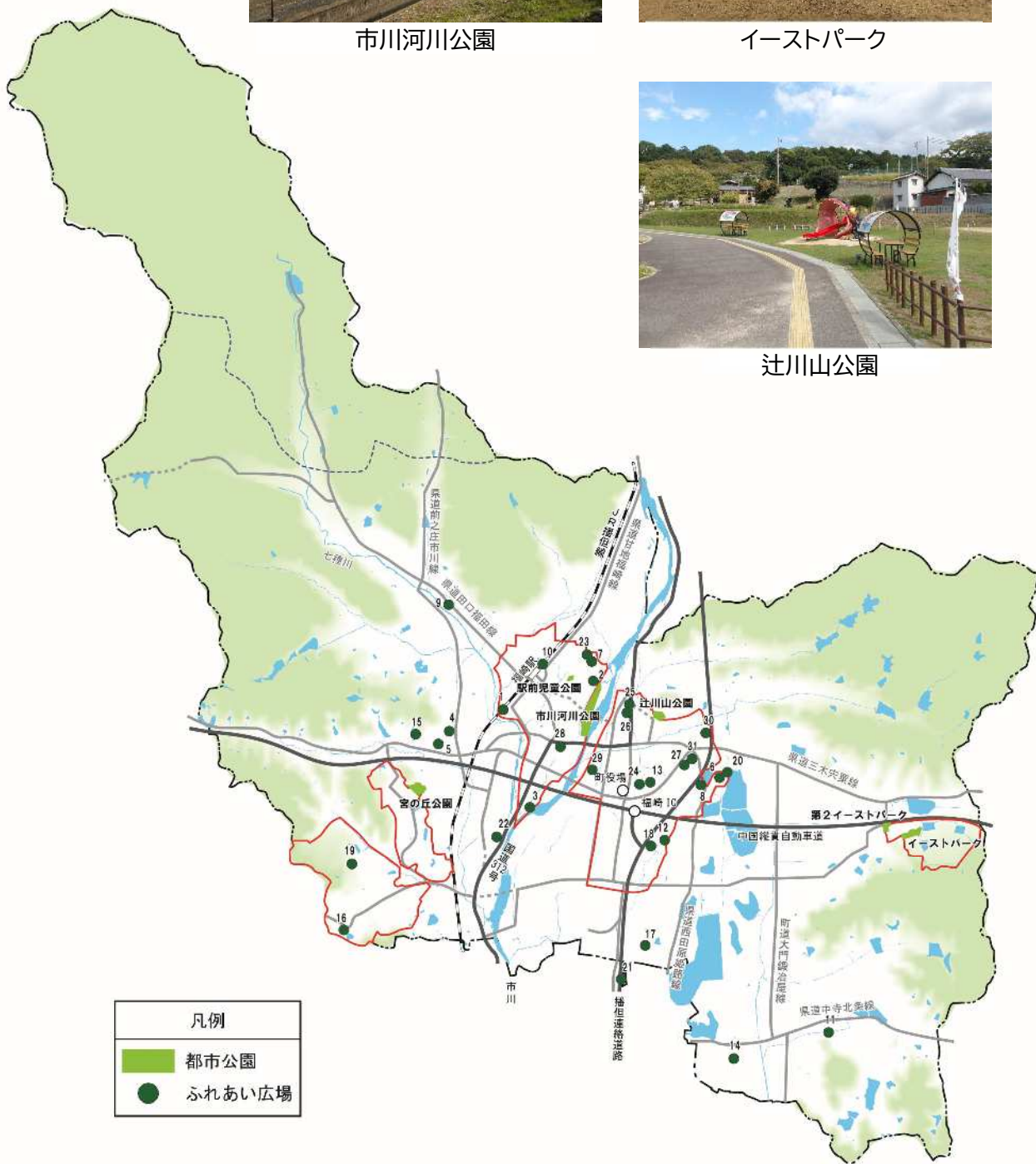


図 1.27 公園・緑地*の現況

2-8. 上水道・下水道

(1) 上水道

上水道は、昭和46年4月に上水道事業に移行し、拡張工事を経て、令和6年度の計画給水人口は18,384人、1日平均使用水量6,407m³、給水人口率99.5%となっています。

現在の水道を取り巻く環境は、「普及・拡大」から「維持・更新」へと移り変わっています。本町では、下水道の面整備工事に合わせて老朽管の更新工事を順次行い、石綿管は撤去しています。

表 1.31 上水道普及状況の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口(人)	19,101	18,945	18,762	18,732	18,688	18,476
給水人口(人)	19,005	18,850	18,668	18,638	18,594	18,384
給水人口率(%)	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
1日平均使用水量(m ³ /日)	6,912	6,885	6,639	6,595	6,387	6,407
生活用(m ³ /日)	4,384	4,500	4,429	4,384	4,314	4,321
業務営業用(m ³ /日)	1,615	1,500	1,457	1,467	1,377	1,371
工場用(m ³ /日)	909	884	753	744	696	715
臨時用(m ³ /日)	4	1	0	0	0	0

資料:上下水道課

(2) 下水道

公共下水道*については、福崎浄化センターの一層の環境保全に努めるため全国で初めて膜を利用した高度処理方式(凝集剤併用型膜分離活性汚泥方式)を採用し、平成17年3月に供用を開始しました。平成28年3月に全ての地区で整備が完了し、令和元年6月には長目地区コミュニティプラント*を公共下水道*へ統合しています。

農業集落排水処理施設については、計画していた処理区すべての整備が完了し稼働しています。

表 1.32 福崎町公共下水道の概要

項目	計画諸元	備考
汚水計画		
計画目標年次	令和27年度	
汚水処理区域	約818ha	市街化区域(東部工業団地を除く)、 周辺集落農集区域統合後
処理人口	17,572人	
処理水量	10,500m ³ /日	処理能力・日 最大
雨水計画		
排水区域	約428ha	市街化区域の浸水に關与する既存集落

資料:福崎町公共下水道全体計画

表 1.33 公共下水道の接続状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総戸数	5,720	5,800	5,847	5,885	5,921	5,934
接続戸数	4,440	4,527	4,621	4,712	4,792	4,849
接続率(%)	77.6	78.1	79.0	80.1	80.9	81.7

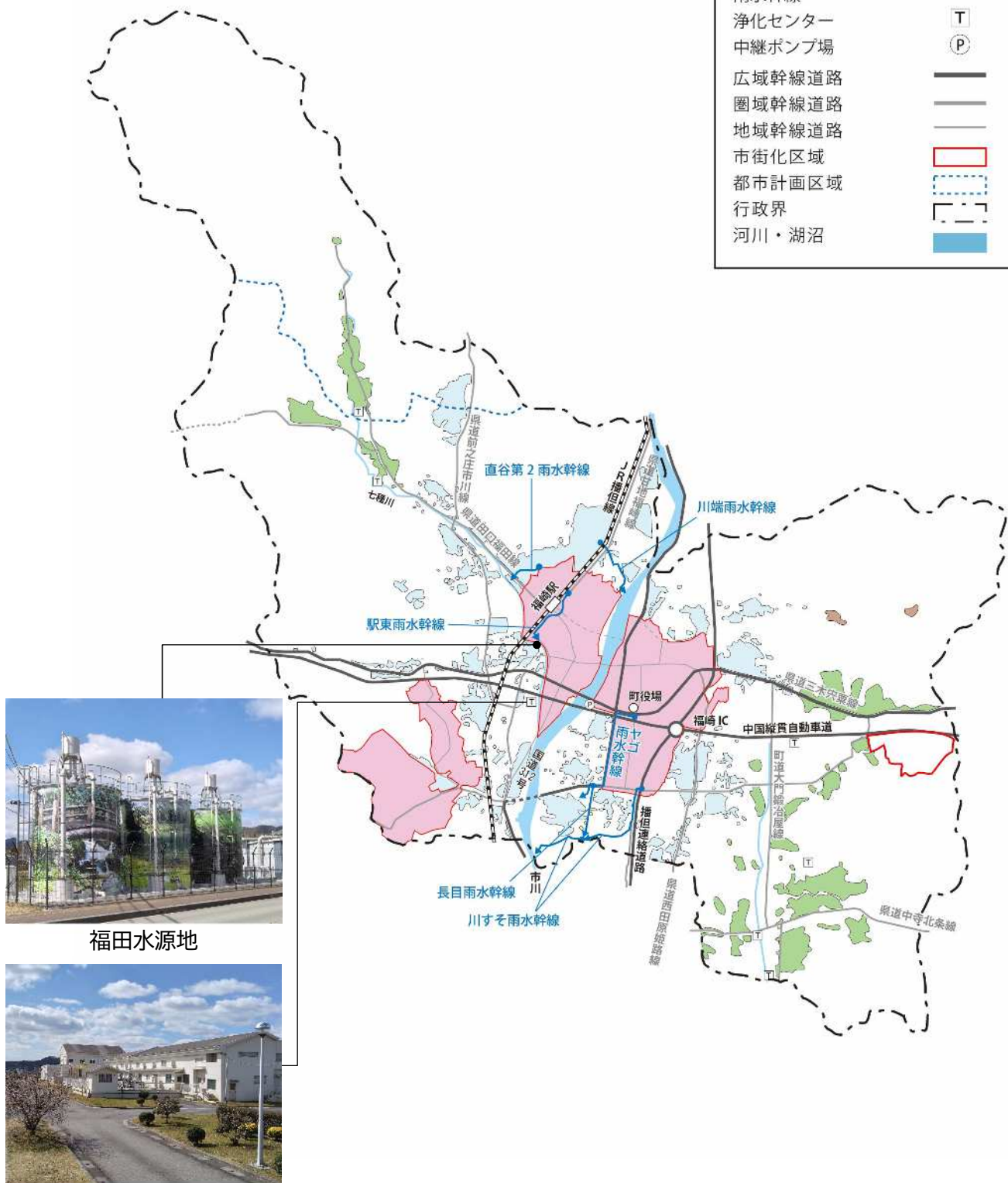
資料:上下水道課

表 1.34 農業集落排水処理施設接続率

地区名	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
板坂	総戸数	127	127	127	127	127	127	127	127
	接続戸数	116	116	119	119	119	119	119	119
	接続率(%)	91.3	91.3	93.7	93.7	93.7	93.7	93.7	93.7
鍛冶屋	総戸数	182	183	186	186	186	186	186	186
	接続戸数	174	175	178	178	178	178	178	178
	接続率(%)	95.6	95.6	95.7	95.7	95.7	95.7	95.7	95.7
余田	総戸数	233	234	234	235	236	239	240	240
	接続戸数	210	211	211	213	215	218	220	220
	接続率(%)	90.1	90.2	90.2	90.6	91.1	91.2	91.7	91.7
大貫	総戸数	333	336	337	338	340	343	344	345
	接続戸数	283	286	289	292	295	299	302	304
	接続率(%)	85.0	85.1	85.8	86.4	86.8	87.2	87.8	88.1
田口	総戸数	88	88	88	88	90	90	90	90
	接続戸数	87	87	87	87	89	89	89	89
	接続率(%)	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9
八千種	総戸数	316	318	320	321	321	321	322	322
	接続戸数	243	246	249	252	252	253	257	258
	接続率(%)	76.9	77.4	77.8	78.5	78.5	78.8	79.8	80.1
合計	総戸数	1,279	1,286	1,292	1,295	1,300	1,306	1,309	1,310
	接続戸数	1,113	1,121	1,133	1,141	1,148	1,156	1,165	1,168
	接続率(%)	87.0	87.2	87.7	88.1	88.3	88.5	89.0	89.2

資料:上下水道課

凡例	
公共下水道	
特定環境保全公共下水道	
農業集落排水	
合併処理浄化槽	
雨水幹線	
浄化センター	
中継ポンプ場	
広域幹線道路	
圏域幹線道路	
地域幹線道路	
市街化区域	
都市計画区域	
行政界	
河川・湖沼	



福田水源地



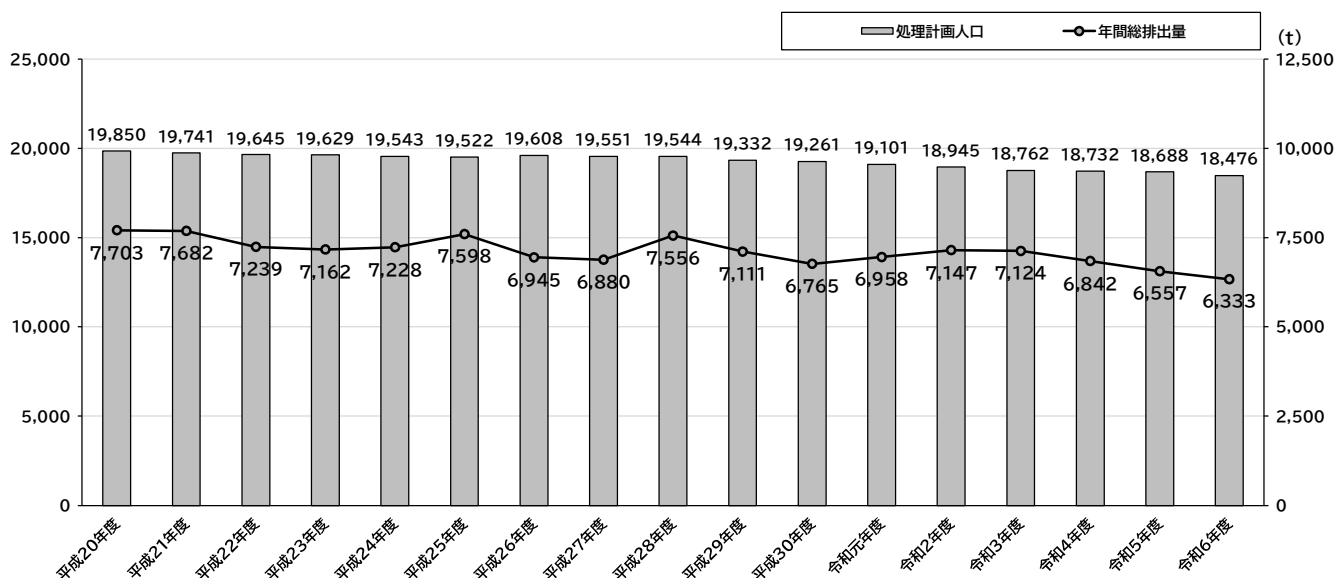
福崎浄化センター

図 1.28 下水道の現況(令和6年度末)

2-9. その他処理施設

(1) ごみ処理

「福崎町一般廃棄物処理計画」に基づき、循環型社会の構築をめざして、ごみの減量化を進めています。令和6年度の一般廃棄物の年間総排出量は、6,333tで、平成20年以降のごみの排出量は減少傾向にあります。

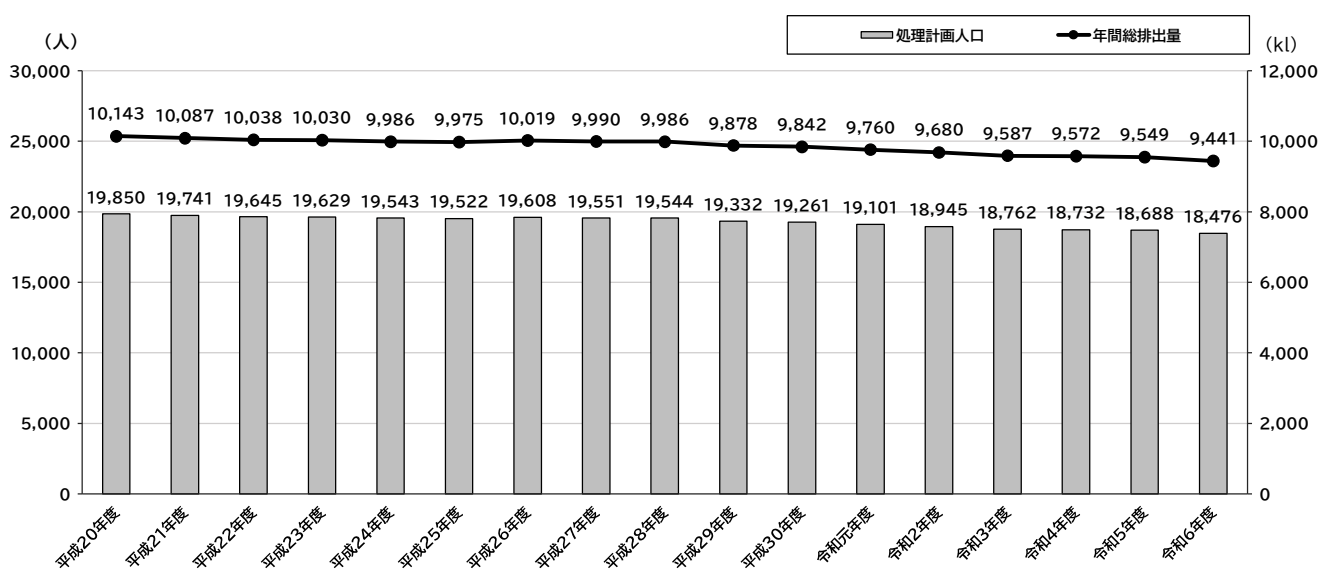


資料:住民生活課

図 1.29 一般廃棄物の収集・処理状況の推移

(2) し尿処理

し尿については、下水道の普及や人口の減少にともない、総排出量は毎年減少し続けています。



資料:住民生活課

図 1.30 し尿処理量の推移

2-10. 公共施設

役場庁舎をはじめとした官公署や教育施設、児童や老人のための福祉施設や、柳田國男・松岡家記念館やエルデホール等の文化施設、さるびあドームなど多数の公共施設を有しています。

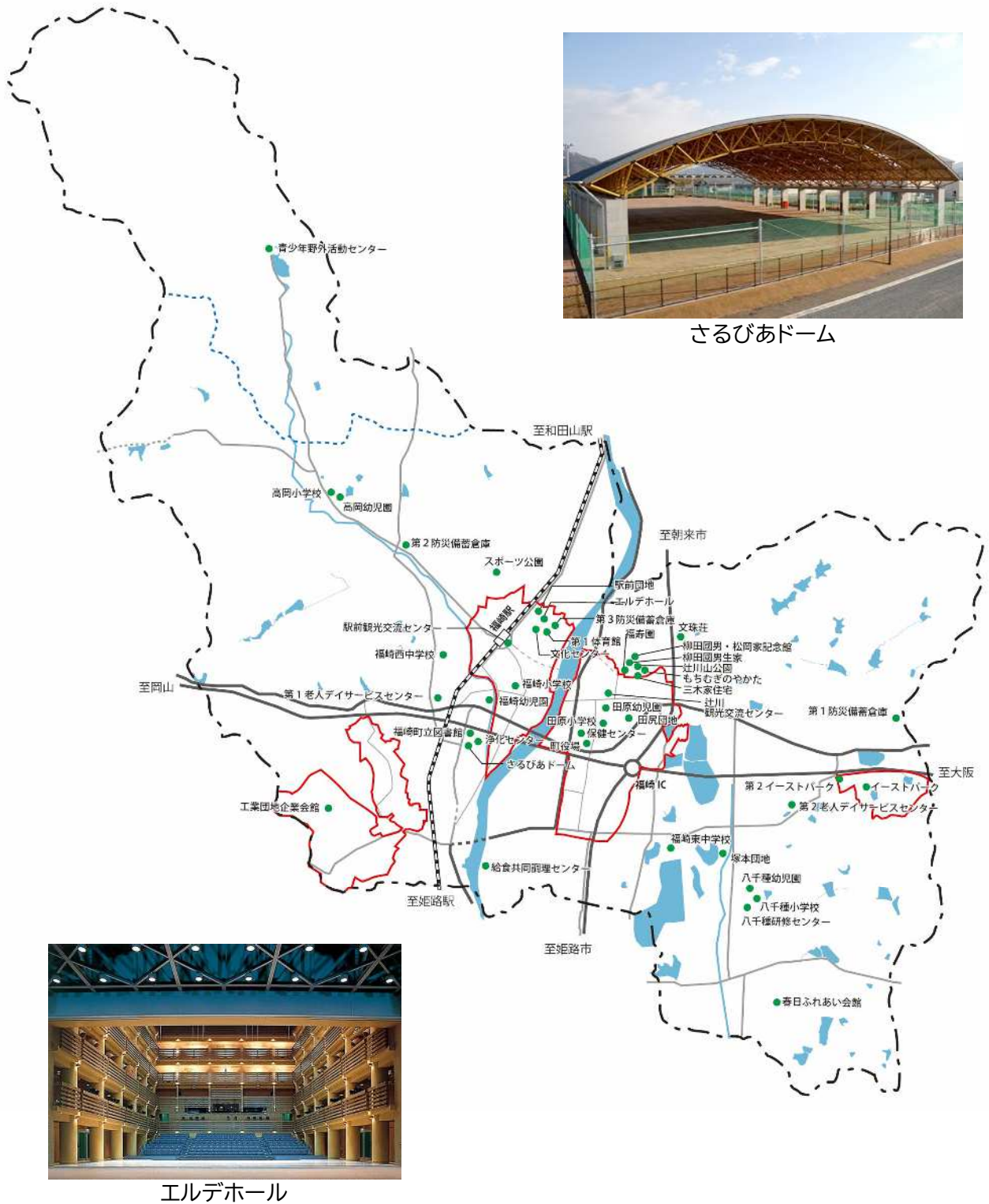


図 1.31 主な公共施設の位置

表 1.35 主な公共施設の現況

令和7年4月1日現在

	名称(通称)	所在地	設置年 (建築)	備考(主な沿革等)
1	福崎町役場庁舎	南田原3116-1	昭和51年	(平成27年耐震補強工事)
2	福崎コミュニティセンター(サルビア会館)	西田原1397-1	昭和53年	
3	福崎町第1老人デイサービスセンター	西治474-6	平成7年	
4	福崎町第2老人デイサービスセンター	大貫446	平成12年	
5	福崎町在宅介護支援センター (すみよしの郷)	大貫446	平成12年	(第2老人デイサービスセンター内)
6	福崎町ホームヘルプステーション	大貫446	平成12年	(第2老人デイサービスセンター内)
7	福崎町養護老人ホーム(福寿園)	西田原1037	昭和53年	
8	福崎町文珠荘	東田原1891	平成8年	令和4年1月リニューアルオープン
9	田原幼稚園	西田原1263-4	平成2年	平成24年増築
10	八千種幼稚園	八千種276-2	平成7年	平成26年増築
11	福崎幼稚園	福崎新448-3	昭和63年	平成21年増築
12	高岡幼稚園	高岡1956-33	平成27年	
13	子育て支援センター	福崎新448-3	平成21年	(福崎幼稚園内)
14	福崎町東部学童保育園	西田原1454	平成24年	
15	福崎町保健センター	西田原1397-1	昭和61年	
16	福崎町地域包括支援センター	西田原1397-1	昭和61年	(保健センター内)
17	駅前公衆便所	福田302-54	平成21年	
18	辻川界隈公衆便所	西田原1036	平成9年	
19	田原文殊公衆便所	東田原1891-8	平成26年	
20	農林業体験学習館(春日ふれあい会館)	八千種3718-1	昭和63年	
21	春日ふれあい広場	八千種3793	昭和63年	
22	福崎町もちむぎのやかた	西田原1022-4	平成7年	
23	福崎町生活科学センター	福田176-1	昭和46年	
24	福崎町工業団地企業会館	西治860-9	昭和63年	(平成29年外壁改修工事)
25	福崎町市川河川公園	福崎新3-2地先	平成11年	
26	イーストパーク	大貫972-1	平成11年	
27	辻川山公園	西田原1031	平成15年	平成30年区域拡大
28	駅前児童公園	福田167-1	平成7年	
29	宮の丘公園	西治1101-1	平成7年	
30	第2イーストパーク	大貫1755-7	令和4年	
31	田尻団地	西田原1792-1	平成13年他	平成13年:第1期工事 平成15年:第2期工事
32	塚本団地	八千種70	平成17年	
33	駅前団地	福田111	令和元年	平成30年~令和元年 建替工事
34	馬田団地	馬田99-1	昭和51年	
35	福崎町第1防災備蓄倉庫	大貫1356	平成11年	
36	福崎町第2防災備蓄倉庫	高岡1564-26	平成22年	(平成22年改造工事)
37	福崎町第3防災備蓄倉庫	福田153	平成29年	
38	田原小学校	西田原1274	昭和55年他	昭和55年校舎・平成10年プール・ 平成28年体育館(平成22年耐震工事)
39	八千種小学校	八千種300	平成3年他	平成3年校舎・平成12年プール・ 平成19年体育館

	名称(通称)	所在地	設置年 (建築)	備考(主な沿革等)
40	福崎小学校	馬田169-4	昭和54年他	昭和54年北校舎・昭和56年南校舎・ 昭和63年体育館 (平成22年耐震工事)
41	高岡小学校	高岡1825-1	昭和52年他	昭和52年北校舎・平成3年体育館・ 平成5年南校舎
42	福崎東中学校	南田原1200-1	昭和55年他	昭和55年校舎・ 昭和56年体育館(平成22年耐震工事)
43	福崎西中学校	福田597	昭和60年他	昭和60年校舎・昭和63年体育館
44	福崎町立図書館	西治360-1	平成17年	
45	福崎町文化センター	福田176-1	昭和46年	
46	福崎町エルデホール	福田116-2	平成5年	
47	八千種研修センター(もちの木会館)	八千種330	昭和59年	
48	福崎町青少年野外活動センター	田口700-1	昭和45年	平成11年管理棟・平成13年山小屋リフ レッシュ
49	神崎郡歴史民俗資料館	西田原1038-12	昭和57年	(昭和57年移築工事)
50	柳田國男・松岡家記念館	西田原1038-12	昭和50年	(平成23年町営化)
51	柳田國男生家	西田原1038-12	昭和48年	(昭和48年移築工事・平成23年町営化)
52	大庄屋三木家住宅	西田原1106	平成16年	(平成16年公有化)
53	福崎町辻川界隈歴史・文化館(旧辻川郵便局)	西田原1022-1	平成30年	(平成27年公有化) 平成30年移築工事
54	福崎町給食共同調理センター	南田原420-7	平成15年	
55	福崎町民第1グラウンド	西田原845	昭和50年	平成30年グラウンド改修工事
56	福崎町民第2グラウンド	西田原1460	昭和57年	
57	福崎町民第3グラウンド(さるびあドーム)	西治284-3	平成27年	
58	福崎町スポーツ公園	福田1094-48	平成2年	平成8年リフレッシュ工事
59	福崎町第1体育館	福田176-1	昭和51年	(平成28年耐震補強工事)
60	福崎町第2体育館	福田1094-48	昭和45年	(旧福崎西中体育館)
61	工業用水水源地	福崎新328-2	昭和50年	
62	八反田水源地	南田原2513-2	昭和43年	(休止中)
63	福田水源地	福田464-1	昭和40年	(平成28年高度浄水施設整備工事)
64	井ノ口水源地	西田原180	昭和41年	
65	山崎配水池	山崎1005-96	-	(平成27年増設工事)
66	福崎浄化センター	西治301-1	平成17年他	
67	福崎浄化センター修景施設(さるびあ公園)	西治301-1	平成17年他	令和4年～6年 複合遊具等を整備
68	田原汚水中継ポンプ場	南田原2682-1	平成24年	
69	板坂農業集落排水処理施設	高岡1810	平成6年	(平成26年機能強化工事)
70	鍛冶屋農業集落排水処理施設	八千種3912-2	平成6年	(平成26年機能強化工事)
71	余田農業集落排水処理施設	八千種530	平成8年	(平成26年機能強化工事)
72	八千種農業集落排水処理施設	八千種4567	平成13年	(平成26年機能強化工事)
73	大貫農業集落排水処理施設	大貫2059-1	平成11年	(平成26年機能強化工事)
74	田口農業集落排水処理施設	田口319-2	平成11年	(平成26年機能強化工事)
75	福崎町駅前観光交流センター	福田302-11	平成30年	
76	福崎町辻川観光交流センター	西田原1470-1	平成30年	

資料:庁内資料

2-11. 文化・観光資源

本町は、文化勲章を受章した民俗学の父・柳田國男と船舶工学の権威である吉識雅夫をはじめとして、医師・地方政治家の松岡鼎、眼科医・国文学者の井上通泰、軍人・言語学者の松岡静雄、日本画家の松岡映丘など、多くの文化人を輩出しています。

町内には兵庫県指定文化財である柳田國男生家や大庄屋三木家住宅、国の指定重要文化財となっている木造薬師如来坐像を安置した神積寺などの歴史的な観光資源が数多くあります。

また、平成26年以降、柳田國男の著書にあやかって設置した河童像(河童のガタロウとガジロウ)が脚光を浴びるなど、観光入込客数は年々増加傾向にあり、令和5年では年間70万人を超えています。

さらには、関西百名山・ふるさと兵庫50山のひとつである七種山など、自然の魅力と歴史的な価値を兼ね備えた山々が多数あります。

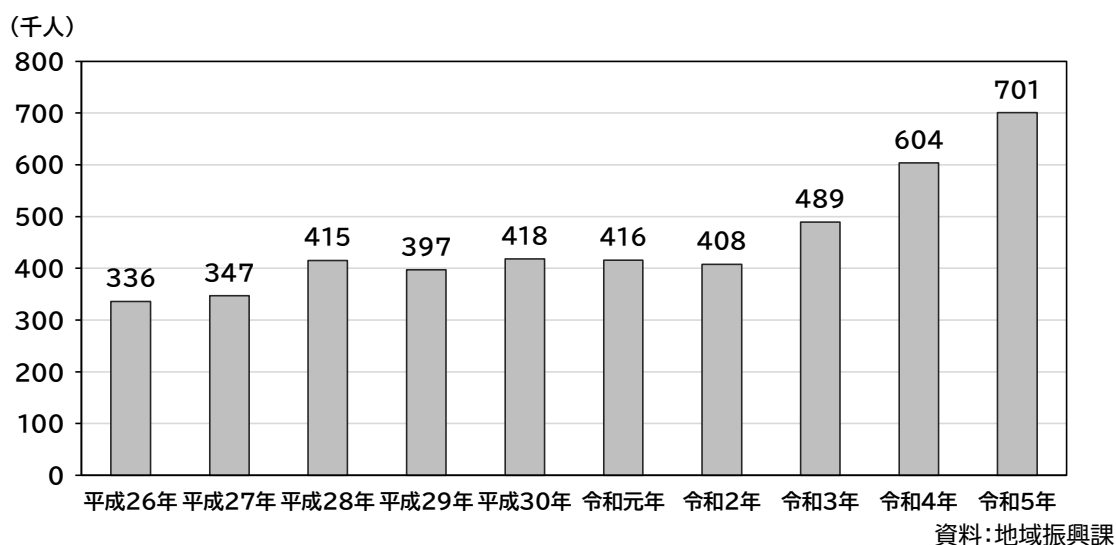


図 1.32 観光客入込数の推移

表 1.36 町内にある主な山一覧

No	名称	よみがな	標高(m)	地区(行政区)	整備状況	備考
1	七種山	なぐさやま	683.0	高岡(田口)	済	七種三山
2	薬師峯	やくしみね	616.2	高岡(田口)	済	七種三山
3	七種槍	なぐさやり	577.3	高岡(田口)	済	七種三山
4	日光寺山	にっこうじやま	408.6	田原(亀坪)	済	
5	大倉山	おおくらやま	385.0	福崎(西谷)	-	
6	神前山	かむさきやま	333.5	福崎(山崎)	済	
7	カラタチ山	からたちやま	322.0	田原(加治谷)	済	
8	大師山	だいしやま	277.7	福崎(福田)	-	
9	高倉山	たかくらやま	257.4	八千種(余田)	済	余田アルプス
10	住吉山	すみよしやま	200.4	八千種(余田)	済	余田アルプス
11	春日山	かすがやま	197.9	八千種(鍛冶屋)	済	
12	大門宮山	だいもんみやま	146.8	田原(大門)	-	ふくさき三獅子山
13	妙徳山	みょうとくさん	140.2	田原(加治谷)	-	ふくさき三獅子山
14	辻川山	つじかわやま	126.8	田原(辻川)	済	ふくさき三獅子山

資料:地域振興課



図 1.33 町観光マップ

表 1.37 指定文化財の状況

令和8年3月31日現在

No.	名称	所在地	指定	種別
1	木造薬師如来坐像	東田原1891	国	重要有形文化財(彫刻)
2	石造鳥居	東田原1935-1	県	重要有形文化財(建造物)
3	石橋	東田原1935-1	県	重要有形文化財(建造物)
4	石造五重塔	西田原752	県	重要有形文化財(建造物)
5	三木家住宅	西田原1106	県	重要有形文化財(建造物)
6	岩尾神社本殿	東田原1935-1	県	重要有形文化財(建造物)
7	旧神崎郡役所(福崎町立神崎郡歴史民俗資料館)	西田原1038-12	県	重要有形文化財(建造物)
8	神積寺本堂	東田原1891	県	有形文化財(建造物)
9	阿弥陀種子板碑	東田原1891	県	重要有形文化財(考古資料)
10	柳田國男生家	西田原1038-12	県	重要有形民俗文化財
11	かくしほちよじ	鍛冶屋区	県	重要無形民俗文化財
12	七種山	田口703-2外	県	名勝
13	應聖寺庭園	高岡1912	県	名勝
14	妙徳山古墳	東田原1891-1	県	史跡
15	阿弥陀堂	解体保存中	町	有形文化財(建造物)
16	悟真院唐門	東田原1905	町	有形文化財(建造物)
17	木造阿弥陀如来坐像	福田786	町	有形文化財(彫刻)
18	石造地藏菩薩像	田口236	町	有形文化財(彫刻)
19	石造地藏菩薩立像	東田原1	町	有形文化財(彫刻)
20	壺棺(A)	西田原1038-12	町	有形文化財(考古資料)
21	壺棺(B)[合蓋土器]	西田原1038-12	町	有形文化財(考古資料)
22	妙法寺 梵鐘	山崎843	町	有形文化財(工芸)
23	固寧倉	福田861	町	有形民俗文化財
24	法成就講	高橋区	町	無形民俗文化財
25	追儼	東田原1891	町	無形民俗文化財
26	浄舞(熊野神社)	田尻区	町	無形民俗文化財
27	浄舞(余田大歳神社)	余田区	町	無形民俗文化財
28	獅子舞	桜区	町	無形民俗文化財
29	大塚古墳	山崎565	町	史跡
30	相山古墳	大貫2909	町	史跡
31	クロガネモチ	八千種1162	町	天然記念物
32	ヤマモモ	西田原1038-7	町	天然記念物

No.	名 称	所在地	指定	種 別
33	イチヨウ	福崎新64	町	天然記念物
34	コヤスノキ	田口(七種山中)	町	天然記念物
35	石造宝塔(残欠)	東田原1905	町	有形文化財(建造物)
36	つるべ	西田原1038-12	町	有形文化財(歴史資料)
37	石造五如来坐像	南田原578	町	有形文化財(彫刻)
38	おかげ燈籠	大貫2617	町	有形文化財(建造物)
39	石燈籠	東田原1891	町	有形文化財(建造物)
40	法界萬靈塔	山崎45-1	町	有形文化財(建造物)
41	庚申塔	高岡1963-5	町	有形民俗文化財
42	東広畑古墳	西田原626	町	史跡
43	東新田古墳	西田原556-1、556-2	町	史跡
44	木造文殊菩薩坐像	東田原1891	町	有形文化財(彫刻)
45	神谷古墳	高岡1937	町	史跡
46	木造阿弥陀如来坐像	東田原1891	町	有形文化財(彫刻)
47	銅造誕生釈迦仏立像	高岡1912	町	有形文化財(彫刻)
48	朝谷1号墳	山崎1005-40	町	史跡
49	絹本着色仏涅槃図	高岡1912	町	有形文化財(絵画)
50	絹本着色愛染明王図	高岡1912	町	有形文化財(絵画)
51	紙本着色金剛界曼荼羅	高岡1912	町	有形文化財(絵画)
52	紙本着色天台大師入定図	高岡1912	町	有形文化財(絵画)
53	東広畑古墳出土 円頭大刀柄頭	南田原3116-1	町	有形文化財(考古資料)

資料:教育委員会



三木家住宅



旧神崎郡役所 (神崎郡歴史民俗資料館)



神積寺本堂

2-12. 防災・減災*

本町は、概ね瀬戸内海型の比較的穏やかな気候で、内陸型気候の影響を若干受ける地域となっています。もともと寒暖差が比較的大きな地域ですが、近年はゲリラ豪雨や局地的集中豪雨による土砂災害の発生が見られます。

昭和31年の福崎町合併以降の主な自然災害は次のようになっています。

表 1.38 合併以降の主な自然災害

年月	概要
昭和38年6月	集中豪雨により北浦谷池決壊、農地・施設等に甚大な被害発生
昭和40年9月	台風 23 号と集中豪雨で七種川堤防決壊等の甚大な被害発生
昭和47年9月	集中豪雨による被害発生
昭和51年9月	台風 17 号と集中豪雨による被害発生
平成2年9月	台風 19 号と集中豪雨による被害発生
平成7年1月	阪神淡路大震災による被害発生
平成16年8～10月	台風 16、18、21、23 号による被害発生
平成23年9月	台風 12 号による甚大な被害発生

資料：町勢要覧

福崎町防災マップ (洪水・土砂災害編) 川西



この防災マップは、7月1日(西谷川、平野川、鹿野川)がはん濫した場合の洪水の状況や土砂災害の危険箇所、避難所などを示しています。
 ※洪水想定区域、家屋倒壊等ハザード区域は、想定1時間最大規模の降雨(24時間雨量17mm)が発生した場合を前提としています。
 ※治水・土砂災害発生危険区域でも、状況によっては災害が発生することがありますのでご注意ください。
 ※災害から身を守るための備えが被害の軽減につながります。ぜひ福崎町防災マップ(洪水・土砂災害編)をご覧ください。

インターネットによる情報の入手先

福崎町防災マップ: <http://www.fukuzaki-hyogo.jp/>

福崎町防災マップ: <http://www.fukuzaki-hyogo.jp/>

福崎町防災マップ: <http://www.fukuzaki-hyogo.jp/>

福崎町防災マップ: <http://www.fukuzaki-hyogo.jp/>

福崎町役場 (川西地区本部)

〒676-0202 (西谷川) 福崎町役場 川西地区本部
 〒676-0202 (平野川) 福崎町役場 川西地区本部
 〒676-0202 (鹿野川) 福崎町役場 川西地区本部

消防器具・防災グッズの貸出・回収
 広報車・警備・マシンの貸出

災害用伝言ダイヤルの利用方法

携帯電話の欠陥や災害発生時、電話が通じない場合に1日一回無料で利用できます。
 ※このサービスは、「災害用伝言ダイヤル」が利用できます。これは、「0の発信番号」(災害用伝言ダイヤル)の発信番号です。携帯電話やその他の通信の欠陥や災害発生時に利用できます。
 ※1771番ダイヤルは、利用開始日時によって発信の電話番号(市外番号)が異なります。
 ※1771番ダイヤルは、利用開始日時によって発信の電話番号(市外番号)が異なります。

非常持ち出し品の準備

防災用品の準備は、避難生活に不可欠です。家族全員分の非常持ち出し品を準備してください。

- 現金・貴重品
- 懐中電灯
- ラジオ
- 食料
- 飲料水
- 着替え
- タオル
- 寝具
- 薬
- 衛生用品
- 防災グッズ

避難情報の発令

避難情報	避難行動
緊急情報 (レベル5)	大規模な災害発生が予想され、避難行動を要する状況です。避難行動が求められます。
避難指示 (レベル4)	土砂災害発生が予想され、避難行動を要する状況です。避難行動が求められます。
避難警戒 (レベル3)	大規模な災害発生が予想され、避難行動を要する状況です。避難行動が求められます。
注意情報 (レベル2)	大規模な災害発生が予想され、避難行動を要する状況です。避難行動が求められます。
注意情報 (レベル1)	大規模な災害発生が予想され、避難行動を要する状況です。避難行動が求められます。

市川川域における水位を監視しています

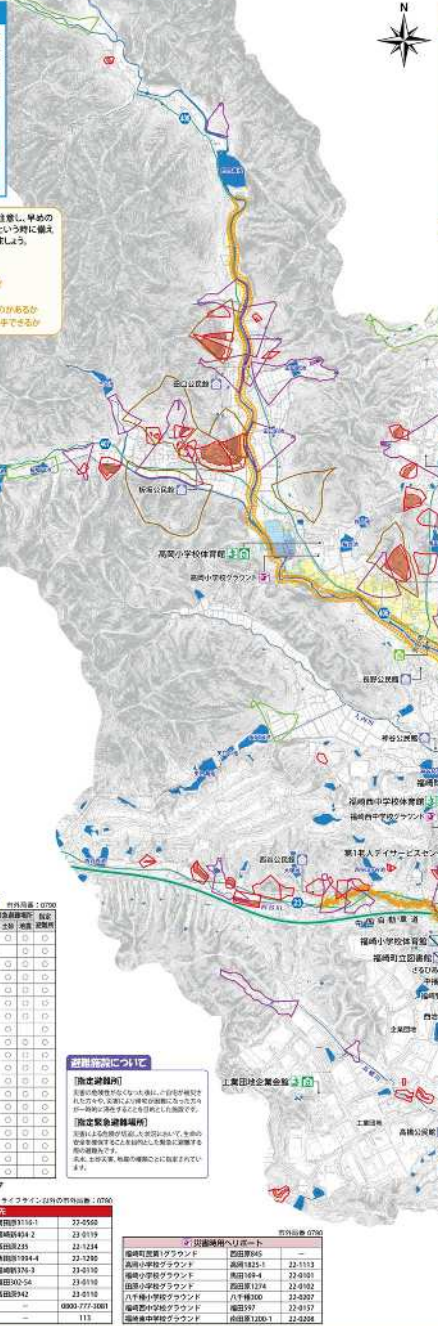
洪水発生時の水位監視状況を示しています。

水位	監視状況
危険	危険な状況です。避難行動を要する状況です。
注意	注意が必要です。避難行動を要する状況です。
安全	安全な状況です。避難行動を要する状況です。

水害避難と土砂災害

水害発生時の避難行動と土砂災害の危険性を示しています。

- 危険な避難
- 避難場所への移動(水害避難)
- 家屋への避難(土砂災害)



避難の心得

避難行動の心得を示しています。

- 避難行動の心得
- 避難行動の心得
- 避難行動の心得

避難行動要支援者のために

高齢者や障害者などの避難行動を支援するための情報を示しています。

- 高齢者・障害者のための避難行動
- 高齢者・障害者のための避難行動
- 高齢者・障害者のための避難行動

水害に備えて

水害発生時の備え方を示しています。

- 水害に備えて
- 水害に備えて
- 水害に備えて

洪水水害想定区域

洪水水害の想定区域を示しています。

- 洪水水害想定区域
- 洪水水害想定区域
- 洪水水害想定区域

土砂災害について

土砂災害の種類と危険性を示しています。

- 土石流
- がけ崩れ
- 崖の崩壊

避難場所について

避難場所の指定と利用方法を示しています。

- 避難場所について
- 避難場所について
- 避難場所について

家屋倒壊等ハザード区域

家屋倒壊等ハザード区域を示しています。

- 家屋倒壊等ハザード区域
- 家屋倒壊等ハザード区域
- 家屋倒壊等ハザード区域

土砂災害の危険区域について

土砂災害の危険区域の分類を示しています。

- 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 土砂災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害特別警戒区域(がけ崩れ)
- 土砂災害警戒区域(がけ崩れ)
- 山腹崩壊危険地区(がけ崩れ)
- 崩壊土砂流出危険地区(土石流)

指定避難所・指定緊急避難場所一覧

名称	住所	電話番号	備付人数	備付品	備付品
福崎町立図書館	福崎町立図書館	0792-22-1111	100	〇	〇
福崎町立公民館	福崎町立公民館	0792-22-1111	100	〇	〇
福崎町立体育館	福崎町立体育館	0792-22-1111	100	〇	〇

指定避難所・指定緊急避難場所

指定避難所と指定緊急避難場所のリストを示しています。

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所

地元の記号

防災マップ上の記号の意味を示しています。

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所(洪水被害不可)
- 指定緊急避難場所(土砂災害時不可)
- 公民館(一時避難)
- 消防署
- 警察署(交番)
- アンダーパス(地下道)
- 避難倉庫
- 災害時用ヘリポート
- 水位線
- 主な道路
- 鉄道

指定避難所・指定緊急避難場所

指定避難所と指定緊急避難場所の詳細を示しています。

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所

指定避難所・指定緊急避難場所

指定避難所と指定緊急避難場所の詳細を示しています。

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所

図 1.34 町防災マップ*(川西)

第2章 福崎町の課題

第1章で示した町の概況及び福崎町第6次総合計画における住民アンケート調査結果から把握した住民意見を踏まえ、本町の課題と課題解決に向けた方策等を、以下のとおり整理しました。

○：現状 ⇒：現状に対する方策

課題	現状・方策等
① 人口減少等への対策	<p>○本町の人口は、平成22年から減少に転じ、人口減少・少子高齢化が進行しています。一方、昼間人口が夜間人口を大きく上回っています。</p> <p>○昼間人口が多いのは、町外からの通勤者が多いことが要因と推定されます。</p> <p>⇒人口減少や人口流出を抑制するため、以下の項目について取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子育て世代を中心とした空き家の有効活用 ② 町営住宅の修繕・適正管理等を含めた住環境整備* ③ 若年者の転出抑制に向けた就業の場の確保 ④ 町外からの通勤者の定住環境の確保(転入の増加) ⑤ 高齢者にやさしい住まいづくりへの支援 ⑥ コロナ禍以降の新たな生活様式の変化に伴う地域コミュニティの再構築や、新たなつながりの形成への支援
② 市街化区域における土地利用の適正化及び低未利用地*の活用	<p>○福崎駅周辺は古くから土地利用が進んだため、住工混在が見られます。</p> <p>○市川左岸側に新しく整備された幹線道路沿線では商業地などの土地利用が顕著になっています。</p> <p>⇒福崎駅前のポテンシャルをいかすため、住宅・商業・公共機能等の適切な配置が必要。</p> <p>⇒商業地の拡大が周辺の住環境に悪影響を及ぼさないよう、周辺住宅地との調和に考慮した土地利用が必要。</p> <p>○市街化区域内に農地及び低未利用地*が多い状況です。</p> <p>⇒市街化区域内の残存農地等の低未利用地*については、狭あい道路の拡幅、宅地供給への支援など、職住近接に対応した住宅地への活用を検討。</p> <p>⇒特に福崎駅周辺等の利便性の高い密集市街地において、集合住宅の建設、周辺部の残存農地等を活用した宅地開発、戸建て住宅の供給を促進するほか、町営住宅の用途廃止(除却)後の跡地の有効活用を図ることが重要。</p> <p>○空き家が町内全域に点在している状況です。</p> <p>⇒防犯や倒壊等の危険防止等の観点から、県条例「空家等活用促進特別区域*の指定等による空き家等の活用の促進に関する条例(空家活用特区条例)」に基づく「空家等活用促進特別区域*(特区)」の指定(空き家の用途変更や空き家除却跡地の再建築などを可能とする)や空き家実態調査による適正管理、空家等情報バンク、空き家活用支援事業などにより、空き家の活用を促進することが重要。</p> <p>⇒地域住民や民間事業者と共同したまちづくりにより、空き家・空き地のリノベーション*などの都市再生や地域活性化が必要。</p>

課題	現状・方策等
③ 市街化調整区域*の土地利用の活性化	<p>○市街化調整区域*においては人口減少が顕著となっています。また、人口減少に伴い、空き家数が増加しています。</p> <p>⇒優良な農地の保全を図るとともに、集落活力の維持・向上の観点より田園環境と調和した土地利用を図るため、特別指定区域制度*や地区計画制度*の活用が必要。</p> <p>⇒特別指定区域制度*を活用した住宅・産業等の土地利用、町外からの従業者・若年者向けの賃貸集合住宅の供給等、計画的な住環境を形成することが重要。</p> <p>⇒福崎町土地利用基本計画と連携した整備・保全が必要。</p> <p>○(都)中島井ノ口線は、西側沿道が市街化調整区域*に指定されており、一部の区域は農振農用地にも指定されています。</p> <p>⇒沿道の優良農地への開発圧力に適切に対応し、県の指導のもと、地域住民と調整を図りながら計画的な土地利用と魅力ある住環境の形成を推進することが重要。</p>
④ 地域産業の活性化	<p>○本町の産業は、福崎工業団地・福崎企業団地、福崎町東部工業団地に多くの企業が立地し、雇用機会の創出等、本町の活性化に寄与しています。</p> <p>○3か所の工業団地ではすべての分譲が完了し、福崎工業団地・福崎企業団地(用地面積約100万㎡)は37社、福崎町東部工業団地(用地面積約23万㎡)は9社が現在操業しています。</p> <p>⇒今後の状況やニーズに応じ、新たな産業用地の確保について検討していくことが必要。</p>
⑤ 福崎駅周辺の市街地整備	<p>○土地や建物所有者の高齢化や後継者不足により、古くからある商店が衰退し、空き店舗が増加傾向となっています。</p> <p>⇒福崎町空家等対策協議会が主体となり、空き家の適正管理に向けた活用・除却等の方針を検討することが必要。</p> <p>○令和元年に福崎駅周辺整備事業が完了し、福崎駅前広場が完成しました。</p> <p>⇒まちの活力を高めるため、中心市街地である駅前に整備した駅前交通広場*・駅前観光交流センターを活用した憩いの場の形成を推進することが重要。</p> <p>⇒駅前広場を起爆剤として、周辺の低未利用地*や空き家・空き店舗の活用による商業の活性化が必要。</p> <p>○都市計画道路*の見直しを行った(都)福崎駅田原線を福崎駅前から続いて整備する予定です。</p> <p>⇒(都)福崎駅田原線の整備により、まちの玄関口である福崎駅と主要な観光地である辻川界限とのアクセス性が高まることを踏まえ、観光需要を喚起する取組や町内外の交流促進による賑わい創出が必要。</p> <p>⇒福崎駅周辺市街地においては、住環境の整備に併せ、商業・生活利便施設を誘導し、高齢者や子育て世代にとっても暮らしやすい市街地環境を形成することが重要。</p>

課題	現状・方策等
⑥ 公共交通の充実	<p>○福崎駅の1日あたりの乗車人員は、平成18年以降減少傾向にあります。</p> <p>○福崎駅周辺については、令和元年に駅前交通広場*が完成しました。</p> <p>⇒駅前交通広場*と(都)福崎駅田原線等の周辺道路との連携強化や、駅前交通広場*を中心とした公共交通結節点機能*のさらなる向上などを行うことが必要。</p> <p>○路線バスの利用者数は、減少傾向で推移していましたが、令和4年から増加に転じています。また、コミュニティバス*は、福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の通勤利用が大幅に増加傾向にあるなど、重要な移動手段となっています。</p> <p>⇒姫路市と連携した福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の運用により、町外から通勤者の利便性向上や福崎工業団地、福崎企業団地内企業での障がい者を中心とした雇用促進に努めることが重要。また、JRや路線バスとの連携も重要。</p> <p>⇒市川町連携デマンド*タクシーについては、広域的な医療受診のための利用ニーズの高い区間の運行や路線拡充の検討が必要。</p> <p>⇒高齢者等の交通弱者への対応として、特に医療施設・福祉施設、商業施設等への移動手段の確保は喫緊の課題であり、公共交通を維持・確保するために行政を含めた支援が不可欠。</p>
⑦ 道路・都市計画道路の整備	<p>○福崎駅周辺と福崎IC周辺を結ぶ(都)福崎駅田原線について駅へのアクセス向上を図るための整備の推進が位置づけられています。(第6次総合計画)</p> <p>⇒(都)福崎駅田原線については、福崎駅を起終点とする自動車交通の円滑化を図るとともに、本町の玄関口にふさわしいシンボルロード*となる路線として整備することが求められている。また、必要に応じて用途地域*の見直し等を行いながら沿道整備も含めた商業系地域の形成が必要。</p> <p>⇒観光客の増加を図るためには、福崎駅と辻川界隈を結ぶ当該路線の整備が重要。</p> <p>○市街地内の主要幹線道路に交通が集中しています。本町の中央部を南北に流れる市川を横断する道路の交通容量が不足しています。</p> <p>⇒兵庫県の「ひょうごインフラ整備プログラム」や都市計画道路*の整備推進により、交通の円滑化とともに、歩行者・自転車の安全性向上を図ることが必要。</p> <p>⇒東西交通の交通容量を確保するため、未整備となっている都市計画道路*の整備が重要。</p>
⑧ 市街地整備	<p>○本町は、福崎駅周辺と福崎IC周辺を中心に市街地が形成されています。</p> <p>⇒福崎駅周辺の課題地域*に指定された密集市街地については、防災上危険な木造老朽家屋の建て替えの促進や空地の確保などが重要。</p> <p>⇒福崎町立地適正化計画*を踏まえた都市機能誘導区域*の役割形成を推進し、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造への変革が重要。</p> <p>⇒密集市街地内の生活道路については、路肩整備も含めた拡幅等により、市街地内の歩行者・自転車の交通安全対策を図ることが必要。</p>

課題	現状・方策等
	<p>⇒福崎駅周辺と福崎IC周辺を結ぶ路線バスや乗合タクシーなどの交通手段の充実を図るとともに、福崎駅を中心とした鉄道・バスによる広域的な移動手段の強化が必要。</p> <p>⇒市街地整備の状況に応じた、用途地域*等の柔軟な見直しについて検討することが必要。</p> <p>⇒「福祉のまちづくり条例」などに基づいたバリアフリー化などユニバーサル社会づくりが重要。</p>
<p>⑨ 公園、緑地(緑化)、河川の整備</p>	<p>○町内には、都市公園*は6箇所、ふれあい広場は31箇所を整備しています。</p> <p>⇒「福崎町緑の基本計画*」を踏まえて、緑地確保や脱炭素化を推進するとともに、利用しやすい公園としていくことが必要。</p> <p>⇒災害時の避難場所としての役割強化を図ることが重要。</p> <p>○町内には、県管理の二級河川が5本、町管理の普通河川が30本流れています。</p> <p>⇒二級河川においては、河川災害の防止や円滑な流水の確保に加え、親水空間*の創出など、自然環境に配慮した河川整備の推進が必要。</p> <p>⇒町内に多数存在する普通河川については、改修を含めた浸水防止対策や雨水排除施設の整備が必要。</p>
<p>⑩ 上下水道管路施設の点検と長寿命化計画の推進</p>	<p>○全国的に上下水道施設の多くが老朽化し、管路施設の破損等による道路陥没が、深刻な問題となっています。</p> <p>⇒本町においても、「ストックマネジメント計画」や「福崎町下水道事業経営戦略」などにより、さらなる効率的・効果的な点検・調査を行い、管路施設の老朽化状況や利用実態を踏まえ、優先順位に基づいた計画的な修繕・改築を段階的に進めることが必要。</p> <p>⇒農業集落排水施設の公共下水道*への統合を推進することが必要。</p> <p>⇒雨水幹線や支線水路の整備により、浸水被害の拡大防止を図ることが重要。</p>
<p>⑪ 公共施設のマネジメント</p>	<p>○今後も人口減少や少子高齢化により町税収入が減少した場合、老朽化する公共施設の維持管理や更新への投資が難しくなります。</p> <p>⇒公共施設の維持管理・更新等への対応、また、時代の変化・町民ニーズに対応することが必要。</p> <p>⇒そのため、福崎町公共施設等総合管理計画(令和6年3月)に基づき、各地域における施設の必要性を踏まえながら、施設の配置及び機能のあり方や既存施設の有効活用を検討することが必要。</p> <p>⇒公共施設の資産管理を適切に行い、また、老朽化の状況を把握するためにも、引き続き定期的な固定資産台帳*の更新が必要。</p>
<p>⑫ 観光の振興</p>	<p>○本町は多く観光資源・施設を有しますが、各観光資源等をつなぐ観光ルートが未整備のため、観光客の回遊性に乏しく短期滞在に留まっています。</p> <p>⇒各観光資源等への観光ルートや駐車場の整備、観光資源の魅力を伝えるための観光交流センター(駅前、辻川)を活用した、賑わいづくりを進めることが必要。</p> <p>⇒(都)福崎駅田原線の整備に合わせた福崎駅と柳田國男生家等の観光施設を繋ぐ観光・交流軸の形成が必要。</p> <p>⇒各公共交通やレンタカー、レンタサイクル*を活用した、観光客の移動手段の確保・強化が必要。</p>

課題	現状・方策等
<p>⑬ 防災・減災対策の充実</p>	<p>○本町は、山崎断層帯の活動による大規模な地震、局地的な集中豪雨による浸水被害、山地崩壊被害等の災害発生リスクが存在しています。</p> <p>⇒発災時における災害時要配慮者が安全に避難できるよう、ハード・ソフト両面での対策が必要。ハード面では、延焼遮断や防災機能を備えた避難路の整備、洪水・土砂災害に対応した生活道路の改善、耐震性のある避難場所の確保、ソフト面では、避難支援体制の構築や情報提供の充実が必要。</p> <p>⇒近年の激甚化した災害に対応するため、砂防や治山、急傾斜地対策事業などの対策が急務。</p> <p>⇒防災マップ*を活用した災害リスクの周知や、防災学習・防災訓練などの取組を通じて、住民の防災意識と実践力の向上を図ることが重要。</p> <p>⇒防災指針の整備や事前復興準備など、発災前の計画的な備えを充実させることで、災害対応力の向上と地域のレジリエンス強化につなげることが重要。</p> <p>⇒人口減少・少子高齢化等による居住の分散や都市機能の空洞化といった地域課題に対応するため、福崎町立地適正化計画に基づき、都市機能、居住機能の誘導を図っていますが、自然災害に対する居住地の安全・安心の確保に向けて、福崎町立地適正化計画への防災指針の追加を検討することが重要。</p>

第3章 将来の都市像

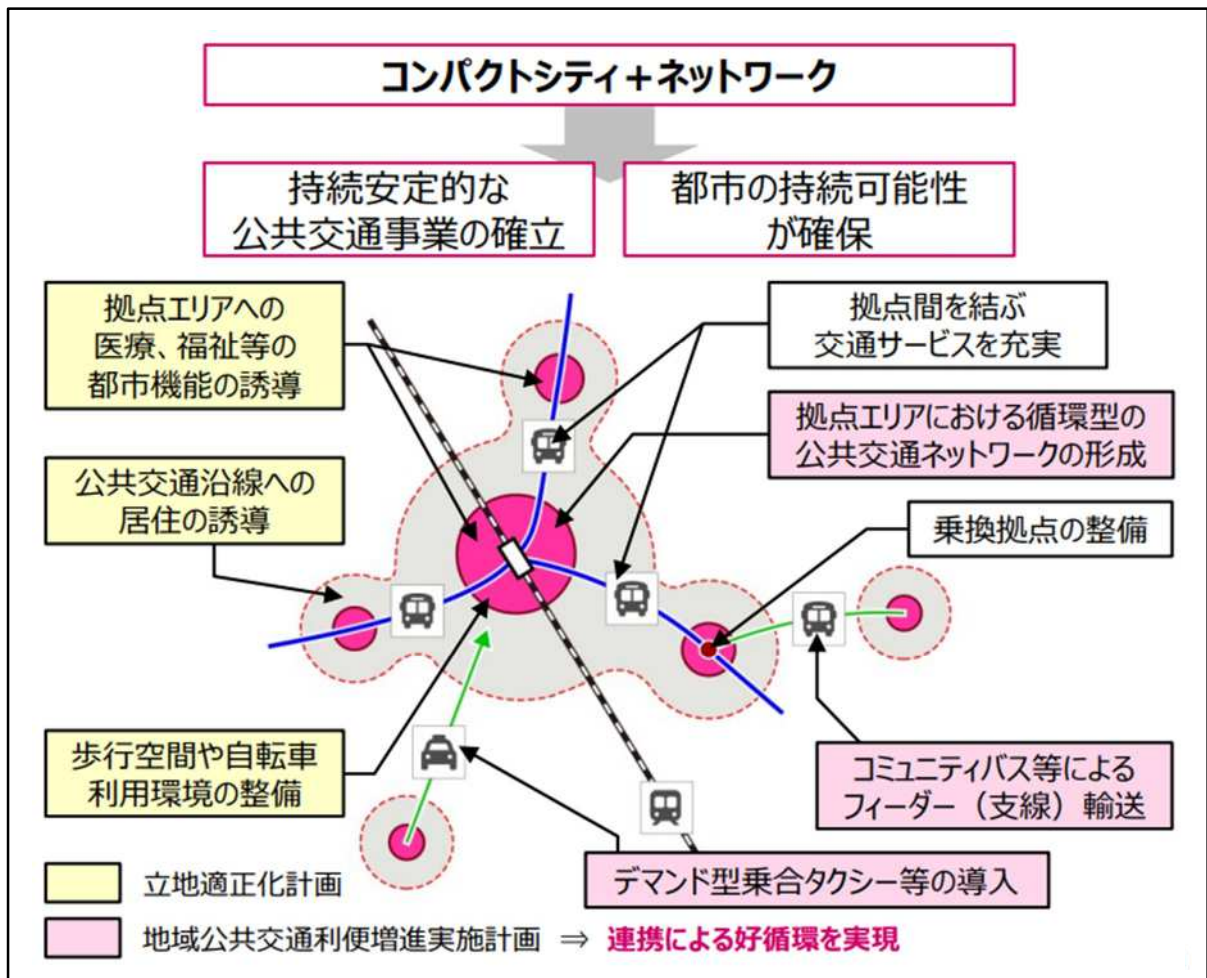
1. 近年の都市づくりの動向

1-1. コンパクト+ネットワークのまちづくりに向けた国の動向

急激な人口減少や少子高齢化に対応するため、国は「居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能を公共交通沿線に立地を誘導することにより、高齢者をはじめ誰もが公共交通を中心に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の推進を方針として示しています。これを受けて、平成25年12月には交通政策基本法*が制定され、公共交通の役割を明確化するとともに、平成26年11月及び令和2年11月には地域公共交通活性化再生法*が改正され、地域における公共交通の再編・充実が促進されました。

また、平成26年8月には都市再生特別措置法*が改正され、「立地適正化計画*」制度が創設されました。その後、令和2年9月の都市再生特別措置法*の改正では、激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画*に居住エリアの安全性を強化する防災指針が追加されています。

本町では平成29年に立地適正化計画*を策定しており、公共交通沿線に「居住誘導区域*」と「都市機能誘導区域*」を設定し、土地利用の緩やかな誘導を進めているほか、令和6年に地域公共交通計画を策定し、本町における地域公共交通の方向性とその具体的な施策を示しています。



資料：国土交通省（立地適正化計画の手引き【資料編】（令和6年4月版））

1-2. 国土の多様性や個性をいかした都市づくり

将来にわたって持続可能で快適な生活環境を整えるためには、地域の多様性や個性を尊重した適正な土地利用が不可欠です。このような取組は地域の特性や都市の成長見込みに応じて、より地域の実情に応じた柔軟な土地利用を推進することをめざすものです。将来的には、区域区分*や用途地域*などの見直しを通じて、住環境の質の向上、農地や緑地*などの資源保全、産業との調和など、バランスのとれた土地利用を図ることが必要です。

人口減少社会を背景に、全国的にもこうした視点から土地利用の見直しが進められており、都市機能の再編、低未利用地*の有効活用、所有者不明土地への対応、災害に強いまちづくりなどの施策が展開されています。

本町においても、まちの将来像を見据えながら、地域の魅力や個性をいかした土地利用のあり方を検討し、地域ごとのまちなみに配慮した都市づくりを進めていくことが重要です。町土の多様性を尊重しつつ、居住環境の質の向上や地域資源の保全、産業との調和を図ることで、持続可能なまちの形成をめざします。

2. 福崎町がめざすべき都市像

2-1. 都市づくりの理念

本町は、古くから交通の要衝として発展してきたまちであり、南に広大な播磨平野をひかえ、他の三方を美しい丘陵に囲まれた自然豊かな地域です。市街地周辺には、清流市川や住民の生活と密接に結びついた清らかな池、文化的・歴史的価値を持つ社寺が点在し、落ち着いた美しい景観を形成しています。

こうした豊かな自然、風土、歴史を背景に、本町は多くの偉人を生んだ学問・芸術文化、「民俗学のふるさと」として親しまれています。さらには福崎駅や福崎IC、工業団地、大学、大型商業施設などの立地により、多様な機能を備えたまちとして発展を遂げてきました。

一方、町土は、住民のための「限られた資源」であるとともに、「生活及び生産の場」であるため、その利用は住民の暮らしや地域の産業活動と調和したものでなければなりません。

そのため、本町の都市づくりは、町民や自治会、地域のボランティア団体、NPO*などの主体と行政が自らの役割と責任を自覚した上で連携・協働が行われ、住民福祉の向上や町域の均衡ある発展を図り、持続可能な地域社会の形成をめざすものとし、これを本町における都市づくりの基本理念とします。

このような理念のもと、本町では、今後さらに「住みよい」「住みつづけたい」と思えるまちづくりをめざし、住民一人ひとりを大切に、参画と協働による調和のとれたまちづくりを積極的に推進していきます。

2-2. 将来の都市像

都市計画マスタープランでは、過去から現在そして未来へとつながる持続可能な都市をめざし、福崎町第6次総合計画に掲げる将来像に即したまちづくりを進めます。

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち

平成28年の都市計画マスタープランの改定以降、本町では、まちの拠点機能の強化を目的とした福崎駅周辺の整備、集落の活力維持を図るための市街化調整区域*内における特別指定区域制度*の活用及び土地利用基本計画*の改定、さらに、地域公共交通の利便性向上に向けた町内巡回バス「サルビア号」の見直しや近隣自治体との連携によるコミュニティバス*の導入など、分野ごとの課題に対応した取組を進めてきました。今後は、福崎駅周辺及び町役場周辺を町の主要拠点として位置づけ、都市機能や公共施設の適切な配置によるコンパクトなまちの形成に取り組みます。

長年の課題であった福崎駅周辺整備事業が令和元年に完了し、今後は周辺道路との連携強化や駅前交通広場*を中心とした公共交通結節点機能*の向上に努めるとともに、風格ある「まちの玄関口」としての賑わい創出を図ります。

市街化調整区域*では、特別指定区域の有効性を周知し、地域資源の活用を通じて、集落の活力維持と地域の魅力向上に努めます。

町の中心地、東西の工業団地、市街化調整区域*の各集落を都市計画道路*などの道路ネットワークでつなぐとともに、地域公共交通の充実を図ることで、誰もが安心して暮らせる住みよいまちの形成をめざします。

地域公共交通については、町内巡回バス「サルビア号」の再編や市川町・姫路市との連携によるコミュニティバス*の導入など、利便性と持続可能性の両立を図った取組を進めています。

また、柳田國男生家や辻川界限、七種山などの文化・観光資源をいかす取組に加え、文化財保存活用地域計画の推進など、多面的な施策により、本町の歴史文化をいかしたまちづくりを進めています。これらの取組により、町外からの来訪者のさらなる増加と地域の活性化を図り、活力にあふれる魅力的なまちをめざします。

第4章 将来の都市構造の考え方

1. 将来の都市構造の基本的な考え方

1-1. 既成市街地と新市街地の共栄

本町では、市街化区域内において一定の人口定着がみられるものの、開発ポテンシャルは既成市街地を避け、開発余地の大きい幹線道路沿線等の新市街地に集中する傾向が強く、既成市街地の整備の立ち遅れが懸念されます。

また、市街化区域内の都市農地については、新市街地として計画的な都市機能の充実と良好な宅地供給をめざすものと、今後も存続し、生活に密着した農空間として防災農地*や景観農地*など多面的な活用を図るものとの役割分担を明確化し、両者の調和を図りながら土地利用を推進する必要があります。新市街地として都市機能の充実を図る区域においては、その健全な形成に資する道路、公園、下水道等の整備が必要不可欠です。

これらの市街地が発展していくためには、それぞれの市街地内の道路整備とあわせ、市街地間を結び鉄道などの広域交通へのアクセス性を高める道路網の整備が重要です。また、道路と鉄道等の有機的なネットワーク形成を通じて住民の利便性・安全性の向上を図り、地域の活性化と持続可能な都市構造の構築をめざします。

具体的には、本町の玄関口である福崎駅周辺の土地利用の高度化と商業振興の再生を図るとともに、駅へのアクセスを強化する道路網の整備を推進し、魅力ある都市拠点の形成を図ります。また、市街地の形成が見込まれるエリアでは幹線道路を活用した土地利用と新たな道路網の整備により健全な市街地の形成を図ります。

1-2. まちの拠点づくり及び持続可能な都市構造の形成とネットワーク化

まちの構造については、人口減少や高齢化が進行する中でも、安心・快適な暮らしを支える持続可能な都市構造の形成をめざします。

町内の公共交通施設や交通結節点周辺には、人口や都市機能増進施設を集積させることで、公共交通へのアクセス性が高く、安全・安心なゆとりある居住環境の形成を図ります。

また、これらの拠点を結ぶ「公共交通ネットワーク」を確保・強化することで、公共交通の一定の運行水準を維持し、持続可能な多核連携型都市構造の構築を図ります。

このような都市構造の実現に向けて、「福崎らしいまちづくり」(コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持)を推進し、地域資源をいかした魅力ある空間づくりを進めます。

さらに、高次都市機能*については、姫路市の中心拠点区域*との連携を図り、広域的な都市機能の補完と利便性の向上をめざします。

1-3. 安全・安心なまちづくり

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、令和6年の能登半島地震等の大規模災害の教訓から、防災・減災*に関する対応や意識の向上が求められる中で、火災をはじめ、地震、風水害、土砂災害などへの対策とともに、地域での人と人とのつながりが重視されています。

このため、災害危険箇所における山地災害対策*及び浸水対策等の改修整備を進めるなど、被害を最小限に抑えることができる災害に強いまちづくりを進めます。また、日頃から住民一人ひとりが防災意識を持ち、災害時には住民自ら安全に避難を行えるような体制整備を図るとともに、町や自治会、関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応と住民の安全な避難行動を確保できる応援・協力体制の強化に努めます。

2. 土地利用誘導の方針

2-1. 都市計画区域*の方針

都市計画区域外において開発圧力は顕著になっておらず、今後も大幅に増えるとは見込まれないため、現時点では都市計画区域*の変更は行わないものとします。

2-2. 区域区分*の方針

(都)中島井ノ口線の南進整備が完了し、市街化区域に指定されている東側沿道では宅地化や開発が進んでいます。市街化調整区域*に指定されている西側沿道は、優良農地の保全と沿道の開発圧力とのバランスを考慮しながら、今後も地域の特性を踏まえた魅力ある住環境づくりについて、県や地域住民と調整・検討を進めていきます。また、本町はこれまで、福崎工業団地・福崎企業団地、福崎町東部工業団地への企業誘致、工業機能の集積に取り組んできた結果、全ての工業団地は完売しています。今後は、工業用地に対するニーズの高まりに備え、市街化調整区域*のあり方について、必要に応じて柔軟な都市計画制度の運用なども含めた検討を慎重に進めていきます。

また、まちの将来像を見据えながら、地域の魅力や個性をいかした土地利用の方向性について整理するとともに、区域区分*の廃止等については、先行市町の動向を注視するなど、その影響や土地コントロール手法などを十分調査した上で、その必要性を慎重に検討していきます。

2-3. 用途地域指定の方針

現状の土地利用と用途が乖離し、将来的な土地利用も用途に合致しにくい地域については、柔軟な用途地域*の見直しを検討します。

2-4. 立地適正化計画の方針

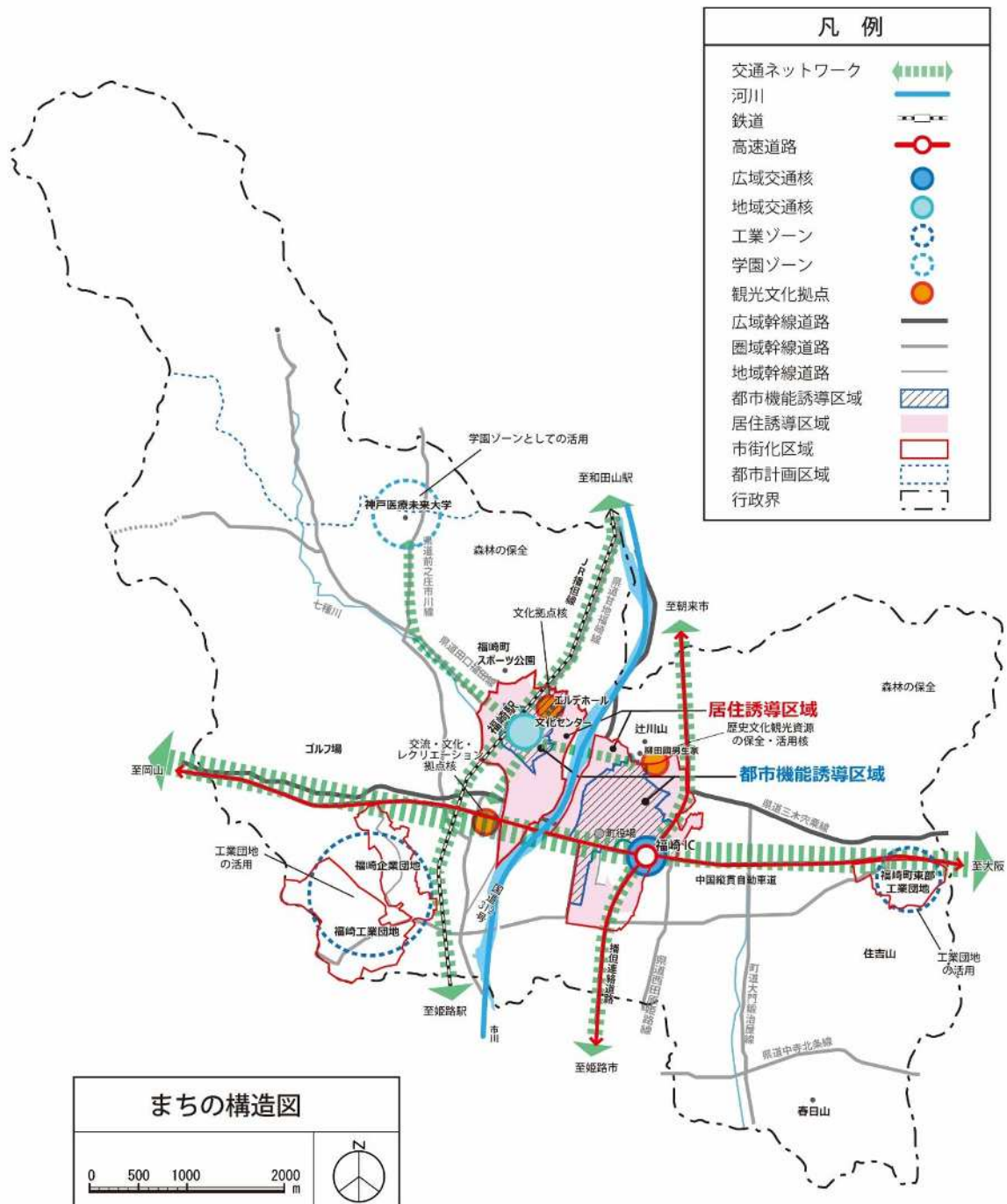
福崎町立地適正化計画では、福崎駅周辺、町役場周辺の2箇所を都市機能誘導区域*に設定しています。また、市街化区域において、工業等に特化した区域、高低差等により低未利用地*となっており宅地化が見込みにくい区域、二級河川*市川の河川区域を除いた区域を居住誘導区域*に設定し、今後も都市機能及び居住の誘導を進めていきます。

3. 将来の人口フレーム

全国的な少子化・高齢化の中で、わが国の人口は減少傾向にあります。このような状況下において、本町の近年の出産や転入転出等の状況が今後も続くとした10年後の人口は、18,148人程度と予測されています。(令和2年国勢調査*を基にした人口推計)

福崎町第6次総合計画では、良好な住環境の充実や子育て支援を推進し、本町に住み続けたい、もう一度住みたい、移り住みたい人を増やすことにより、目標年次である令和15年の将来人口を18,500人と設定しています。また、福崎町人口ビジョンでは、令和17年の将来人口を18,379人と設定しています。

本計画における人口フレームは、これら上位計画を踏襲し、目標年次(令和17年)の将来人口を18,379人と設定します。



第5章 都市づくりの方向性と分野別の方針

1. 都市づくりの視点

本町では、人口減少や少子高齢化、自然災害への備え、地域資源の活用など、複合的な課題に対応しながら、持続可能な都市構造の形成をめざします。

福崎駅や福崎IC周辺には、公共交通や広域交通ネットワークへのアクセス性に優れたコンパクトな市街地が形成されており、今後は既存施設の再編や空き家の利活用等を通じて、まちの活力を高め、賑わいづくりを推進します。また、恵まれた立地条件・地域資源をいかした産業・観光振興にも取り組みます。市街化調整区域*に点在する集落では、自然環境をいかした暮らしの魅力を高めるとともに、交通・福祉機能の充実により、誰もが安心して住み続けられる環境づくりを進めます。

また、本町では担うことができない高次都市機能*については、姫路市の中心拠点区域*と連携して機能を確保していく必要があります。

このような考えのもと、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」の実現に向けて、「福崎らしいまちづくり」（コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持）を進めていくため、今後本町で進めていく都市づくりについて、以下の4つの視点を柱として、計画的かつ柔軟にまちの将来像を描き、持続可能な都市構造の実現に向けた取組を進めていきます。

コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持

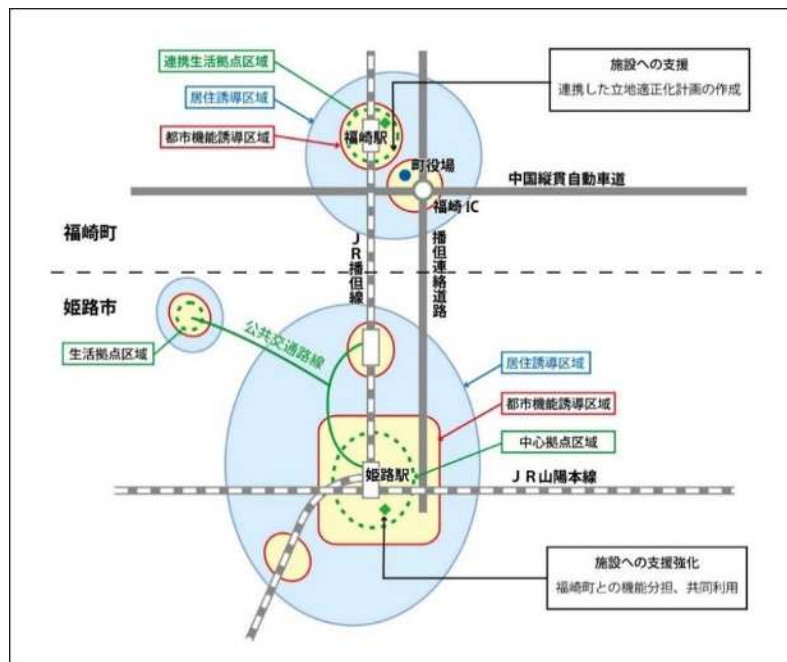
視点① 持続可能な都市構造の形成による人口減少への対応

視点② 中心市街地の活性化と多様な産業の振興

視点③ 地域資源をいかした観光・交流の促進

視点④ 安全・安心の確保とユニバーサルな都市づくり

■ 姫路市との連携のイメージ

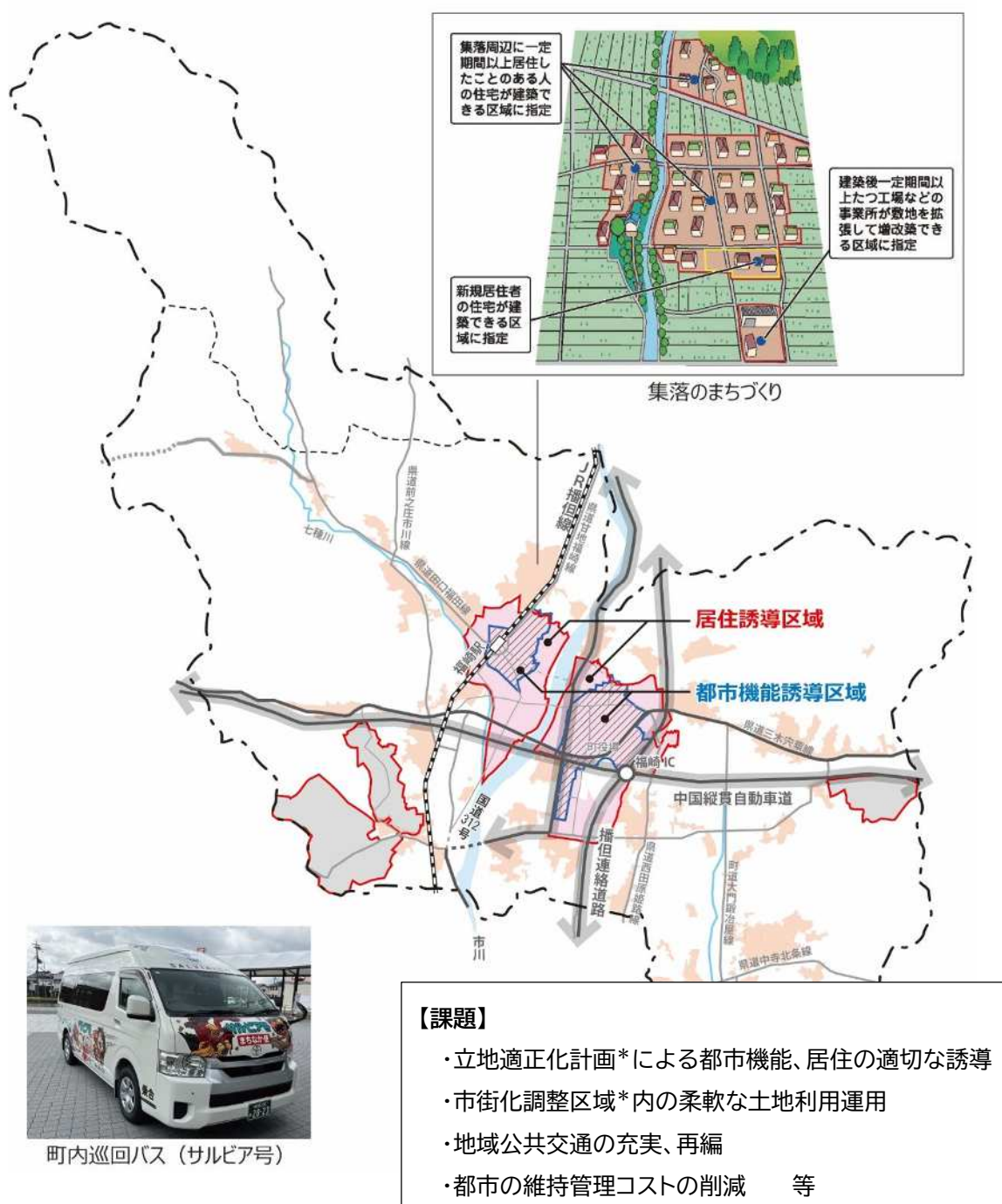


視点① 持続可能な都市構造の形成による人口減少への対応

人口減少・少子高齢化という不可避な社会変化に対応し、限られた人的・財政的資源を効率的に活用しつつ、地域の生活・経済・福祉を将来にわたって維持するためには、持続可能な都市構造の形成が重要となります。

市街地では、既存施設の再編や空き家の利活用等を通じて、利便性の高い居住環境を確保します。市街化調整区域*に点在する集落では、自然環境をいかしたゆとりある暮らしの場としての魅力を高めるとともに、交通・福祉機能の充実により、誰もが安心して住み続けられる環境づくりを進めます。こうした地域づくりを進めるため、柔軟な都市計画制度の運用による地域の実情に応じた適切な土地利用のあり方を検討します。

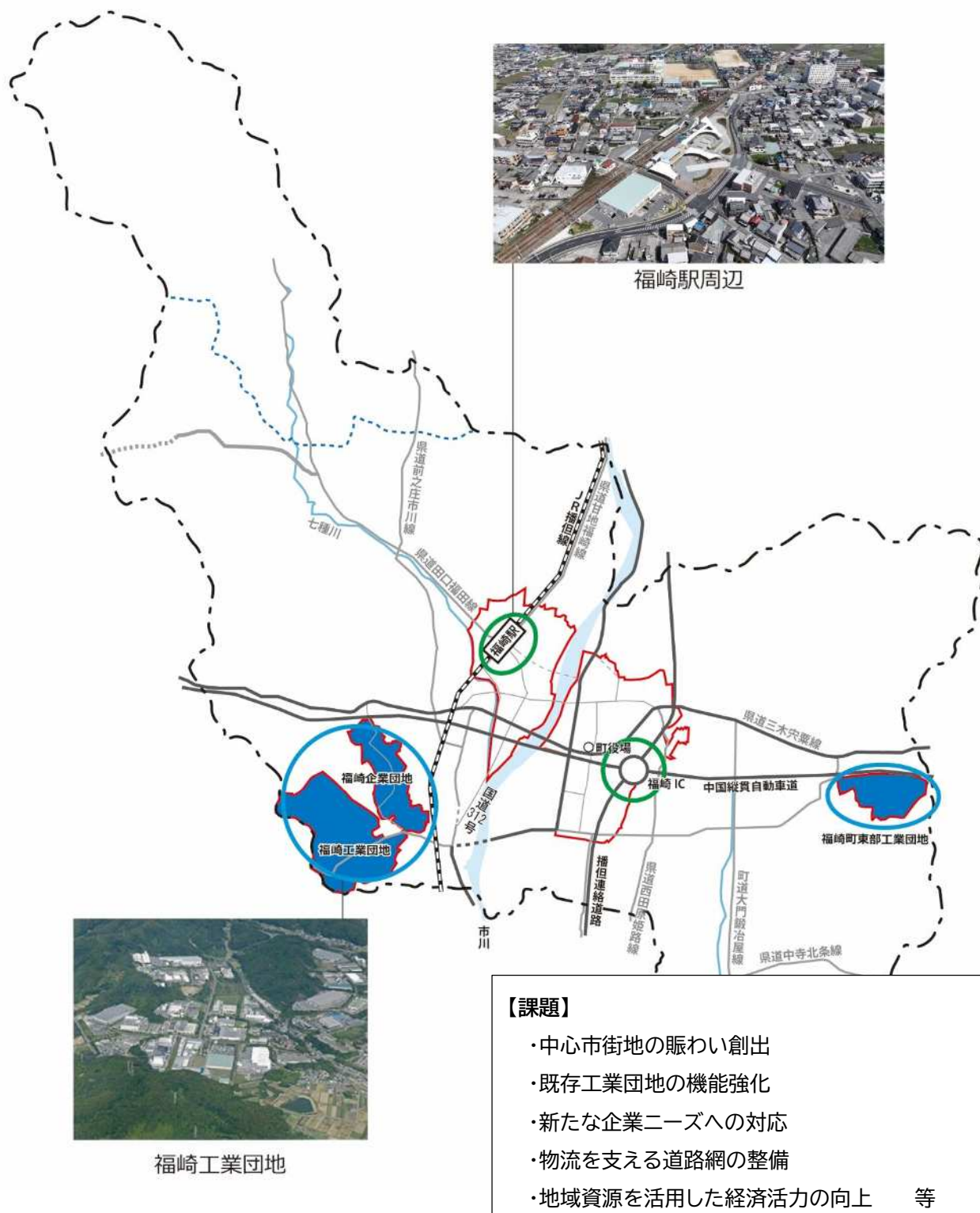
また、広域交通ネットワークや医療・教育・商業機能の広域的連携を通じて、町の利便性と魅力を高め、住民の生活の質向上につなげます。



視点② 中心市街地の活性化と多様な産業の振興

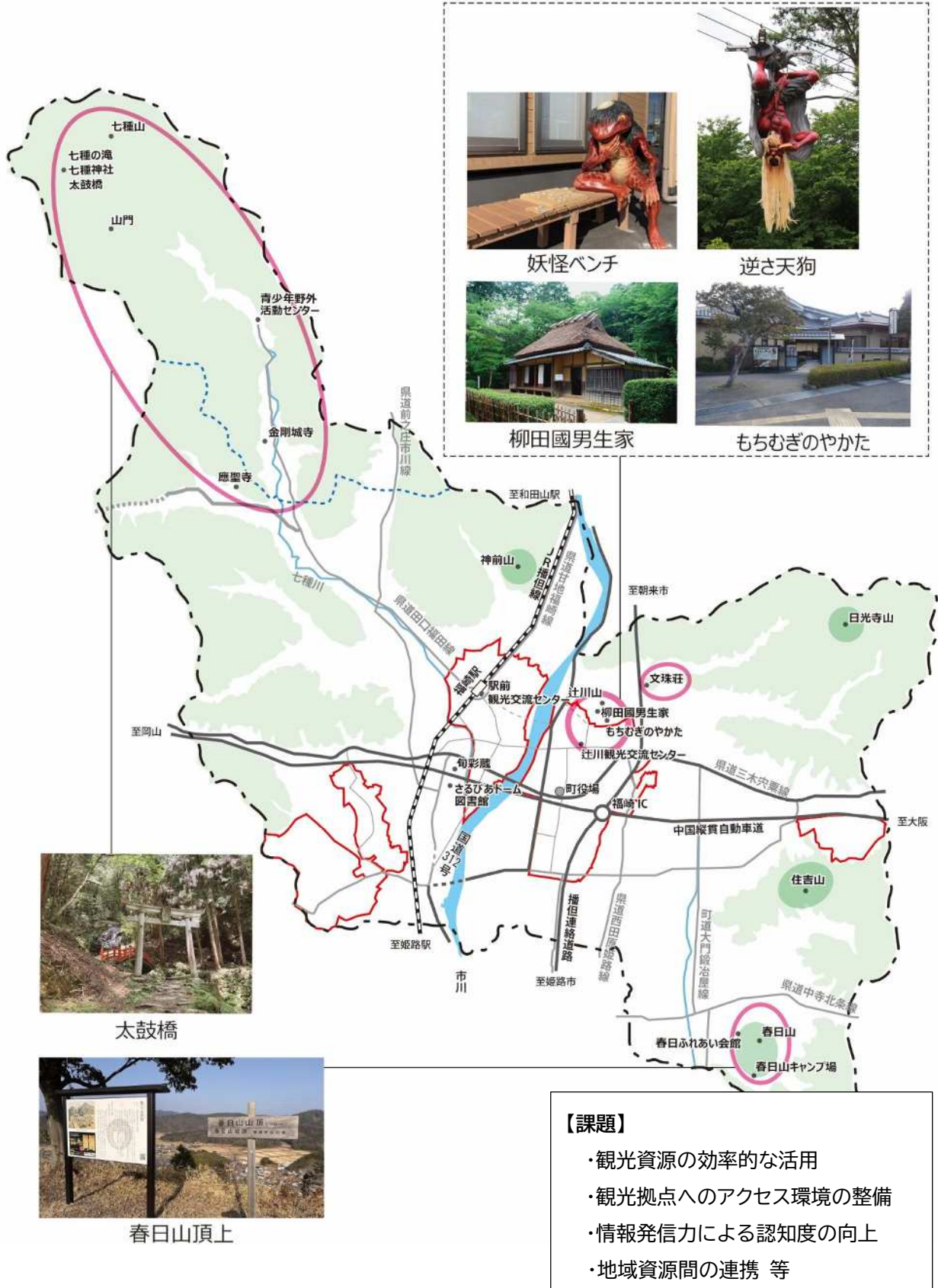
本町には、福崎駅周辺と福崎IC周辺の2つの中心市街地が形成されています。まちの活力を高めるため、観光拠点や町民の憩いの場として再整備した福崎駅周辺等を核とした、賑わいづくりを推進します。

また、本町の産業は、福崎工業団地や福崎町東部工業団地等を中心とする工業が大きな比重を占め、経済の活性化や雇用機会の創出等の面で大きな役割を果たしています。今後も本町の恵まれた立地条件を活かし、引き続き魅力ある産業基盤の整備や環境づくりに向けて、企業ニーズを適切に踏まえつつ、土地利用の在り方を検討します。



視点③ 地域資源をいかした観光・交流の促進

柳田國男ゆかりの辻川界限や七種山など既存の観光資源をいかし、本町の魅力向上や情報発信の強化に取り組みます。既存の観光拠点へのアクセス道路や駐車場の整備を検討するとともに、観光拠点を有機的に結ぶ観光ルートを設定を進めます。また、農業や地場産業との連携による体験型観光を展開し、それらのPRを通じて県内外からの来訪者を増やす取組も推進していきます。



視点④ 安全・安心の確保とユニバーサルな都市づくり

近年頻発する台風や集中豪雨、また、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震*などの自然災害に備え、減災*の視点を取り入れた総合的な治水・土砂災害対策を推進します。

また、多様な世代や背景を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、避難場所・避難路の確保、狭あい道路の改善、建築物の耐震化、老朽化建築物や空き家対策など、地域と連携した災害に強いまちづくりを進めることで、住民の安全・安心を守ります。



防災拠点（さるびあドーム）

【課題】

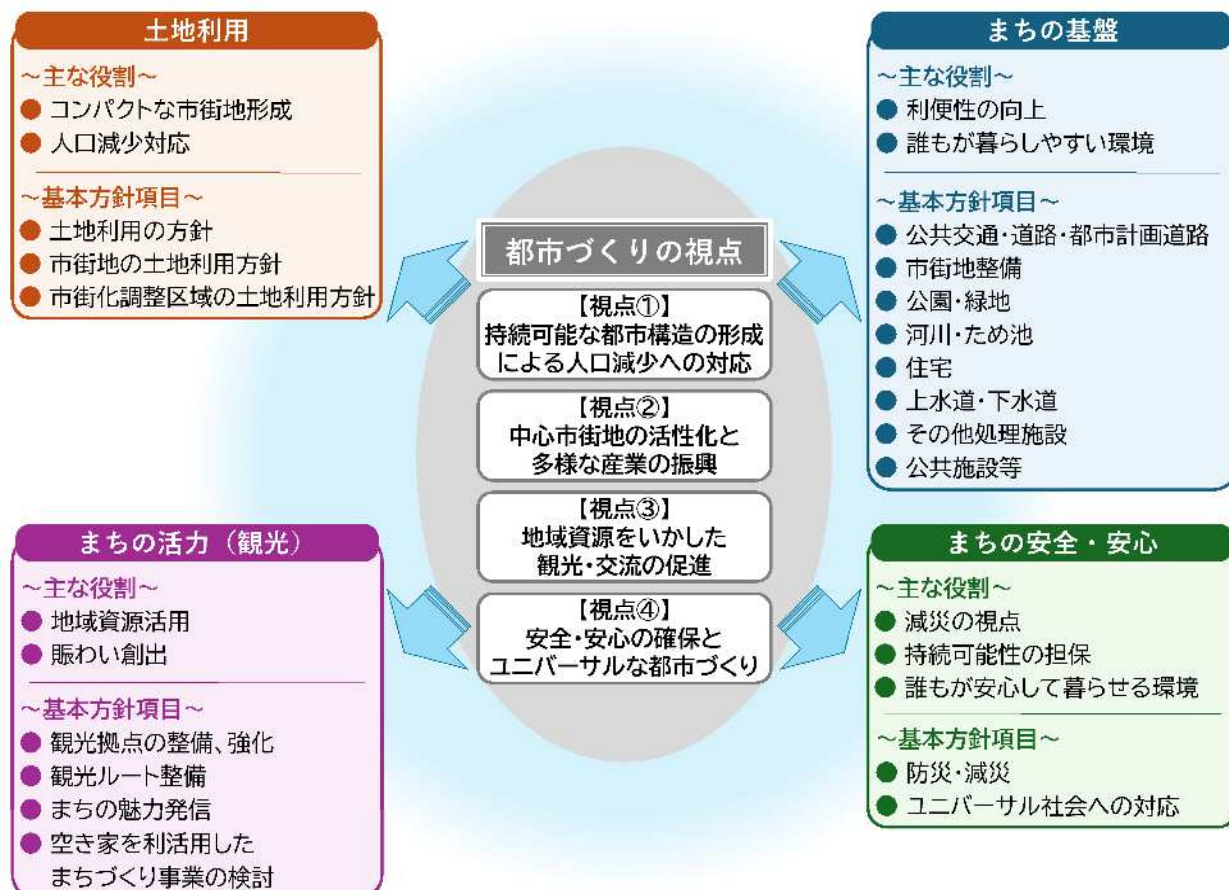
- ・大規模災害への備え
- ・避難環境の整備
- ・都市インフラの脆弱性解消
- ・空き家対策と活用の検討
- ・地域コミュニティ*の連携・参加 等

2. 分野別の方針

本町では、「都市づくりの視点」に基づき、将来にわたって持続可能で、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現をめざし、土地利用、まちの基盤、まちの活力、安全・安心の4つの分野が相互に連携し、それぞれの役割を補完しながら総合的な都市づくりを進めることが重要です。

「分野別の方針」として、各分野における基本的な考え方と取組の方向性を定め、町全体として一体感のある都市構造の形成と、地域の特性をいかしたまちづくりを推進します。

■ 都市づくりの視点と分野別方針の関係



2-1.土地利用

2-1-1.土地利用の方針

[基本的な考え方]

都市の機能性・持続可能性・利便性のさらなる向上をめざし、既存都市機能の再編・高度化を通じて、既成市街地における多様な都市機能の集積を促進します。これにより、地域の魅力と生活の質の向上を図ります。

主要用途の配置にあたっては、自然環境との調和や地域の特性に配慮しつつ、町域の土地利用を「市街地(市街化区域)」と「非市街地(市街化調整区域*)」に大きく区分し、持続可能で柔軟な土地利用を推進します。

また、人口減少・少子高齢化という喫緊の課題に対応するため、立地適正化計画*や土地利用基本計画*、地域公共交通計画に基づき、公共交通や生活利便施設の集約、居住誘導区域*への誘導などを通じて、暮らしやすく活力ある地域づくりを進めます。

地域住民との協働を重視し、地区ごとの個性やニーズに応じたきめ細やかな土地利用誘導を行うことで、地域の自律的な発展と持続可能な都市構造の形成をめざします。

土地利用の区分		
市街地 (市街化区域)	商業系地域	近隣商業地
		沿道サービス地
	住宅系地域	複合住宅地
		専用住宅地
	工業系地域	工業集積地
		軽工業・業務地
非市街地 (市街化調整区域*)	保全区域	
	森林区域	
	農業区域	
	集落区域	
	特定区域	

2-1-2.市街地の土地利用方針

(1) 土地利用の方針

市街地の区域は、将来像を踏まえて現在の市街化区域を基本とし、計画的な市街地形成が確実に行われる見込みのある地区で市街地の拡大を図るものとします。

市街地においては、商業や住宅、工業系の地域を次のように配置し、機能的な都市基盤の形成を図ります。

a.【商業系地域】

近隣商業地	<p>近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地区です。</p> <p>福崎駅周辺、新町地区、辻川地区を、地域に密着した近隣商業地として位置づけ、住商複合型の都市機能を強化します。特に福崎駅周辺は都市機能誘導区域*として、整備した駅前広場や公共交通の利便性向上にあわせて、地域の魅力向上につながる民間主体の取組を促す環境づくりに努めます。また、姫路市と連携した連携生活拠点区域*の設定を検討します。</p> <p>さらに姫路市やその他近隣都市と連携した「連携中枢都市圏」制度を活用した広域的な連携に取り組みます。(8市8町)</p>
沿道サービス地	<p>沿道サービス機能を備えた住商複合地区を、既存商業施設の集積状況や地域の生活動線を考慮しつつ、交通利便性の高い幹線道路沿いに配置します。官公庁・金融機関等の都市機能が立地する役場周辺は、都市機能誘導区域*として設定し、地域拠点としての役割を強化します。</p>

b.【住宅系地域】

複合住宅地	<p>良好な住環境を確保するとともに、地域の活力を支える一定規模の商業・交流施設との共存を図る地区として位置づけます。</p> <p>商業地周辺を複合住宅地として位置づけ、生活利便性の向上と地域コミュニティ*の活性化を目的として、小規模な商業施設等の立地を許容した住宅地としての整備を進めます。現行の準工業地域については、住宅地利用の多い地区を複合住宅地として位置づけ、住工の調和を図りつつ、住環境の向上を進めていきます。</p> <p>また、福崎駅周辺は、公共交通の結節点としての機能強化と、来訪者・住民双方にとって利便性の高い交流拠点の形成をめざし、“まちの顔”としてふさわしい土地利用を推進します。</p>
専用住宅地	<p>複合住宅地区の周辺には専用住宅地を計画的に配置し、良好な住環境の保全を図ります。既に整備された住宅地についても、居住機能に特化した専用住宅地として位置づけ、地域の生活環境の安定と質の向上をめざします。</p> <p>また、市街化区域内の農地等の未利用地については、地域ニーズや土地利用動向を踏まえ、民間による計画的な開発を誘導することで、持続可能で魅力ある良好な住宅地の供給を図ります。</p>

c.【工業系地域】

工業集積地	中国縦貫自動車道南側の東西2ヶ所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地及び東部工業団地を、地域の産業基盤を支える主要な工業集積地として位置づけます。今後の産業ニーズや立地需要の変化を踏まえ、引き続き道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。
軽工業・業務地	既存の土地利用形態から、住居系・工業系の混在が見うけられる準工業地域を軽工業・業務地として位置づけます。工場の立地が減少する等、土地利用の転換が見られる地区については、住宅系の用途への変更を検討します。

(2) 土地利用方針の変更検討地区

これまでの事業の進捗や今後の事業進捗の見込み、現在の土地利用の現状を踏まえて、下記に示す区域については、これまで位置づけてきた土地利用方針の変更を検討します。

【(都)福崎駅田原線沿道】

令和元年に整備が完了した福崎駅周辺地区に繋がる町のシンボルロード*として沿道利用を促進するため、専用住宅地から近隣商業地等への変更を進めます。

【(都)中島井ノ口線沿道】

(都)中島井ノ口線の中国縦貫自動車道以南の東側沿道では、既に大型店舗等が立地し、沿道サービス地としての土地利用が進展しています。西側沿道の集落地域は、市街化区域への編入も視野に入れながら、計画的な土地利用の推進により、魅力ある沿道サービス地としての活用を引き続き検討します。農用地区域については、高付加価値作物の作付けや販売などの検討を行い、地域農業の振興を図ります。

西田原地区の井ノ口交差点南付近では、店舗と住宅の混在している現状を踏まえ、専用住宅地から複合住宅地への変更を検討し、住環境と商業機能の調和を図ります。

【工業団地周辺】

福崎工業団地・福崎企業団地及び福崎町東部工業団地周辺は、今後の工業集積地としての機能強化や企業誘致の可能性を見据えつつ、地域特性と周辺環境との調和に配慮した土地利用のあり方を引き続き慎重に検討します。

2-1-3.市街化調整区域*の土地利用方針

(1) 土地利用の方針

市街化調整区域*については、福崎町土地利用基本計画で土地利用の方針を定め、市街地との調和を図りながら、整備、保全します。

■ 市街化調整区域*の土地利用区分

保全区域:良好な自然環境を保全する区域

－守りたいまちの資源(神社、大樹、伝統家屋など)

森林区域:森林としての地域環境の形成を図る区域

－大切な自然として保全すべき山や川

農業区域:農業の振興を図る区域

－農業振興地域の農用地区域を中心とした区域

集落区域:良好な住環境を保全又は形成する区域

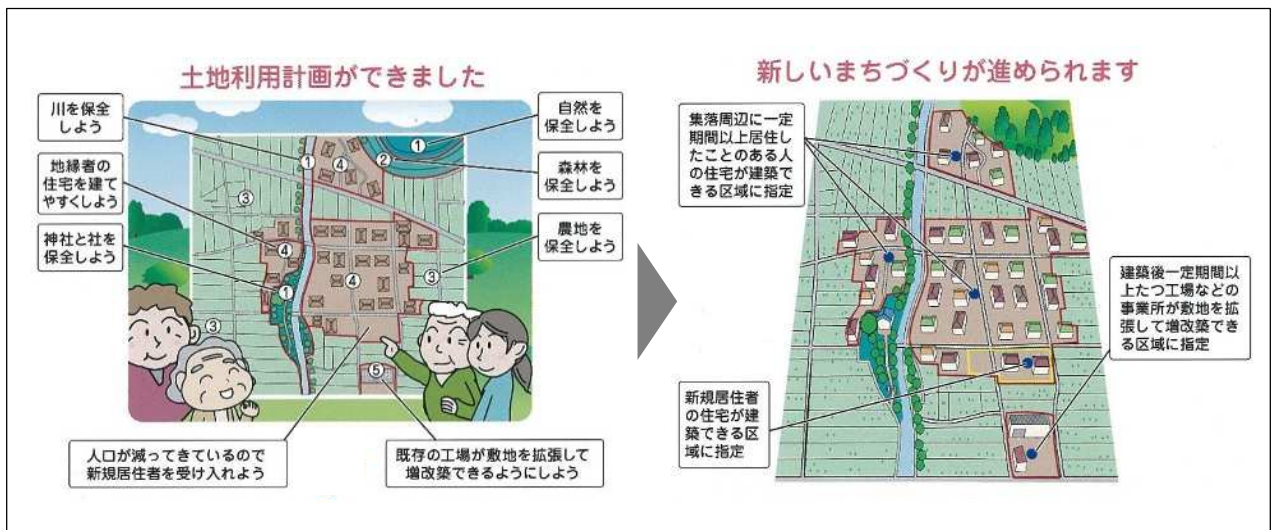
－地縁者住宅、新規居住者住宅、小規模事業所の区域

特定区域:地域の活性化に資する特定の用途の建築物を整備・開発する区域

－工業系の特定区域、公共施設系の特定区域 など

集落区域や特定区域については、特別指定区域制度*や地区計画制度*を活用しながら計画的に土地利用を誘導します。

■ 集落区域のまちづくりのイメージ



(2) 集落活力維持の考え方

市街化調整区域*は市街化を抑制すべき区域で、良好な自然環境及び優良な農用地等を含む区域です。地域の特性にあったコミュニティ機能の維持、地域活力の再生や住環境の改善・誘導及び既存事業所の拡張・用途変更など都市機能の強化に資する計画については、調整区域の枠組みを維持しつつ、地域に必要な建築物かを十分に勘案し、適切な範囲・内容で計画的な土地利用を図っていきます。

また、特別指定区域制度*を活用し、既に地縁者住宅区域を指定している集落では、必要に応じて区域の見直しを行い有効な土地利用を促進するとともに、活力が低下しつつある区域の活性化に努めるため、人口減少集落における新規居住者の住宅区域の新たな指定など、区域の充実を図ります。

■ 各集落における最盛期人口と令和6年人口の比較

集落名	昭和47年人口	最盛期の人口		令和6年人口	最盛期からの人口増減
		年	人口		
長目	300	平成17年	357	282	-75(-21%)
中島	617	平成27年	865	802	-63(-7%)
西光寺	610	平成22年	1,163	1,108	-55(-5%)
八反田	298	平成17年	372	310	-62(-17%)
吉田	303	平成27年	425	402	-23(-5%)
西野	427	令和6年	446	446	0(0%)
井ノ口	306	昭和47年	306	266	-40(-13%)
北野	307	平成17年	319	294	-25(-8%)
大門	838	平成17年	1,087	910	-177(-16%)
加治谷	236	昭和47年	236	199	-37(-16%)
亀坪	54	昭和47年	54	29	-25(-46%)
南大貫	324	平成12年	441	315	-126(-29%)
東大貫	427	昭和47年	427	244	-183(-43%)
西大貫	393	昭和60年	402	305	-97(-24%)
余田	669	昭和47年	669	552	-117(-17%)
小倉	195	昭和47年	195	102	-93(-48%)
庄	801	平成7年	839	647	-192(-23%)
鍛冶屋	339	平成17年	528	415	-113(-21%)
馬田	928	昭和60年	1,109	913	-196(-18%)
山崎	1,174	昭和60年	1,434	934	-500(-35%)
福田	924	昭和60年	1,133	1,103	-30(-3%)
板坂	460	平成22年	502	380	-122(-24%)
桜	202	平成7年	229	184	-45(-20%)
長野	278	昭和60年	290	203	-87(-30%)
神谷	207	平成22年	209	158	-51(-24%)
西谷	268	昭和60年	293	205	-88(-30%)
西治	820	平成12年	1,176	1,048	-128(-11%)
高橋	285	平成7年	316	244	-72(-23%)

資料：住民基本台帳*

(3) 土地利用促進の考え方

市街化調整区域*は、優良農地の保全や自然環境の維持に大きな役割を果たしています。一方で、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるためには、優良農地の保全や自然環境との調和を前提としつつ、産業振興や地域活性化の観点から柔軟な対応を検討することが必要です。このため、市街化調整区域*における土地利用については、地域特性を踏まえ、慎重かつ計画的に土地利用促進の方向性を模索していきます。

2-2. まちの基盤(利便・快適)

2-2-1.公共交通・道路・都市計画道路

[基本的な考え方]

環境や交通弱者へ配慮しつつ、福崎駅や福崎ICを核とした安全かつ快適な公共交通網及び道路網を整備することにより町民の利便性向上に努めます。

公共交通は、福崎町地域公共交通計画に基づき、町民や交通事業者と連携したJRや路線バス、コミュニティバス*の利便性向上と利用促進を図ります。また、安全で円滑な交通処理を行うとともに、地域活性化を促し地域相互の交流を深めるため福崎駅を交通結節点とした体系的な道路網の整備を進めます。さらに、だれもが安全で円滑に通行できるよう、段差の解消、点字ブロックの敷設など、町中心部をはじめとする公共空間のバリアフリー*化を引き続き進めるとともに、道路・橋梁の安全性の向上や交通の円滑化を図るため、福崎町橋梁長寿命化修繕計画、福崎町舗装長寿命化修繕計画等に基づく、定期的な点検や計画的な維持・補修に努めます。

都市計画道路*は都市計画*決定後、長期間を経ても事業化に至っていない路線について、今後柔軟な都市計画*の運用により、実現可能な整備を検討します。

(1) 公共交通

1) 鉄道(福崎駅の利用促進)

令和元年に整備事業が完了し、公共交通の結節点機能等が大幅に強化された福崎駅周辺地区において、引き続き交通広場*等を活用し、JRと路線バス、姫路市と連携して福崎駅と溝口駅を結ぶ福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」等の連携に取り組み、福崎駅のさらなる利用促進を図ります。

2) 路線バス、コミュニティバス

事業者と協力しながら「姫路駅前～溝口～福崎駅前」「姫路駅前～江鮎団地・西光寺～福崎駅前」「姫路駅前～南大貫～北条営業所」を結ぶバス路線の維持確保を図ります。

町内巡回バス「サルビア号」は、交通弱者(高齢者等)の移動手段としてスタートし、年間利用者が延べ2万人を超え、コミュニティ交通として定着し、町民にとって必要不可欠な移動手段となっています。

平成28年度以降、コミュニティバス*の利用者数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症*の拡大により令和2年には大きく利用者が減少しました。その後、利用実態に即したダイヤの見直しや令和6年3月に策定した福崎町地域公共交通計画による施策展開、福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の運行などにより、利用者は年々増加傾向にあります。今後もさらなる利用者増加に向けてコミュニティバス*の利便性向上と利用促進を図ります。

利便性向上策としては、ニーズを踏まえたルートや行き先の変更、待合環境の改善、現在位置や運行状況の見える化を進めるための簡易型バスロケーションシステムの導入などを検討します。また、利用促進策としては、観光分野との連携や広報誌による啓発、事業者と協力した学校や地域での乗車体験、公共交通の役割周知、モビリティ・マネジメントの実施などを通じて、地域でバスを支える意識の強化を図ります。

その他、コミュニティバス*を利用した買い物弱者対策を継続するとともに、今後は利用需要に応じて、鉄道や高速バスとも連携しながら、他市町と連携したコミバスの運行継続や見直し、導入等を検討します。

(2) 道路・都市計画道路

1) 道路ネットワークの基本構成

道路機能からみた道路のネットワークの基本構成を次のように定めます。

■ 道路の機能からみた分類一覧

道路の機能からみた分類		道路名称	
道路	幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路 ※広域的な交通を担う路線 ・圏域幹線道路 ※周辺市町をつなぐ地域間の交通を担う路線 ・地域幹線道路 ※町内の各地域間の交通を担う主要な路線 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国縦貫自動車道(高速自動車国道) ・播但連絡道路(自動車専用道路) ・国道312号～(都)中島井ノ口線～(都)西光寺高橋線～(都)高橋西治線 ・県道三木穴栗線[(都)大門西治線] ・県道甘地福崎線～町道駅南幹線～(都)高橋西治線 ・県道西田原姫路線 ・県道中寺北条線 ・県道前之庄市川線～町道西治長野線 ・町道東大貫溝口線[(都)西光寺高橋線]～東西延伸ルート ・町道中島長目線～町道中島八幡線 ・町道大門鍛冶屋線～町道大貫山田線
	その他道路	主要区画道路 ※区画道路等から幹線道路等へ導く路線	<ul style="list-style-type: none"> ・県道甘地福崎線～国道312号 ・県道田口福田線 ・(都)福崎駅田原線 ・(都)辻川北野線 ・町道田尻辻川線 ・町道中道線 ・福崎駅前～辻川界限ルート ・辻川界限～県道三木穴栗線ルート
		区画道路 ※宅地への接続路線	
交通広場等*	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前交通広場* ※交通施設相互を結節する広場 		

2) 道路の整備方針

先に掲げた道路のネットワークを構築するため、次に示す道路の整備に取り組みます。

整備にあたっては歩行者・自転車、特に通学児童・生徒の安全安心な通行を確保するため、歩道などの交通安全施設の整備を行います。また、都市間の広域交通を担うとともに、高速道路 IC 等へのアクセスルートの役割も担う幹線道路の整備や、良好な生活環境の形成を図る区画道路の整備などを推進します。

なお、幅員が狭小な道路で人家が連担している箇所等については、水路の蓋掛けなどの路肩整備を実施し、事業費の縮減を図りながら安全性と生活環境の向上に努めます。加えて、交通安全施設を定期的に点検し、不具合などによる事故の未然防止を図ります。

3) 幹線道路

① 広域幹線道路

【国道312号～(都)中島井ノ口線～(都)西光寺高橋線～(都)高橋西治線】

国道312号、(都)中島井ノ口線、(都)西光寺高橋線、(都)高橋西治線は、瀬戸内から日本海に至る南北の広域交通を担う幹線道路であるとともに、市川町や姫路市など周辺市町との連絡道路、町内拠点地区間相互の連絡道路としての役割を担っています。

また、(都)中島井ノ口線は、通過交通*を適切に誘導し、商業地へのアクセスルートの役割も担います。(都)西光寺高橋線は市川橋梁部の整備を検討します。

なお、福崎工業団地への入口となっている国道312号高橋交差点では朝の通勤時間帯における北行きの渋滞が著しいため、その他の路線から工業団地へ入る対応を県や姫路市などと調整しながら検討します。

【県道三木宍粟線[(都)大門西治線]

県道三木宍粟線[(都)大門西治線]は、東西の広域交通を担う主要地方道で、加西市や姫路市などの周辺市町を連絡するとともに、町内拠点地区間相互の連絡や福崎IC等へのアクセスルートとしての役割を担っています。

西谷地区(姫路市境付近)の交通安全対策事業(路肩拡幅)を促進するとともに、ひょうごインフラ整備プログラム掲載箇所から西谷交差点間については、引き続き事業化を要望します。

また、役場付近の渋滞解消に向け、右折レーンの整備などの道路改良を要望します。

② 圏域幹線道路

【県道甘地福崎線～町道駅南幹線～(都)高橋西治線】

県道甘地福崎線の山崎地区から福崎駅周辺地区を通り町道駅南幹線、図書館横の(都)高橋西治線を経由して姫路市へ至る本ルートは、市川町・姫路市との連絡機能を強化するため、未改修区間の整備を進めます。

【県道西田原姫路線】

本町の中心市街地と姫路市との連絡機能を担い、国道312号と並行する路線としてバイパス機能も有します。幅員が狭小である田尻交差点南付近の道路改良事業(歩道設置を含む現道拡幅)を促進します。

【県道中寺北条線】

加西市、八千種地区、姫路市北部を連絡するとともに、住民の生活道路としての役割を担っています。車両の離合が困難な幅員狭小区間において、道路改良事業を促進します。

【県道前之庄市川線～町道西治長野線】

県道前之庄市川線～町道西治長野線は、市川町中心部と西治地区や教育拠点に位置づけられる神戸医療未来大学、広域幹線道路である県道三木穴栗線との連絡機能を担っています。高岡・福田地区ほ場整備*の実施に伴い、県道前之庄市川線の一部区間において、交通安全対策事業(路肩拡幅)を促進します。

【町道東大貫溝口線[(都)西光寺高橋線]～東西延伸ルート】

東西の工業団地から福崎南ランプへの主要なアクセス道路であるとともに、工業団地と周辺市町を連絡し、県道三木穴栗線と平行する路線としてバイパス機能も有する道路です。南田原地区において一部歩道未設置区間の道路改良に努めます。

【町道大門鍛冶屋線～町道大貫山田線】

東田原地区と姫路市北部との連絡機能を担う道路です。必要に応じて県道三木穴栗線や県道中寺北条線との交差点などの安全対策に努めます。

③ 地域幹線道路

【県道田口福田線】

福崎町の中心市街地と七種山周辺ゾーンとの連絡機能を担う道路です。青少年野外活動センターなどへのアクセス向上などのため田口地区での道路改良を要望します。

【(都)福崎駅田原線】

福崎駅を起終点とする交通を担う路線で、駅に降り立つ人にとって本町の第一印象となるシンボルロード*を形成する路線です。令和3年に今後の観光需要を喚起する取組を進めるため、福崎駅と観光拠点である辻川界隈を直接的に結ぶルートに見直し、現在、町道馬田山崎線から町道千束新町線の間において整備を進めています。また、全線整備に向けては、引き続き県の支援、協力を要望します。



整備予定の(都)福崎駅田原線

【(都)辻川北野線】

辻川界隈から国道312号を經由し、(都)中島井ノ口線に至る道路です。観光ルートとしての整備を検討します。

【町道田尻辻川線】

福崎北ランプから県道三木穴栗線を經由し、国道312号に至る道路です。県道三木穴栗線との交差点付近の幅員が狭小であるため整備を検討します。

【町道中道線】

町道田尻辻川線から町道東大貫溝口線を繋ぐ道路です。昭和50年代から本町の幹線道路としての役割を担っており、沿道には公共施設や店舗が建ち並んでいます。田原小学校の通学路に指定されており、今後も交通安全対策を実施します。

【福崎駅前～辻川界限ルート】

(都)福崎駅田原線の整備に加え、(都)福崎駅田原線の終点に位置する(都)中島井ノ口線との交差点から、辻川界限へ直接的にアクセス可能な新たな交通ルートについて検討します。

【辻川界限～県道三木穴栗線ルート】

平成27年3月に廃止した(都)大門福田線の代替路線として、辻川界限から北野地区を通り、播但連絡道路の下を経由して県道三木穴栗線に至る新たなルートの検討を行います。

4) その他道路

① 主要区画道路

商業地及び住宅地からの交通を集約し、地域幹線道路等へ導きます。住民の日常生活の場となるため、見通しを確保するなど交通安全面・防犯面に配慮した整備を進めます。

② 区画道路

沿道宅地への接続を目的とする路線として十分な幅員を確保するとともに、住民の日常生活の場として見通しを確保するなど交通安全面・防犯面に加え、生活環境面にも配慮した整備を進めます。

5) 交通広場等

<p>駅前広場</p>	<p>県道甘地福崎線や町道福崎駅田原線、町道千束新町線の整備を行い、福崎駅の交通結節点機能を強化します。</p> <p>駅前交通広場*の完成に伴い、路線バスやコミュニティバス*等が接続し、連携強化が図れたことから、今後はバスの利便性をさらに向上させ、JRとバスの利用促進を図ります。また、駅周辺において、公営・民間の時間貸し・月極駐車場のパークアンドライド利用案内を進めており、町民等によるJRの利用促進を図ります。</p> <p>さらに、福崎駅周辺地区のユニバーサルデザイン*化の推進や駅前交流広場でのイベント開催などにより、誰もが利用しやすく賑わいのある駅をめざします。</p>
<p>福崎 IC 交通広場*</p>	<p>福崎ICには、大阪方面及び岡山方面へ発着する高速バスの停留所があり、鉄道とともに都市部への重要な公共交通機関となっています。このため、町民の貴重な交通手段を確保する観点からアクセス道路の整備や駐車場を計画的に整備するなど利便性の向上に努めます。また、停留所に乗り入れを行っている町内巡回バス「サルビア号」と連携して、町民による高速バスの利用促進を図ります。</p>

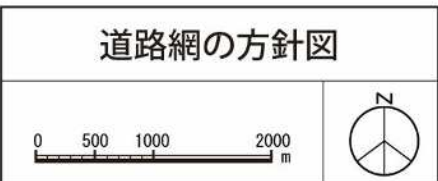
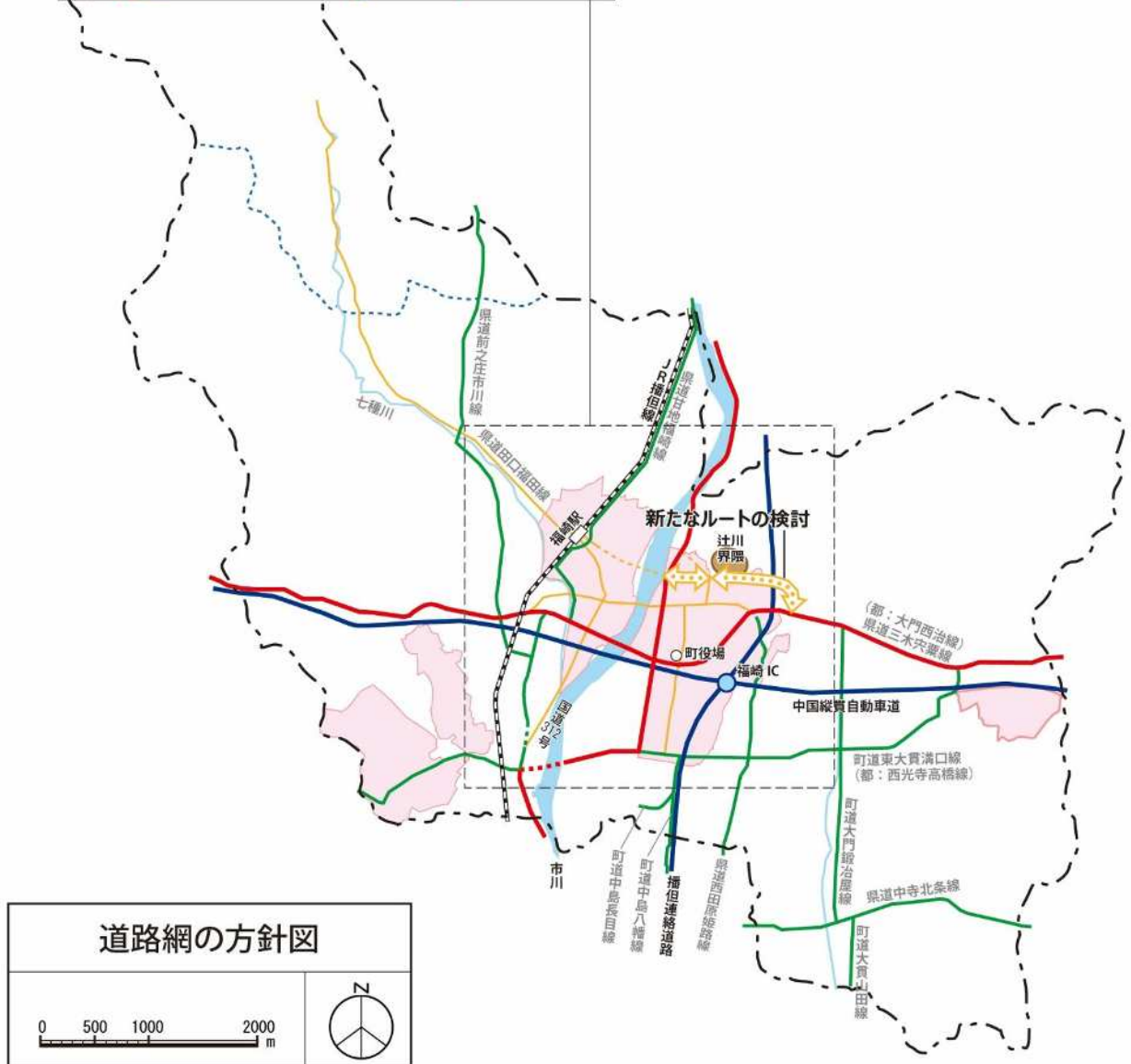


駅前広場



凡例	
● 幹線道路	
広域幹線道路	— (Blue line)
(自動車専用道路)	— (Blue line)
(その他道路)	— (Red line)
圏域幹線道路	— (Green line)
地域幹線道路	— (Yellow line)
● 新たなルートの検討	⇄ (Yellow double-headed arrow)
● 市街化区域	■ (Pink shaded area)
● 都市計画区域界	- - - (Dashed line)
● 行政界	- · - (Dash-dot line)
● 河川	— (Blue wavy line)

※破線は未整備区間を示す



2-2-2.市街地整備

〔基本的な考え方〕

市街地の整備にあたっては、本町が有する豊かな自然環境をいかすことを基本とし、街区やそれらを結ぶ道路、河川、公園等の都市施設*の整備においても、自然環境との調和に十分配慮します。あわせて、広報誌や町ホームページ等を活用し、住民のまちづくりに対する関心を醸成するとともに、地域主体によるまちづくり活動への支援を推進します。

令和元年度に福崎駅周辺整備事業が完了し、今後は利便性や景観などに配慮した“まちの玄関口”としての賑わい創出や市街地発展を支える幹線道路の整備を推進し、市川東西の一体的なまちづくりを進めます。

なお、一定規模以上の民間開発については、開発事業等調整条例*に基づき、開発調整に関する基準への適用や関係住民への説明会を実施させるなどの総合的な調整を行い、引き続きより良い環境の形成に努めます。

(1) 福崎駅周辺地区

福崎駅前において、令和元年度に駅前交通広場*・駅前交流広場・駅前観光交流センターを整備しました。今後はまちの玄関口として、また、立ち寄りやすい交流の場としてこれらの施設をいかした賑わいの創出を図り、観光客の方だけでなく、地域の方の外出行動につながる環境づくりを推進します。

また、駅利用者の利便性向上を図るため、駅舎の橋上化や自由通路*の設置など、駅東西の一体的な整備を検討し、地域の暮らしやすさや移動のしやすさの向上をめざします。

(2) 辻川界隈

辻川界隈には、県指定文化財である柳田國男生家や大庄屋三木家住宅など、地域資源が集積しています。令和2年度には、旧辻川郵便局及び大庄屋三木家住宅の主屋以外の部分の改修が行われ、「NIPPONIA播磨福崎 蔵書の館」としてホテル・レストランの営業が開始されました。

今後は、福崎駅周辺との連携を図りつつ、辻川観光交流センターを核とした、観光客が回遊できるレトロな空間としてのまちなみを整備し、文化・観光拠点としての魅力向上をめざします。

(3) 工業団地の拡張

中国縦貫自動車道南側の東西2か所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地及び福崎町東部工業団地を工業集積地として位置づけ、これまで優良企業の誘致を進めてきました。

町内の工業団地はすべて完売しているため、今後は民間企業からの要望や事業の経済性・採算性などを踏まえ、総合的な観点から検討を行い、必要に応じて工業団地の拡張候補地の選定を進めていきます。

既存の工業団地については、引き続き、道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。

(4) 住環境整備の推進

駅前、新町地区の密集市街地は、引き続き課題地域*として住民の合意形成を図りながら老朽木造住宅等の建替え促進や空き家対策の推進に取り組みます。

また、商店街の空き店舗対策など地域活性化に向けた取組を行います。

市街化区域内の農地や低未利用地*の多い北野・田尻・駅前・馬田・山崎・新町地区では、農地の計画的な市街化と市街地に残された緑地*等の保全を考慮した面的整備*を検討し、防災面や都市景観の向上に努めます。

(5) 沿道利用の促進

福崎IC周辺や地域幹線道路沿いなどの新市街地においては、用途地域*の指定や地区計画*による適切な規制・誘導を行い、民間活力を効果的に活用しながら、良好なまちなみの形成を図ります。

また、町道中島井ノ口線沿いで市街地の拡大を見込む区域においては、地区計画*等を活用し、沿道利用の促進を図ります。



町道中島井ノ口線沿道

(6) 都市景観の形成

来訪者に誇れるまちづくりを推進するため、辻川界隈をはじめ町内に現存する歴史的建築物や歴史的景観の保全に向けて、地区計画制度*の導入を検討し、魅力ある景観の形成を図ります。

また、兵庫県屋外広告物*条例に基づき、広告物の適正な管理を行うとともに、是正指導やはり紙・立看板などの違反広告物の除却を進め、良好な広告景観の形成に努めます。

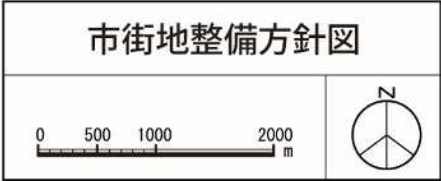
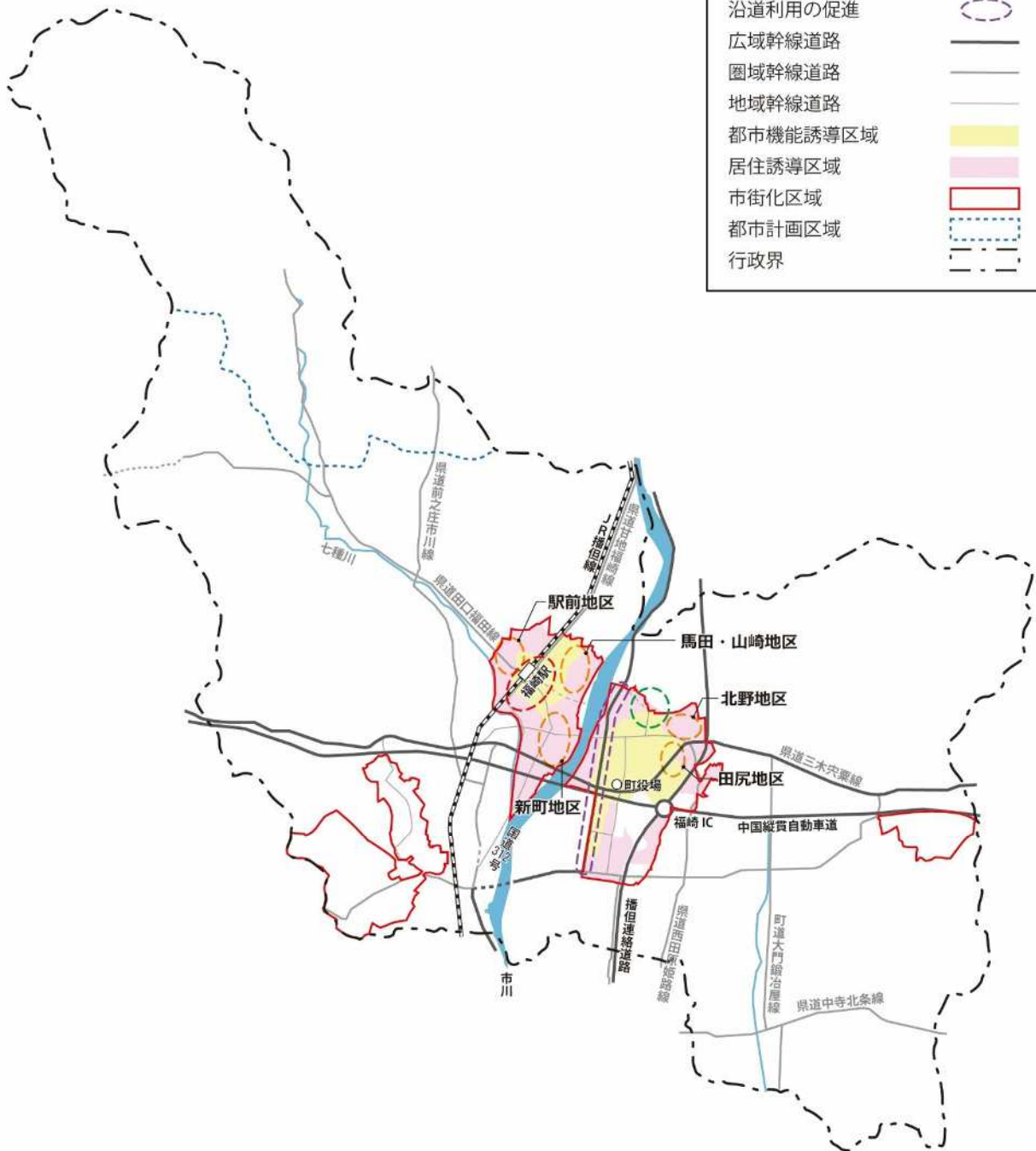
公共サインについては、統一感のあるデザインと外国人旅行者にも分かりやすい標識の整備を検討し、案内性の向上を図ります。

さらに、地域の良好な景観形成に取り組む団体等の活動支援を検討し、町民による自主的な景観まちづくり活動を促進します。

(7) 開発事業等調整条例*の運用

一定規模以上の開発や太陽光発電施設の設置等については、町、開発事業者及び町民の相互の理解と協力を促進し、適正な土地利用と良好な地域環境の形成を目指すために、平成29年に開発事業等調整条例*を施行しました。今後も条例の適切な運用により、土地利用の適正な誘導と良好な地域環境の形成を図るとともに、安全で機能的なまちづくりを推進します。

凡 例	
福崎駅周辺地区	
辻川界隈	
住環境整備の推進	
沿道利用の促進	
広域幹線道路	
圏域幹線道路	
地域幹線道路	
都市機能誘導区域	
居住誘導区域	
市街化区域	
都市計画区域	
行政界	



2-2-3.公園・緑地

〔基本的な考え方〕

公園・緑地は、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するうえで重要な役割を担うとともに、災害の防止や災害時における避難路・避難地としての機能も有しています。

このため、誰もが安全・安心に過ごせる空間を維持することを目的に、地域との連携のもと、既存施設の適切な維持管理や住民参加による緑化活動を支援します。

また、春日山をはじめとする自然環境の保全に配慮した公園整備の充実を図ります。

引き続き、観光拠点や自然活用の視点を取り入れながら、計画的な公園の整備・拡充及び緑地*の保全を推進します。

(1) 公園・緑地の整備・拡充等

福崎町緑の基本計画*に基づき、公園等の整備・拡充及び河川敷などの緑地*の保全を推進します。あわせて、公園の安全性の確保と長寿命化を図るため、遊具やフェンス等の公園施設について、計画的な改修・修繕を実施します。

防犯面については、公園の設置位置等に配慮するとともに、すべての人々に配慮したユニバーサル社会*の構築をめざし、県民まちなみ緑化事業や地域づくり事業を活用した住民参加型の緑化推進を通じて、地域コミュニティ*の醸成を図ります。

都市公園*のバリアフリー*化、駐車場の整備など、利便性の向上にも努めます。また、災害時の避難場所としての公園については、災害時利用マニュアルを作成するとともに、その普及を図ります。

さらに、住民や企業との連携による公園の管理・運営方策を検討するとともに、公園ボランティアの育成等にも取り組みます。

町内屈指の観光エリアである辻川山周辺については、辻川山公園を中心として、引き続き、観光の中心地として整備を進めます。



市川河川公園



第2イーストパーク
(駐車場整備・バリアフリー)

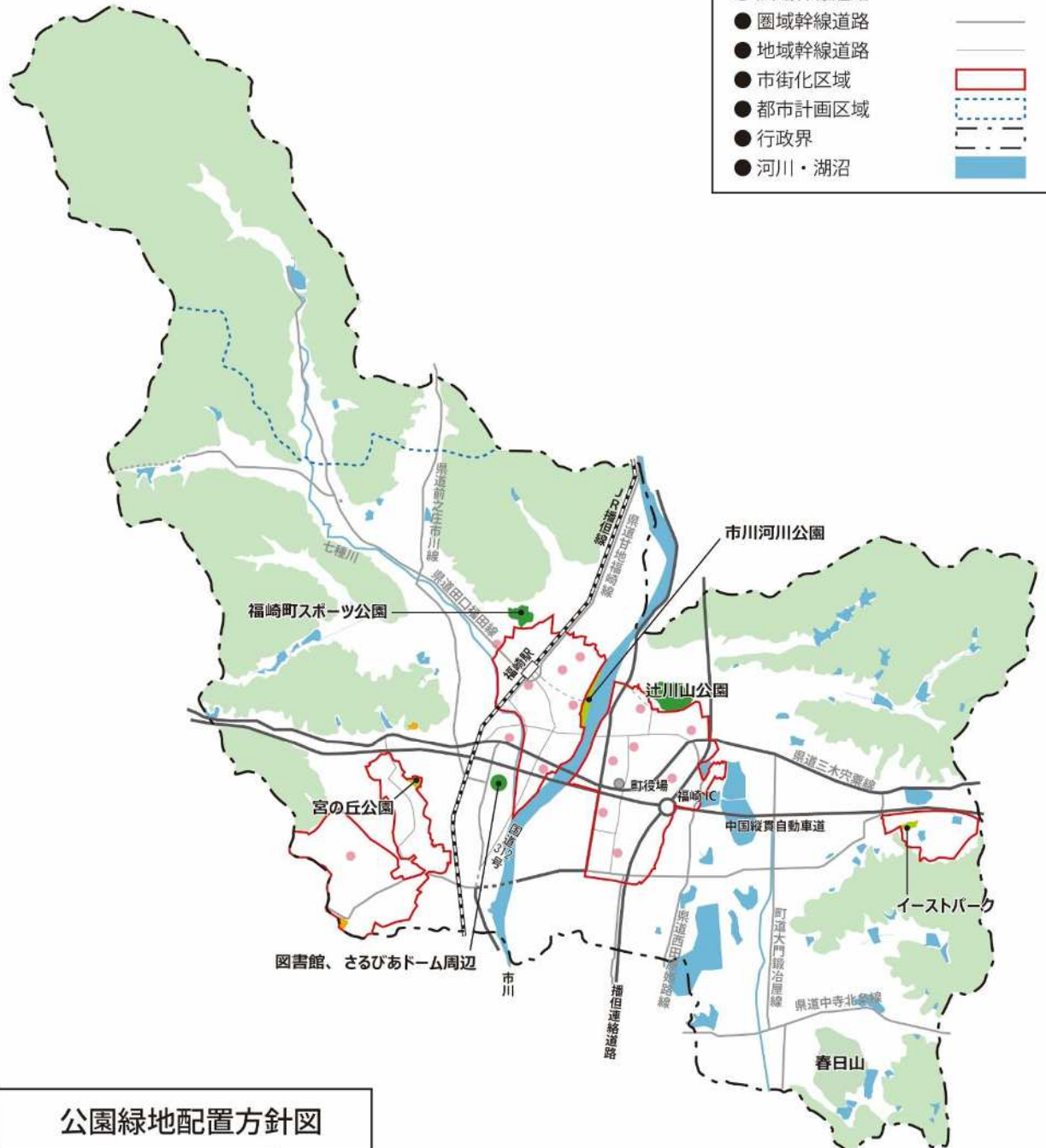
(2) 緑化の推進

住民の緑化意識向上を図るため、ボランティア団体による植栽管理を支援します。また、県・関係機関と連携し、緑化資材の提供事業や緑化活動を支援する補助事業の活用を促進することにより、公共施設の敷地内や道路等の公共空間、個人・法人敷地等の地域ぐるみでの緑化を推進します。

身近な公園や広場の緑だけでなく、森林や河川・水路等の自然や歴史的資源を活用した特色ある緑化を推進します。

凡例

- 施設緑地
- 街区公園 (10箇所程度)
- 近隣公園 (3箇所)
- 地区公園 (3箇所)
- その他
- 山林
- 広域幹線道路
- 圏域幹線道路
- 地域幹線道路
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 行政界
- 河川・湖沼



公園緑地配置方針図

0 500 1000 2000 m



2-2-4.河川・ため池

〔基本的な考え方〕

近年の集中豪雨や台風などにより激甚化・頻発化している河川災害に備えるため、市街地を流れる市川・七種川・雲津川の狭小河積箇所については、定期的な浚渫とともに未改修区間を順次整備するよう、引き続き要望します。平田川は未改修区間の定期的な浚渫等を要望します。また、ため池については、定期的に点検し、改修・整備を推進します。

上記の整備においては、親水空間*の創出を意識し、多自然型工法等の導入を検討します。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、河川のオープンスペース*機能や延焼遮断、避難空間、救援活動空間、消防用水等の非常用水としての活用など、平常時・非常時双方に対応した河川整備を図ります。

(1) 河川整備の促進

市川をはじめとする二級河川*については、河川改修事業を県に要望するとともに、関係市町と連携し、流域全体で自然環境に配慮した整備を促進します。

また、普通河川については、未改修部分の改修を進めるとともに、浸水対策の一環として下水道の雨水幹線事業により整備を図ります。



市川(香福橋より)

(2) 親水空間*の整備

河川は水害の防止だけでなく、やすらぎの空間・住民が親しめるオープンスペース*として活用できるよう整備を推進します。

(3) 多自然型護岸整備*の推進

動植物の生態系に配慮した工法の検討・推進を図ります。

(4) ため池整備の促進

定期的にため池の点検を実施し、改修・整備を計画的に進めていきます。

2-2-5.住宅

〔基本的な考え方〕

今後も住みたくなくなるまちとして発展していくためには、多様な住宅需要に対応した住宅供給、安全・安心な住まいづくりや兵庫県の「空家活用特区制度*」に基づいた空き家対策を実施し、生活環境の充実を図る必要があります。

新たな道路整備により開発の可能性が高まる地域については、活力のあるまちづくりを推進するため、狭あい部の解消や隅切の取得を行うなど、民間開発を適切に誘導し、定住人口の確保に努めます。

市街化調整区域*の住宅地については、特別指定区域制度*を活用し、既存集落地区の良好な居住環境の維持・形成に配慮します。

また、町営住宅については、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期的な視点をもって施設の長寿命化に取り組み、予防保全的な維持管理や改善事業を進めます。

(1) 良好な住環境の形成

良好な住環境の形成を図るため、地区計画*の活用を検討します。

また、既存町営住宅の修繕及び適正な管理に努めるとともに、必要に応じて用途廃止(除却)後の跡地の有効活用を検討していきます。

市街化調整区域*については、特別指定区域の活用を図り、有効な土地利用を促進します。特に人口減少への危機感の強い地域では、積極的に新規居住区域の指定を促進します。

(2) 環境や人に優しく、安全に長く住み続けられる住まいづくり

高齢化対応や耐震化などの住宅整備を促進するとともに、子育て世帯や高齢者世帯などの多様な住宅ニーズに対応するため、民間事業者と協力しながら住宅市場の活性化を進めます。

高齢者や障がい者の安全・安心な住環境づくりの促進を図るとともに周辺住宅と調和がとれ、環境に配慮した住まいづくりの推進に努めます。

新耐震基準以前に建築された一般住宅等については、広報やホームページなど様々な媒体を活用して耐震診断及び耐震改修の必要性を広く住民等に啓発・周知し、補助制度の積極的な活用を促します。

(3) 空き家対策

空き家の増加は、地域コミュニティ*の希薄化や地域活力の低下を招き、放置すれば周辺生活環境や安全性を悪化させるため、大きな課題となっています。

今後の空き家の増加を見据え、町と自治会が密に連携・協力をしながら空き家情報の把握や、全ての建築物の所有者等を対象に空き家問題に対する意識啓発等を進め、空き家発生の抑制を図ります。あわせて、所有者の高齢化や遠隔居住による管理不足を防ぐため、適正管理に関する情報提供や相談体制の充実を図り、管理不全空き家の発生を抑制します。

また、本町では兵庫県が制定した「兵庫県空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例(空家活用特区条例)」により、令和6年6月に県内で唯一、町全域が「空家等活用促進特別区域*」として指定を受けています。

特別区域における空家等活用支援事業の補助金や空き家バンクへの登録サポートなどにより、

町内で増加する空き家について、働き方の多様化や地方回帰に対応する居住の受け皿とすることで利活用を促進します。さらに市街化調整区域*においては、当制度における規制緩和により転出を抑制し、転入を促進することで定住人口の維持及び住環境の保全、地域活性化を図ります。

なお、放置すれば特定空家*等になる恐れがある空き家に対しては、町が管理指針に即した指導、勧告等の措置を講じます。特定空家*等に該当する場合は、所有者等に対して助言又は指導、勧告、命令等の措置を講じるとともに、特定空家等除却事業の活用による除却を促すなど、安全安心なまちづくりを推進します。

2-2-6.上水道・下水道

[基本的な考え方]

快適な生活環境の形成に向けた計画的な上水道・下水道事業の推進を図ります。

上水道は、安全で安心な水道水を安定して供給し、健全な企業経営をめざします。また、長期的な需要を見据えて水道施設の計画的な施設更新を進めます。

下水道については、現在稼働している農業集落排水6施設について、公共下水道*への施設統合を進めるとともに、汚水流入量の増加にともなう福崎浄化センター水処理施設の増設について検討します。

浸水対策については、播但連絡道路南ランプ等の重要インフラ周辺や住宅密集地などにおいて、雨水幹線や支線の整備を進め、市街化区域周辺の浸水解消に努めます。

(1) 上水道

1) 安定した水道水の供給

安定した水道水を供給するため、十分な水源の確保と送配水施設の耐震化を進めています。令和5年度からは三ノ宮配水池系基幹管路の耐震化に着手しており、完了後は、辻川山配水池系の基幹管路の耐震化にも取り組む予定です。

安全・安心な水道水の供給をより確実なものにするため、毎年度策定する水質検査計画に基づき、良質な水道水をつくり、緊急時においても安定供給体制を維持します。

また、水道施設を良好な状態に保つために、定期的な点検や修繕を行い、災害時における機能を確保するとともに、兵庫県水道用水の計画的な購入を行い、災害時の連携体制の強化にも努めます。

2) 水道施設の充実

自己水源の保全と確保、並びに震災時における応急給水拠点での給水確保を図るためには、主要な送配水設備の耐震化が急務であることから、水道施設更新計画に基づく施設の更新を進めます。

3) 健全経営の推進

水道事業は、水道料金により事業を運営する独立採算の企業として、引き続き効率的な経営に取り組み、合理的かつ能率的な経営を行います。そのためには、企業意識を醸成し、事業経営の在り方について定期的な見直しを行い、更なる経営の効率化や経営コストの低減、安定的な運営に取り組みます。

また、水道ビジョンの見直しに合わせて財政計画の見直しを行うとともに、今後も漏水調査や点検により、早期の漏水発見や修繕を行い、有収率向上に努めます。

(2) 下水道

1) 施設整備事業の推進

公共下水道*区域では、環境衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、今後もストックマネジメント計画をもとに、国庫補助金を活用しながら公共下水道*の計画的な施設更新を進めていきます。

他区域においては、農業集落排水事業、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽設置事業の活用により、居住環境や公衆衛生の向上を進めてきましたが、今後は順次公共下水道*への統合を進める予定とし、都市計画下水道の区域見直しを行いました。なお、長目地区コミュニティプラント施設は令和元年6月1日に公共下水道*へ統合しました。農業集落排水6施設についても、順次公共下水道への統合を進める予定とし、都市計画下水道の区域見直しを行いました。



川すそ雨水幹線

統合後の公共下水道*区域外では、引き続き合併処理浄化槽により対応します。

浸水対策では、川すそ雨水幹線事業について、引き続き早期の完成に取り組むとともに、現在実施している雨水幹線工事については、必要に応じて効果的な内容へと見直し、浸水被害が予想される地域の早期完成に努めます。

2) 事業参加・普及の促進

汚水処理は、住宅地周辺の生活環境の改善を図るとともに海や河川の水質保全・改善を図ります。

汲み取りや合併浄化槽については、接続率の向上を図る必要があるため、早期に下水道に接続する必要性を啓発し、町広報、パンフレットの配布、出前講座などを通じてPRを行います。











3) 施設管理運営事業

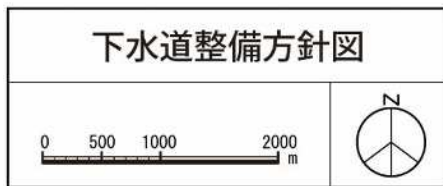
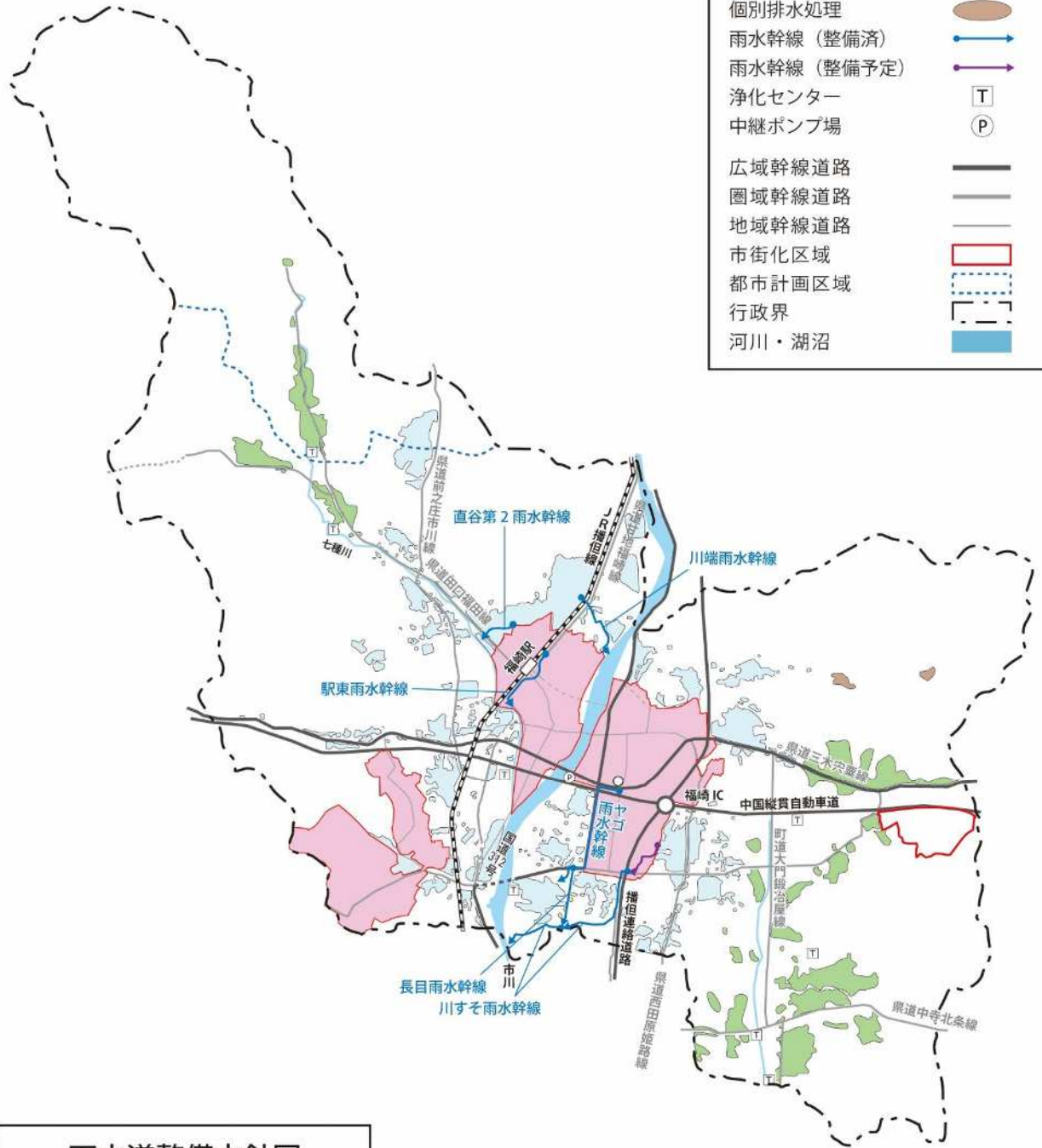
施設の管理運営にあたっては、ストックマネジメント計画をもとに、耐用年数を考慮した長期的な視点に立った修繕計画を策定し、事業を推進します。今後も接続率の向上による使用料収入の確保や事業の効率化を進めるとともに、経営戦略を見直しながら、下水道事業会計のさらなる健全化に向けて取り組んでいきます。



福崎浄化センター(水処理棟)

また、浄化センターや下水道管などの適正な維持管理を行うとともに、下水道処理施設に流入する不明水の原因究明に努めます。

凡 例	
公共下水道	
特定環境保全公共下水道	
農業集落排水	
※令和7年度から公共下水道へ 順次統合予定	
個別排水処理	
雨水幹線（整備済）	
雨水幹線（整備予定）	
浄化センター	
中継ポンプ場	
広域幹線道路	
圏域幹線道路	
地域幹線道路	
市街化区域	
都市計画区域	
行政界	
河川・湖沼	



2-2-7.その他処理施設

〔基本的な考え方〕

快適な生活環境を支えるごみ処理施設等の施設は、循環型社会の形成には不可欠であるため、引き続き各施設の適正な管理を図り、住環境の向上をめざします。

ごみ処理については、令和10年度から「(仮称)神崎郡新ごみ処理施設」で処理を行います。し尿処理については、今後も中播衛生センターで適正かつ効率的な処理を行います。火葬場については、姫路福崎斎苑(こうふく苑)の適正な維持管理に努めます。

(1) ごみ処理施設

ごみ処理場については、姫路市と共同処理していた「くれさかクリーンセンター」の焼却炉が令和3年度に稼働を停止したため、令和4年度から同センターを中継基地としてごみの積み替えを行い、姫路市の処理施設へ搬入しています。

「(仮称)神崎郡新ごみ処理施設」は、市川町浅野地区に建設中で、令和10年4月稼働に向けて、3町(神河町・市川町・福崎町)で施設の運営に関する協議を進めていきます。



新ごみ処理施設完成イメージ図

(2) し尿処理施設

し尿処理施設については、中播衛生センターが昭和50年に稼働し、平成8年には新方式による処理施設に更新しました。また、平成22・23年に処理対象物の質的・量的変化等に対応するため基幹改良工事を実施しました。

公共下水道*の整備に伴い投入量は減少していますが、施設は順調に稼働しており、処理施設の維持管理や施設運営と処理の効率化に努めます。

(3) 火葬場

火葬場については、姫路福崎斎苑(こうふく苑)が昭和57年に都市計画決定*(福崎町・旧香寺町決定)され、稼働しています。今後は構成市町である姫路市と本町が連携し、施設の適正な維持管理に努めます。

墓地については、平成13年2月に定めた「墓地等に関する基本方針」、また、近年の改葬、墓じまいの増加の状況から、既存の集落墓地及び宗教墓地で対応することとし、新規の墓地経営は認められていません。

2-2-8.公共施設等

[基本的な考え方]

本町では、役場を中心とした官公署施設や学校などの教育施設に加え、福祉施設や柳田國男・松岡家記念館、図書館等の文化施設、サルビア会館や八千種研修センター等のコミュニティ施設、エルデホール、さるびあドーム等の社会教育や体育施設、福田水源地や福崎浄化センター等の供給・処理施設など多くの公共施設を有しています。各施設は今後、老朽化等に伴い、大規模改修や更新の必要性が生じます。人口減少社会に対応するために各施設の公的な必要性を十分に考慮し、福崎町公共施設等総合管理計画*に基づき、適切な維持管理を推進します。

また福崎町立地適正化計画と整合させた公共施設の配置や民間活力の活用を検討します。

(1) 福崎町公共施設等総合管理計画*の策定

本町が有する公共施設等の資産の管理を行うため、設置年や建築面積などのデータを整理、収集し、固定資産台帳*の整備を進めてきました。今後は毎年適切な更新を実施し、各施設の老朽化の状況把握等に活用します。

また、福崎町公共施設等総合管理計画*による公共施設全体の管理方針をもとに、各施設の修繕等の優先順位の明確化や町民との情報・問題意識の共有を図りながら、引き続き適正な管理に努めます。

(2) 福崎町立地適正化計画との整合

福崎町立地適正化計画の中で、福崎駅周辺及び福崎IC周辺を都市機能誘導区域*に定め、公共サービス・医療・福祉・商業等の機能を緩やかに誘導します。

福崎駅周辺では、地域の中心都市である姫路市と都市施設*の機能分担・共同利用を図るため連携生活拠点区域*を定め、高度医療などの高次都市機能*については姫路市の中心拠点区域*と連携して機能を確保し、図書館などは相互利用を進めます。

2-3.まちの活力(観光)

[基本的な考え方]

町内には、豊かな自然を堪能できるスポットや歴史的建造物、特産品や農産物の直売店、妖怪ベンチなど、短期滞在型の観光資源が点在しており、これらをつなぐ観光ルートの整備やレンタサイクル*の導入など、周遊性を向上させる取組を進めています。

今後は、近年急増しているインバウンドへの対応に加え、既存資源の魅力再発見と新しい視点での観光ルートやコンテンツの整備を行い、体験型・再訪型・宿泊型の長期滞在型の仕組みづくりを推進し、持続可能な観光を実現します。

また、地域住民が主体となり、観光客の受け入れ体制を充実させることで、交流や学びの場を創出し、地元で根ざした観光を育てます。加えて、SNS*などを活用した効果的な情報発信により、観光客の増加と魅力ある賑わいの創出を図ります。

これらの取組を通じて、民俗学のふるさととしての歴史や文化をいかし、『もちむぎと妖怪のまち』という地域ブランドを強化しながら、観光まちづくりを進めます。

2-3-1.観光拠点の整備、強化

令和元年に駅前観光交流センター及び辻川観光交流センターを整備し、来訪者のおもてなしや町民憩いの場、観光情報の発信に努めています。辻川界隈では、辻川観光交流センターを広域的な機能をもった観光拠点として位置づけるとともに、辻川山公園や特産館「もちむぎのやかた」の充実を図り、NIPPONIA播磨福崎 蔵書の館については、魅力向上の支援に努めます。七種の滝を中心とした七種山周辺、春日山周辺では、春日山城の史跡を活用し、地域と協力して観光拠点としての整備を図ります。

また、両観光交流センターに配置しているレンタサイクル*を活用し、妖怪ベンチなどの観光・資源をめぐるなど、観光拠点への移動手段及び福崎駅からの二次交通の確保に努めます。



駅前観光交流センター



辻川観光交流センター



NIPPONIA播磨福崎 蔵書の館

2-3-2.観光ルート整備

歴史文化資源の活用核である辻川界限では辻川観光交流センターを拠点に、県指定文化財の大庄屋三木家住宅、柳田國男生家、神崎郡歴史民俗資料館(旧神崎郡役所)、柳田國男・松岡家記念館などの歴史文化資源が集積しています。また、近年では妖怪文化をテーマとした様々なモニュメント*や辻川山公園を中心に、親子連れや妖怪ファン、インバウンドをターゲットとした観光展開を進めています。これらの歴史文化資源と妖怪文化の結びつけに努めるとともに、主要な観光コースである辻川界限観光コース、銀の馬車道*、学問成就の道への周遊性向上に努めます。

また、案内板の多言語対応を進めることで、インバウンドや多世代の観光客に対応した交流・体験型コンテンツの造成を行うなど、滞在時間の延長や観光消費額の増加に努めます。

福崎駅では、駅前観光交流センターを活用し、JR播但線利用者などの利便性を向上させるとともに、辻川界限や七種地区への観光・交流軸の強化、播磨圏域連携中枢都市圏*や銀の馬車道*の取組など市町を超えた広域観光の連携強化、エコカーやeバイクなどを活用したゼロカーボン観光の推進にも努めます。

播磨国風土記*にゆかりのある七種山周辺や神前山、春日山周辺では、登山道や看板などの整備を継続するとともに、豊かな自然スポット、由緒ある神社仏閣などの伝統文化をいかした取組を推進し、知名度の向上と地域の活性化を図ります。加えて、地域と連携した登山道の美化活動を継続して実施するとともに、ボランティア団体などと協力しながら新たな登山道の整備を進めます。

加えて、平成29年4月28日に文化庁により日本遺産として認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を活用するとともに、令和8年に完成150年を迎える「銀の馬車道*」を契機とした広域観光の魅力発信に努めます。



辻川山公園
(河童のガジロウとガタロウ(奥))

2-3-3.まちの魅力発信

テレビやラジオ、SNS*などを活用し、積極的なまちの魅力発信に努めるとともに、地域や地元企業、関係団体などと連携したイベントの継続・支援に努めます。また、インバウンドを視野に入れた交流人口や関係人口の増加を図るため、観光ガイドの活用やDX・AIを取り入れた観光アプリの導入を検討するほか、多言語対応によるおもてなしを充実させます。こうした取組を通じて、町への関心を高めるとともに、国際化を見据えた観光施策の展開を推進します。

2-3-4.空き家を利活用したまちづくり事業の検討

空き家や古民家等を、カフェや物販店舗といった地域活性化に資する施設に用途変更していただくよう促し、地域景観を保全するとともに、移住・定住・交流の促進を図ります。

また、観光・交流施設や独創的農業活動の拠点施設、農業の6次産業化と連携した農家レストランや直売施設、体験活動宿泊拠点などへの活用を想定した空き家の利活用について、町が支援し、地域活性化に資するまちづくりを推進します。



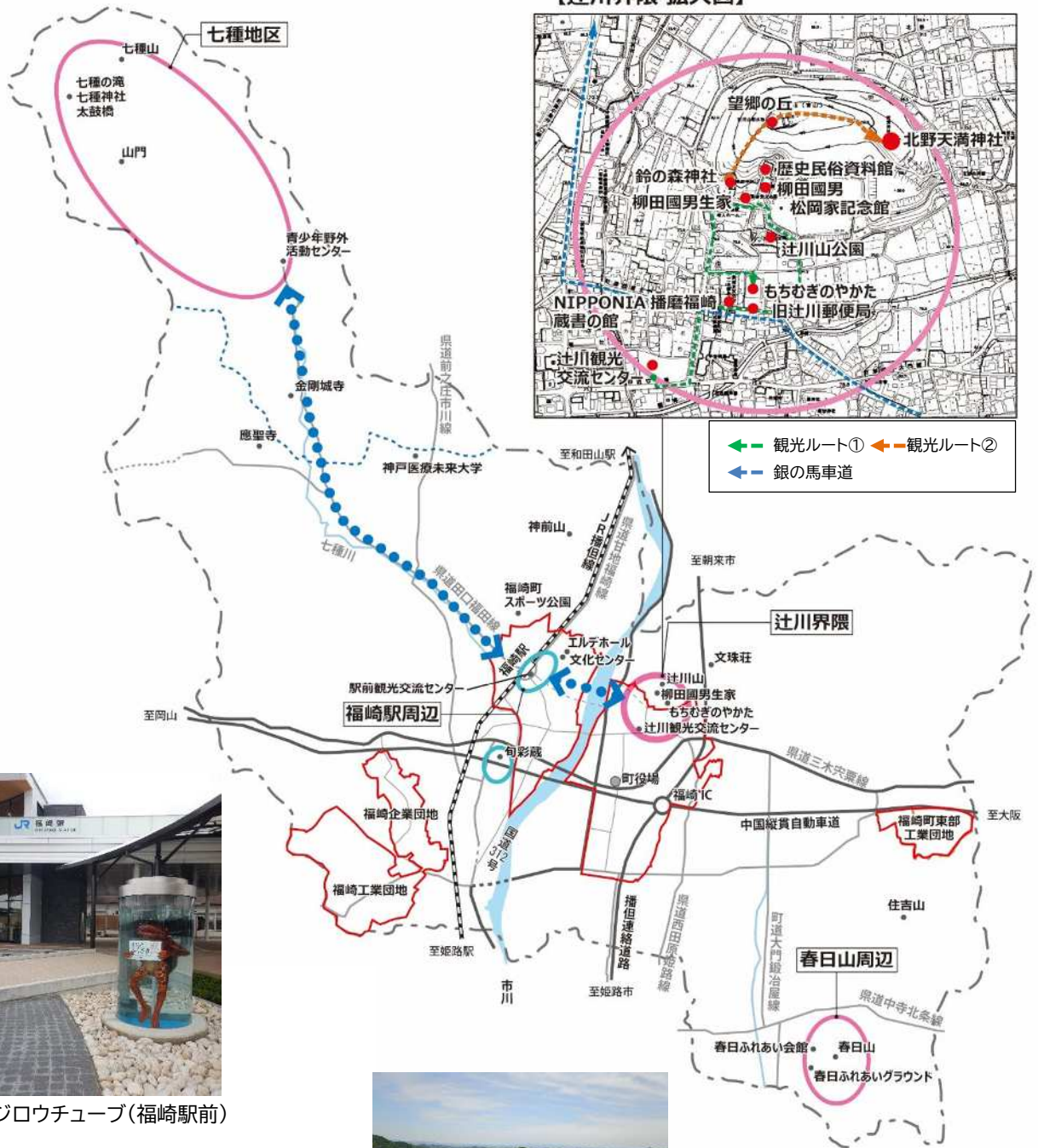
銀の馬車道モニュメント*
出典:福崎町観光協会ホームページ

凡 例			
観光拠点		鉄道	
地域拠点		広域幹線道路	
観光・交流軸		圏域幹線道路	
		地域幹線道路	
		市街化区域	
		都市計画区域	
		行政界	

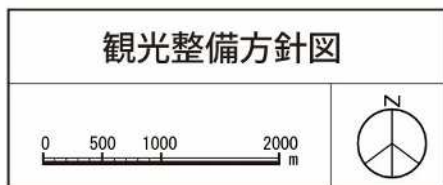
【辻川界隈 拡大図】



← 観光ルート① → 観光ルート②
← 銀の馬車道



ガジロウチューブ(福崎駅前)



春日山周辺

2-4.まちの安全・安心

2-4-1.防災・減災*

[基本的な考え方]

阪神・淡路大震災をはじめとする大規模災害の経験と教訓を踏まえ、災害時における都市の強靱化を図るため、防災骨格づくりとして防災ネットワークの形成を進めるとともに、災害危険箇所に対しては、山地災害対策*、急傾斜地崩壊対策、浸水対策等の改修・整備を実施します。あわせて、市街地における住環境の改善等を進めながら、被害の最小化をめざした防災・減災*対策を総合的に推進するとともに、福崎町立地適正化計画に基づく届出運用等により、災害危険区域外への緩やかな誘導を図ります。

また、生活圏の広域化や災害の激甚化・頻発化に伴い、町域を超えた広域的な課題が増加していることから、隣接市町との都市機能の分担や連携に関する取組についても、検討・調整を進めます。

市街地内においては、平常時から住民一人ひとりが防災意識を持ち、災害時には自ら安全に避難できるような体制づくりを推進します。町、自治会、関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を実現するとともに、すべての住民が安全に避難行動をとれるよう、応援・協力体制の構築を継続的に進めます。

加えて、密集市街地に代表される防災上危険な市街地においては、防災構造化の推進及び住民の防災意識の向上を図ります。そのため、定期的な防災マップ*の周知を行うとともに、自治会による防災訓練への支援を積極的に行います。

(1) 防災ネットワークの形成

本町の防災骨格づくりを進めるため、兵庫県地域防災計画において示された配置の考え方を踏襲し、以下の機能・役割を担う都市の防災施設の体系的な整備を進めます。

広域防災拠点	広域的な救援・救護、復旧活動の拠点として、災害時に県災害対策地方本部の機能を補完し、被災地の外からの救援・復旧のための物資や自衛隊、ボランティア等の要員の集散拠点となるとともに、緊急物資や復旧資機材を備蓄・保管します。県全体で19か所が位置づけられており、中播磨地域では姫路市内の手柄山公園と市川町内の市川町スポーツセンターが指定されています。
地域防災拠点	本町の救援・復旧活動の拠点として、他の地域や広域防災拠点から派遣される要員・緊急物資を受け入れ、それらや関連情報を一元化した後、コミュニティ防災拠点*に系統的に輸送するための中枢となります。また、救援・復旧活動と避難活動の分離に配慮しつつ、被災住民の広域避難地となります。本町の地域防災拠点は役場・町民第2グラウンド・町民第3グラウンド(さるびあドーム)を設定し、整備を図ります。さらに、幹線道路の整備等により広域防災拠点とのアクセス強化を図ります。
コミュニティ防災拠点*	日常生活を通じて形成された身近な地域社会における地区住民の避難地及び防災活動の拠点として、被災時に住民の避難活動と救援活動の接点となります。本町では小学校をコミュニティ防災拠点*と設定し、周辺の不燃化促進と安全性の向上を図ります。さらに、地域防災拠点とのアクセスを幹線道路等の整備により強化を図るとともに、コミュニティ防災拠点*への避難路の必要幅員の確保に努め、その安全性、防災性の向上を図ります。
防災備蓄倉庫	防災拠点として県道三木宍粟線沿道の大貴地区に第1防災備蓄倉庫、高岡地区には第2防災備蓄倉庫、福田地区に第3防災備蓄倉庫を整備しています。

(2) 山地災害対策*等の推進

本町では、土石流・急傾斜地の実態把握が完了し、平成28年度に田口・高岡地区、平成30年度にその他地域で土砂災害特別警戒区域(レッド区域)に指定されています。現在、市川周辺の平地では洪水浸水想定区域は広範囲に指定されており、山間部及び市街地縁辺部では土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山腹崩壊危険地区*、崩壊土砂流出危険地区*が点在しています。

土砂災害のおそれのある危険地域については、引き続き、県と連携して砂防・治山・急傾斜地対策事業などを推進するとともに、防災マップ*などを活用した住民への周知に努めます。

(3) 浸水対策の推進

近年の頻発する集中豪雨や局地的大雨に対し、県が制定した「総合治水条例*」に則り、河川・下水道対策、流域対策(雨水の流出を抑制)、減災*対策(浸水時の被害を軽減)を推進します。

河川では、堆積土砂の浚渫を行い、流下能力の向上を図るとともに、河川内の雑木伐採などを行い、河川環境の美化に努めます。

ため池では、(桜)上池、三谷池、直谷池の耐震点検結果を受け、逐次改修を行い、令和元年度に(桜)上池、令和6年度に三谷池の改修工事が完了しています。また、直谷池は令和8年度に改修工事を実施予定です。新規地区として、令和6年度より(南大貫)宮の池改修工事を実施しているほか、東田原ため池群(大門大年谷池・加治谷大年谷池・古新池)、塩田池、板坂奥池の改修工事に向けて協議を進めています。今後は引き続き、定期的な点検の実施、ため池管理者に対して適正な維持管理の啓発に努めます。



南大貫・宮の池 改修工事

また、豪雨災害の減災*措置として、引き続き水利施設管理強化事業(特別型)により、ため池の事前放流による水位調整について啓発を行います。

浸水対策として、雨水排水事業の推進を図るとともに、学校の校庭や公共施設を活用した雨水貯留対策や田んぼダムセキ板*を活用した水田での一時貯留による減災*対策について検討を進めます。あわせて、田んぼダムの取組団体の拡大に向けた啓発活動にも取り組みます。

(4) 既成市街地の住環境の改善

福崎駅周辺をはじめとする旧市街地には、老朽化の進んだ木造建築物が密集していることから、緊急車両の進入に支障をきたす地区が多く存在しており、住環境の改善が必要です。

整備にあたっては、土地区画整理*事業等の面的整備*を中心とした総合的な整備が理想ですが、財政的にも非常に困難であるため、段階的な空地の確保やセットバックを進めることなどにより徐々に住環境の改善を図ります。

また、倒壊や火災など防災上の観点から悪影響を及ぼす可能性のある危険な空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法や空家条例等の法令に基づき対策を行います。

(5) オープンスペース*の確保

公共空間である公園・緑地、道路、河川等のオープンスペース*は、災害時の被害の拡大を食い止めるとともに、避難場所、災害時の活動場所等、多様な活用が期待されます。

防災の観点から、施設配置の検討や整備、適切な維持管理を行い、災害時にも有効なオープンスペース*の確保に努めます。

公園や道路等については、積極的に配置し、延焼などの二次災害を最小限にとどめます。また、資機材については確保等を行い、有事の際はその有効活用を図ります。

池、河川については、消火のための水の供給とともに緑地帯として延焼の遮断にも有効で適正な維持管理に努めます。

(6) ライフライン*の強化

住民生活にとって欠くことのできないライフライン*について、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、安定した供給を確保するため、関連機関と連携を図りさまざまな対策を講じます。

水道については、主要な送配水施設の耐震化と管路の更新、防災訓練の実施などにより安定した水供給を実施します。

電気についても災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体のみひを防ぎ、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備を推進します。災害時の通行障害となる電柱の倒壊等を回避し、通信手段の確保を図るための防災対策を実施するため、引き続き、関係機関との情報共有に努めます。

(7) 防災体制の強化

町ホームページや広報誌等により防災情報の提供を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、応急手当、救命講習等を開催し、住民救護者の養成に努めます。

また、地域防災計画に基づき、行政と防災関係機関、住民などによる防災体制を確立し、自主防災組織の連携強化と地域防災力の向上を図ります。

避難所となっている公共施設の耐震化などを進めます。

防災備蓄品の整備拡充を行います。

町、関係機関、各種団体などと連携した防災訓練を実施します。

職員による災害時の初動体制を確立するため、図上訓練など、職員の情報伝達訓練を実施します。

町内量販店と災害時応援協定を締結し、食料品、日用品の優先供給に努め、有事の際には迅速な連携を図ります。

「エリアメール*」、「ふくさき防災ネット*」など様々なツールの利用を促進し、迅速な防災情報の発信に努めます。

地域防災の担い手*である自主防災組織などのリーダーの育成に努めます。

町ホームページや広報誌等を活用して防災・減災*に関する情報提供を行います。

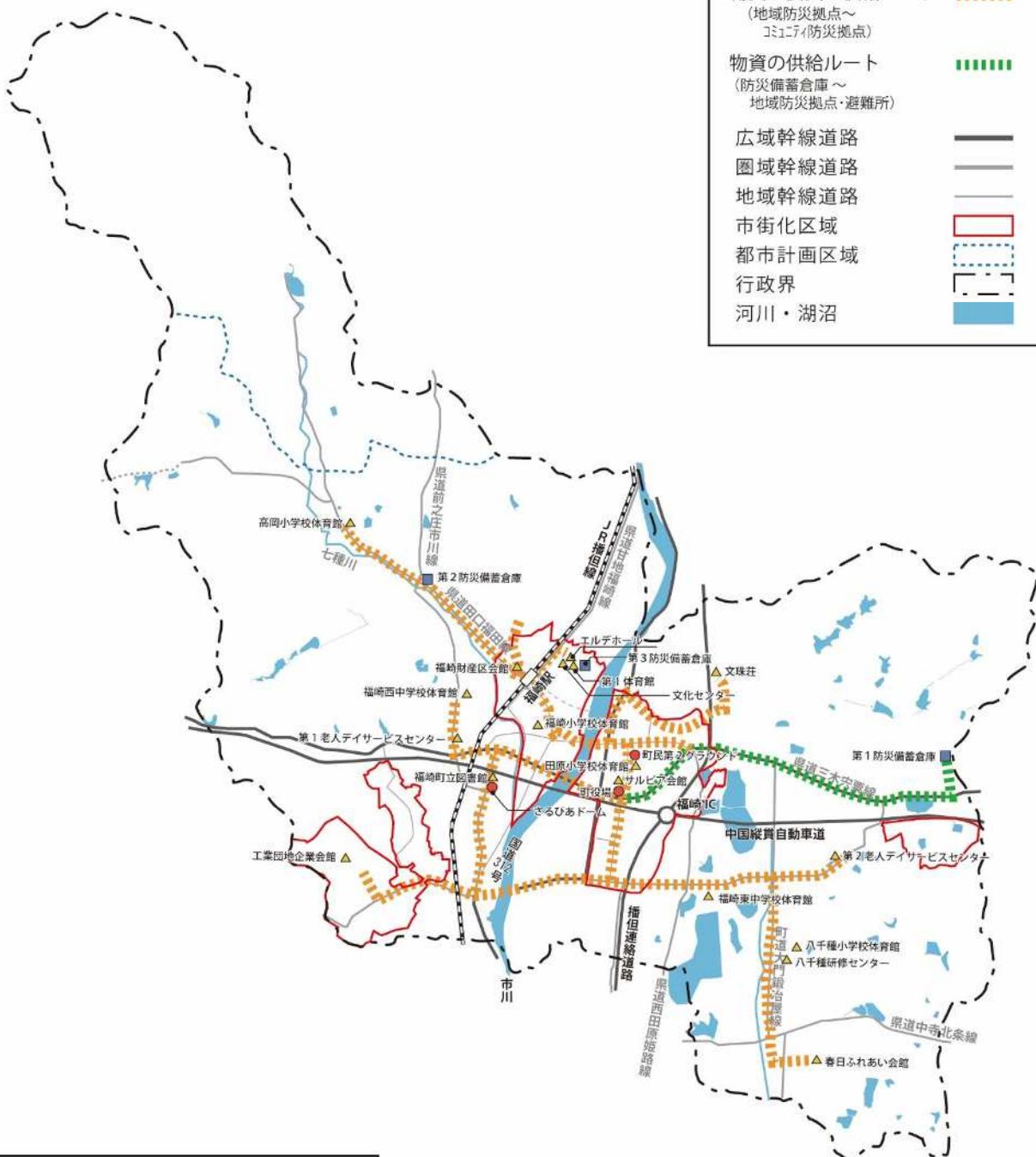


第3防災備蓄倉庫



消防団と小学校の合同練習

凡 例	
地域防災拠点	●
コミュニティ防災拠点・避難所	▲
防災備蓄倉庫	■
物資・要員の供給ルート (地域防災拠点～ コミュニティ防災拠点)	●●●●●
物資の供給ルート (防災備蓄倉庫～ 地域防災拠点・避難所)	■ ■ ■ ■ ■
広域幹線道路	—
圏域幹線道路	—
地域幹線道路	—
市街化区域	□
都市計画区域	□
行政界	□
河川・湖沼	■



2-4-2.ユニバーサル社会*への対応

〔基本的な考え方〕

少子高齢化の進展や多様化する地域課題に対応していくため、年齢、性別、障がいの有無、文化的背景などの違いにかかわらず、すべての人が地域社会の一員として支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを進めます。

公共空間においては、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の円滑な移動等の促進に関する法律）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、移動の円滑化に資する施設整備を継続して推進します。

(1) 公共空間のバリアフリー*化の推進

福崎駅周辺地区は、町の玄関口としてふさわしいまちづくりを推進していく地域であることから、すべての人が住みやすく、訪れやすいまちとしてユニバーサル社会*を実現するための意識づくり・しくみづくり・基盤づくりを推進します。その他、町内の公共空間のバリアフリー*化を引き続き進めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

兵庫県において全国に先駆けて制定した「福祉のまちづくり条例*」にもとづき、高齢者や障がいのある人の利用に配慮した整備をもとに、今後はさらに、より安全で便利、快適に活動し移動できる質の高いまちづくりを進めるとともに、良好な地域コミュニティ*の形成、保健・医療・福祉機能が連携したケアのしくみづくりなども組み込んだ福祉のまちづくりを一層推進します。

また、福崎町人生いきいき住宅助成事業等の情報提供に努め、ユニバーサルデザイン*に配慮した住宅への改修に対して、相談や費用の助成を行います。

あわせて、ユニバーサルデザイン*に基づいた公共施設の整備を行うなど、ユニバーサル社会*づくりを推進します。

第6章 まちづくりの実現に向けて

1. まちづくりにあたっての役割分担

本町のこれからのまちづくりを実践していくために、行政、住民、企業等がそれぞれ役割を果たし、町の現状・課題を共有しながら相互に協力したまちづくりを進めていきます。

表 6.1 各主体の役割分担

主体	役割	内容
行政	行政 支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり情報の積極的な提供や発信 ・NPO*などの支援と活用
住民	個々の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりへの参加 ・土地利用の方針に沿った開発、建築への配慮 ・庭の緑化や生け垣、清掃等の周辺環境への配慮等
	地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会などによる清掃活動 ・ボランティア活動への取組
企業等	地域の企業・大学としての取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・教育活動を通じたまちづくりへの取組 ・独自の専門性をいかしたまちづくりへの取組

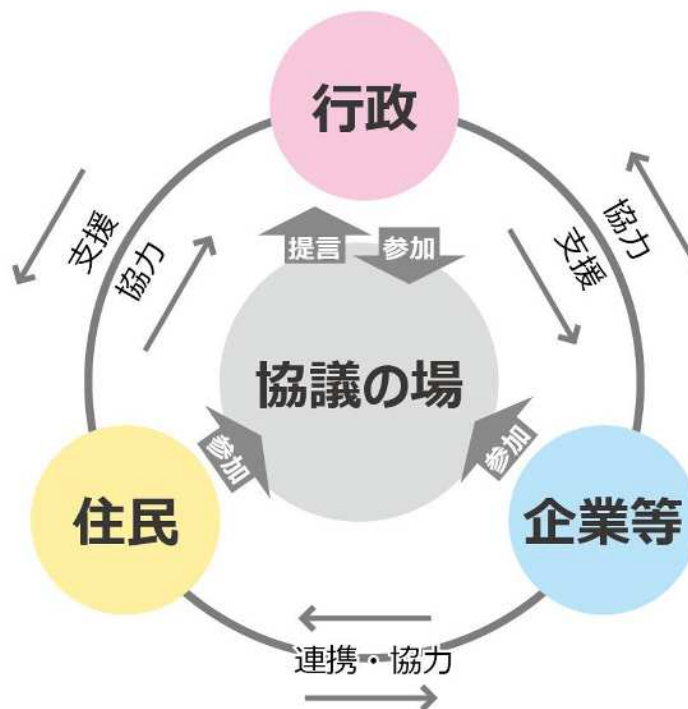


図 6.1 相互協力体系図

2. まちづくりの推進と取組

(1) 町民とのマスタープランの共有

今後のまちづくりにおいては、町民の参画が特に重要であり、町民と行政が共有する“まちづくりの基本方針”として、本マスタープランを広く周知したうえで、さらに町民の意見を求める場を設けていく必要があります。

そのため、パンフレット等の配布、インターネットやSNS*による情報交換、まちづくりシンポジウムの開催等、情報提供及び意見交換の機会の増進に努めます。

(2) 町民参加型まちづくり事業の展開

地域の課題や特性を踏まえ、自治会ごとの住民懇談会の実施など、地域住民との意見交換の場を設けながら、具体の事業化に向けて積極的な展開を図ります。

また、こうした活動を通じて、将来的には町民主導でまちづくりが展開される体制の確立をめざします。

(3) 町民によるまちづくり活動の支援

町民主導のまちづくり活動を定着させるため、前述の事業展開のほか、個々のまちづくり活動を支援するため、以下の制度や体制の確立を図ります。

- ①自立(律)のまちづくり交付金事業の継続
- ②まちづくり情報の提供(ライブラリーの設置、人材、組織バンクの設置 等)
- ③まちづくりの啓発・アドバイス(専門家の派遣、講習会の開催、広報活動の展開 等)
- ④町民からの提案の事業化に向けた、まちづくり検討業務の推進
- ⑤地域の身近な小空間などの町民参画によるアドプト制度*等の活用

(4) 計画・施策・事業の評価

計画・施策・事業を進めていく中で庁内部での事業評価はもとより、外部評価も視野に入れた事業評価を進めていきます。また、評価結果を施策や事業の改善に反映させていきます。

(5) 庁内体制の強化

まちづくりの展開においては、町行政内の協力体制はもとより、国、県、隣接市町など関係諸機関との連携が不可欠です。そのため、今後とも本マスタープランへの理解、協力を得られるよう、密接な連携体制を保持していきます。

3. 都市計画マスタープラン*の見直し

都市計画マスタープラン*では、社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5～10年ごとに計画内容の見直しを行うことが基本とされています。そのため、概ね5年毎を目途に、計画に記載された施策・事業の実施状況について調査・分析を行い、本計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討するとともに、PDCAサイクルの考え方に基づき、継続的に計画の評価・管理及び見直しを定期的実施していきます。

加えて、上位計画である「福崎町第6次総合計画」や、兵庫県が策定する「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」の改定があった場合には、随時、見直しを実施します。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政など、都市計画マスタープランを構成するフレームに大きな変化が生じた場合には、随時、必要かつ適切な見直しに取り組みます。

なお、見直しに際しては、本マスタープランの方針を基本としながら、検討委員会の設置や住民参加手法の工夫等により、マスタープランのさらなる充実を図ります。

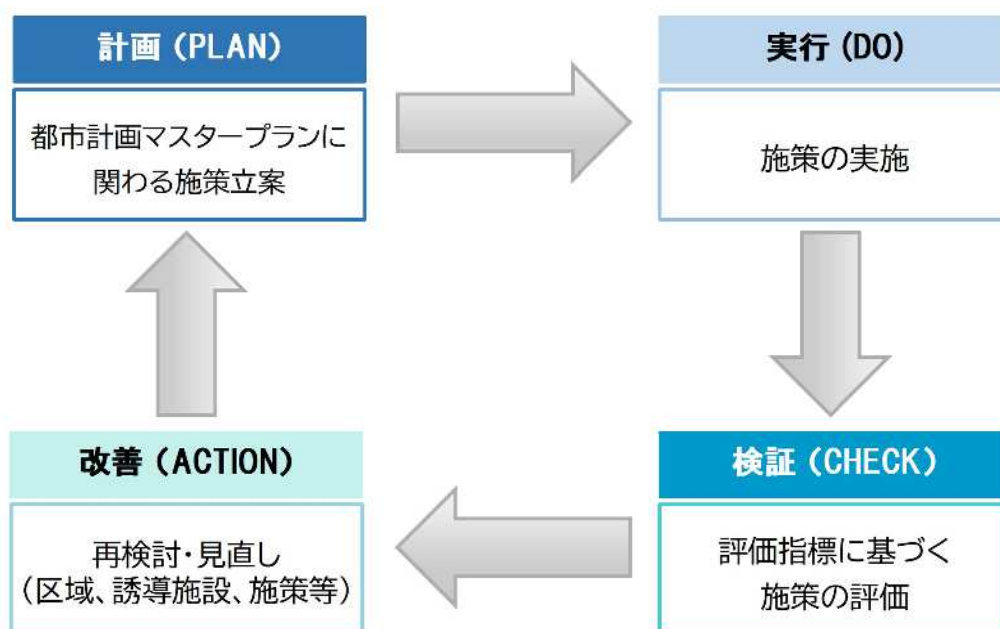


図 6.2 PDCAサイクルの考え方

